

相談・支援関係者用

困難を有する子ども・若者の 相談・支援機関ガイドブック

(セレクトシステム)

令和5年（2023年）3月
千葉県子ども・若者支援協議会

はじめに

本県では、平成22年に成立した「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成24年1月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置しています。

当協議会では、教育・福祉・雇用などの関係機関・民間支援団体が問題意識を共有し、連携を深め、困難を有する子ども・若者への適切な支援策の検討を行っています。

子ども・若者を取り巻く問題は、不登校、いじめ、ニート・ひきこもり、ネットトラブル、子どもの貧困など多様化・複雑化しており、状況に応じたきめ細やかな対応と、関係機関の連携強化が求められています。

そこで当協議会では、相談・支援の迅速化や関係機関の連携強化を目的とし、平成28年3月に本ガイドブックの初版を発行いたしました。

県内のひきこもり・不登校・若者の就労支援等に関する相談・支援機関の情報を整理し、困りごとに応じた相談・支援先を速やかに探すことができるものとなっています。

このたび、より使い易いガイドブックとするため、当協議会の構成機関・団体はもとより、国・県の関係機関、市町村、民間団体など多くの方々に御協力いただき、情報の追加・更新等を行い、第4版を作成いたしました。

引き続き、県内の行政機関、民間団体、学校などで困難を有する子ども・若者への支援を行っている皆様に広く御活用いただくことで、本ガイドブックが、一人でも多くの子ども・若者が新たな一歩を踏み出す一助となれば幸いです。

令和5年3月
千葉県子ども・若者支援協議会

目 次

1 . セレクトマップ	1
2 . 国・県等の相談・支援機関	5
・掲載機関一覧	6
3 . 市町村の相談・支援窓口等	3 9
・相談・支援窓口	4 1
・市町村が設置する困難を有する子ども・若者の居場所	1 0 9
・障害者総合支援法に基づく支援	1 2 3
4 . 民間支援団体	1 2 5
・掲載団体一覧	1 2 6
5 . 参考資料	1 3 5
・インターネット上のトラブルで困った時の相談窓口	136
・若者の自殺等相談窓口	137
・若者の犯罪被害に関する相談窓口	138
・若者の消費生活相談窓口	139
・ひきこもり・不登校の若者支援にあたり、知っておきたい精神疾患	140
・「千葉県子ども・若者支援協議会」構成機関・団体	142

本冊子の利用方法

相談・支援機関を探すには

「ひきこもり」、「不登校」、「若者の就労関係」を3つの柱とし、目的や状況により適した相談機関をお示しする「セレクトマップ」(p. 1～4)を作成していますので、子ども・若者の状態や年齢、利用したい支援等により相談・支援先を探してください。

また、目次及び「掲載機関/団体一覧」から機関・団体を探すこともできます。

本冊子では、概ね15歳からポスト青年期(39歳以下)までの方に関する情報を中心に掲載しています。不登校については、小・中学生も含めた内容としています。

本冊子の掲載情報は、概ね令和4年度中のものとなっております。変更がある場合がありますので、詳細は各機関・団体へお問い合わせください。

(参考)

「ひきこもり」とは

「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」

(厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」による)

「不登校」とは

「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」

(文部科学省「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による)

1 . セレクトマップ

「セレクトマップ」とは

本冊子の3つの柱である「ひきこもり」、「不登校」、「若者の就労関係」について、以降に掲載する国・県・市町村・民間の支援機関・団体を、支援対象の子ども・若者の状態や年齢、利用したい支援業務に応じて、より適切な支援機関を御案内するための図です。

掲載情報の具体的内容につきましては、各機関・団体の掲載ページを御参照いただき、さらに詳細につきましては、直接各機関・団体へお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

相談したい

		電話	面接	訪問	実施している 実施することもある	参照 ページ
総合相談 【39歳まで】	千葉県子ども・若者総合相談センター 「ライトハウスちば」				⇒	P7
	ひきこもり専門相談 【18歳以上】	千葉県ひきこもり地域支援センター			⇒	P8
地域における相談	各市町村相談窓口【ひきこもり】【生活困窮】				⇒	P39
	中核地域生活支援センター				⇒	P9
就労に向けた相談 【15～49歳】	地域若者サポートステーション (グループワーク・就労体験)				⇒	P11
	民間支援団体			団体による	⇒	P125
精神疾患の 疑い	各市町村相談窓口【心の健康】【障害相談】				⇒	P39
	保健所(健康福祉センター)				⇒	P13
	千葉県精神保健福祉センター			○	⇒	P15
	医療機関	各医療機関による				
犯罪の 疑い	千葉県警察少年センター				⇒	P16
	千葉法務少年支援センター(千葉少年鑑別所)				⇒	P17

居場所等(支援プログラムに参加したい)

生活リズムの見直し 【15～30歳】	千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」 若者を対象とした支援プログラム(パソコン・ものづくり・卓球など)	⇒	P7
	民間支援団体(フリースペース・社会復帰支援・学校復帰支援など)	⇒	P125
医療・ 福祉	障害者総合支援法に基づく支援 (就労移行支援、就労継続支援など)	⇒	P123
	精神科デイケア		

不登校

相談したい

		電話	面接	訪問	参照 ページ
総合相談 【39歳まで】	千葉県子ども・若者総合相談センター 「ライトハウスちば」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P7
	千葉県子どもと親のサポートセンター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P18
地域における相談 【小・中学生】	各市町村相談窓口【不登校】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P39
	各教育事務所「教育相談室」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P19
	民間支援団体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P125
養育環境の問題	各市町村相談窓口【児童虐待】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P39
	児童相談所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P20
	児童家庭支援センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P21
	中核地域生活支援センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P9
特別な支援	各市町村相談窓口【障害相談】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P39
	千葉県総合教育センター特別支援教育部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	P24
非行傾向	千葉県警察少年センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P16
	千葉法務少年支援センター（千葉少年鑑別所）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P17
人権相談	千葉法務局（人権相談）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	P25

居場所等（フリースペース・学習支援ほか）

地域での支援 【小・中学生】	各市町村「適応指導教室」 （体験活動、学習支援など個々のニーズ合わせた対応）				P39
子どもと親のグループ活動 【小・中・高校生】	千葉県子どもと親のサポートセンター サポート広場（ゲーム・折り紙・軽スポーツなど）				P18
生活リズムの見直し 【15～30歳】	千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」 若者を対象とした支援プログラム（パソコン・ものづくり・卓球など）				P7
	民間支援団体（フリースペース・学校復帰支援・社会復帰支援など）				P125
社会的 養護	児童相談所（一時保護所） 児童養護施設、児童自立支援支援施設 自立援助ホーム、里親など				P23

若者の就労関係

相談したい

		電話	面接	訪問	参照ページ	
相談したい	総合相談【39歳まで】	千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」			⇒	P7
	働くことへの悩み【15～49歳】	地域若者サポートステーション（グループワーク・就労体験）			⇒	P11
	就労に向けた準備【概ね30代まで】	○			⇒	P26
	就労先を探したい	ハローワーク 新卒応援、わかもの、就職氷河期世代			⇒	P27
	地域における相談	各市町村相談窓口【若者の就労関係】			⇒	P39
		民間支援団体			⇒	P125
	発達障害の疑い	各市町村相談窓口【発達障害】			⇒	P39
千葉県発達障害者支援センター「CAS」			⇒	P31		

:実施している
:実施することもある

技術・技能取得（働く力をつける）

専門的技術の習得	千葉職業能力開発短期大学校	⇒	P32
	千葉県立高等技術専門学校（障害者高等技術専門学校含む）	⇒	P33

障害福祉

地域における相談	各市町村相談窓口「障害相談」	⇒	P39
相談・訓練	障害者総合支援法を活用した支援 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）、就労移行支援 就労継続支援（A型）（B型）	⇒	P39, 123
	千葉障害者就業支援キャリアセンター （相談・訓練・アフターフォロー）	⇒	P35
	障害者就業・生活支援センター	⇒	P36
	千葉障害者職業センター （相談・職業準備支援・職場定着支援）	⇒	P38

2 . 国・県等の相談・支援機関

国・県が設置している相談・支援機関等を掲載しています。

国・県が直接運営をしている機関のほか、外部業者への業務委託による運営や、補助金等を交付されて運営されている機関も含まれます。

千葉県子ども・若者支援協議会の構成機関をはじめ、関係機関へ御協力をいただき、県内機関におけるニート・ひきこもり・不登校への取組を中心にまとめたものです。

掲載情報につきましては、各機関に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

掲載機関一覧

セレクトマップの順に掲載

No.	機関名称	ページ	所管(関係)部署
1	千葉県子ども・若者総合相談センター 「ライトハウスちば」	7	千葉県環境生活部県民生活課
2	千葉県ひきこもり地域支援センター	8	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
3	中核地域生活支援センター	9	千葉県健康福祉部健康福祉指導課
4	地域若者サポートステーション	11	千葉県商工労働部雇用労働課
5	健康福祉センター(保健所)	13	千葉県健康福祉部健康福祉政策課
6	千葉県精神保健福祉センター	15	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
7	千葉県警察少年センター	16	千葉県警察本部生活安全部少年課
8	千葉法務少年支援センター(千葉少年鑑別所)	17	千葉少年鑑別所
9	千葉県子どもと親のサポートセンター	18	千葉県教育庁児童生徒安全課
10	教育事務所の教育相談室	19	
11	児童相談所	20	千葉県健康福祉部児童家庭課
12	児童家庭支援センター	21	
13	児童養護施設・里親・自立援助ホーム等	23	
14	千葉県総合教育センター特別支援教育部	24	千葉県教育庁特別支援教育課
15	千葉地方法務局(人権相談)	25	千葉地方法務局
16	ジョブカフェちば(ちば若者キャリアセンター)	26	千葉県商工労働部雇用労働課
17	ハローワーク	27	千葉労働局
18	千葉県発達障害者支援センター(CAS)	31	千葉県健康福祉部障害福祉事業課
19	千葉職業能力開発短期大学校	32	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構
20	千葉県立高等技術専門学校	33	千葉県商工労働部産業人材課
21	千葉障害者就業支援キャリアセンター	35	
22	障害者就業・生活支援センター	36	
23	千葉障害者職業センター	38	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」

所在地	〒260-0001 千葉市中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎4階							
電話番号	043-420-8066							
ウェブサイト	https://lighthouse.pref.chiba.lg.jp/							
メールアドレス	lighthouse@abeam.ocn.ne.jp							
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者の抱える様々な悩みについて、相談先がわからない時に、本人や家族が、まず最初に相談できる窓口です。 ・関係機関や学校の先生等からの相談先や連携先の照会にも対応しています。 							
対応	電話相談	面接相談		訪問支援		その他		
		オンライン可				若者を対象とした支援プログラム（要予約）		
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話)10:00~17:00
								(面接)要予約 14:00~17:00 オンラインは木金のみ
月曜日が祝日の場合は営業、翌火曜日休み。年末年始休み。								

特色

子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき平成24年7月に県が設置した、概ね39歳までの子ども・若者のための総合相談窓口です。

相談方法

- ・ 面接相談は要予約（電話 043-420-8066）
- ・ FAXによる相談の申込（FAX043-420-8023）
- ・ FAX、メール、ホームページの相談用フォームからの相談申込は、予約受付のみとなります。
- ・ 相談いただいた方とのコミュニケーションにより、より良い解決策を探ることができると考えておりますので、FAX、メール、相談用フォームによる相談申込の場合も、お電話いただくようお願いしています。
- ・ 千葉市在住の方は、「千葉市子ども・若者総合相談センターLink」を参照ください。



若者を対象とした支援プログラム（平成30年度開始）

- ・ 適切な支援機関等が直ちに見つからず、家にこもりがちになっている若者（義務教育終了後から30歳前後まで）が、生活リズムを見直し、復学や適切な支援機関の利用など、自立に向けて動き始められるように支援するプログラムです。利用を希望される場合は、まずは上記番号へお電話ください。

対応

- ・ 心理カウンセラー、精神保健福祉士のほか、専門の相談員が電話でご相談者の悩みを伺い、必要により情報提供や関係機関への確実なつなぎを行います。子ども・若者が次のステップに歩み出せるようになることを目指し、次に繋がる相談を心掛けています。

他機関との連携

- ・ 主なつなぎ先としては、行政機関（地域若者サポートステーション、子どもと親のサポートセンター等）、障害者総合支援法に基づく福祉サービス事業所、親の会、居場所、自助グループ、医療機関など。できるだけ複数箇所をご紹介し、相談者が選択できる形を取っています。

メッセージ

- ・ 相談業務として電話相談、面接相談、「若者を対象とした支援プログラム」を実施するほか、親の会や他支援機関との個別支援会議を開催しています。他支援機関との信頼関係を構築するとともに、情報の収集、提供に努めます。

ライトハウスとは「灯台」という意味です。悩んでいる方々の心のよりどころになることを目指しています。



千葉県ひきこもり地域支援センター

千葉市在住の方：「3.市町村の相談・支援窓口等 千葉市ひきこもり地域支援センター 参照」

所在地	(千葉県精神保健福祉センター内)							
電話番号	043-209-2223							
ウェブサイト								
メールアドレス								
業務概要	ひきこもり本人や家族が最初どこに相談してよいかといった相談を受け、より適切な支援機関をご紹介することを目的とした第1次相談窓口です。							
対応	電話相談		面接相談		訪問支援		その他	
	事前予約制							
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話)9:30~16:30
								(面接)事前予約制
	: 第1金曜日は13:00-16:30				土日、祝祭日は休み			

特色

相談方法

- 電話相談は月曜日から金曜日の9:30から16:30まで実施しています。(電話：043-209-2223)
ただし、第1金曜日は13:00から16:30までです。
- 面接相談は、電話相談の中で対面式での相談を希望された方で、より良い解決策が面接相談により御提案できると相談員が判断した場合に、予約制で対応させていただきます。
- 訪問支援は、電話相談で訪問支援を希望された際に、相談員が当センターの目的となる、「関係機関につなげる」ために有効であると判断し、同センター内で協議の結果、面接相談を経て、同支援をさせていただくこととしています。
このため、一定の期間を要すること、判断や協議、面接相談の中で、別の御提案や関係機関の御紹介をさせていただくこともあります。

対応職員

- 専門の相談員が、ひきこもり本人、家族等からの電話相談に応じるとともに、相談内容に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関につなげる相談をしています。
- 日頃から、関係機関との連携を進めており、相談内容に応じ、迅速かつ、適切な関係機関の情報を提供できるように、関係機関とのネットワーク構築に取り組んでいます。

他機関との連携 (主な紹介先)

《専門的な相談先》	・精神保健福祉センター ・発達障害者支援センター ・教育相談機関
《身近な相談機関》	・市役所、町村役場 ・保健所(健康福祉センター) ・中核地域生活支援センター
《就労・就労訓練に関する相談機関》	・ハローワーク ・障害者就業・生活支援センター ・地域若者サポートステーション
《一歩踏み出したい》	・自助グループ ・居場所 ・カウンセリング
《家族が元気になる》	・ひきこもりの親の会 (同じ悩みを分かち合う。勉強したい。)
《「眠れない。イライラ。不安。」》	・精神科、心療内科等の医療機関

メッセージ

- 対象者御自身の高齢化や生活困窮、子どものころからの長年にわたる発達の問題などが絡まり合っ、問題が複雑になってしまっている御相談が以前よりも増えている印象があります。
- 時には、アセスメントシートの記入が難しく、御紹介機関に悩むこともありますが、御相談内容に応じて、お住まいの地域の身近な相談窓口や、できるだけ適切な機関を御紹介するよう努めています。

中核地域生活支援センター

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/chuukaku/kaisetsu.html
メールアドレス	—
業務概要	中核地域生活支援センターは、子ども・障害者・高齢者等、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、健康福祉センター圏域毎に社会福祉法人やNPO法人への委託にて設置しており、24時間・365日体制で包括的な相談支援等を行っています。

連絡先一覧

名称	連絡先等	管轄
まるっと	習志野市津田沼 5-2-22 ヴィラ習志野 301 号室 電話：047-409-6161	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
くらっち	浦安市北栄 1-16-30 レドンドビル 303 電話：047-318-9551	市川市、浦安市
ほっとねっと	松戸市新松戸 3-15 KS12 ビル 1-A 電話：047-309-7677	松戸市、流山市、我孫子市
のだネット	野田市尾崎 840-32 電話：04-7127-5366	野田市
すけっと	佐倉市王子台 4-28-12 T・第一ビル 2階 電話：043-308-6325	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取CCC	香取市佐原イ 720 番地 6 パールコートD号室 電話：0478-50-1919	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匠ネットワーク	旭市口の 838 電話：0479-60-2578	銚子市、旭市、匝瑳市
さんネット	山武市津辺 252 番地 1 電話：0475-77-7531	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生ひなた	茂原市長尾 2694 電話：0475-22-7859	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅ひなた	いすみ市大原 8927-2 電話：0470-60-9123	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
ひだまり	館山市山本 1155 電話：0470-28-5667	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津ふくしネット	富津市青木 2-16-14 アーバンスモール秋山 101 電話：0439-27-1482	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
いちほら福祉ネット	市原市東国分寺台 3-10-15 電話：0436-23-5300	市原市

◇関連事業

名称	連絡先等	管轄
柏市地域生活支援センター あいネット	柏市柏 5-8-12 教育福祉会館 1F 電話：04-7165-8707 相談日：月～金 8:30～17:15	柏市（委託元）
船橋市 「保健と福祉の総合相談窓口」 さーくる	船橋市湊町 2-8-11（船橋市役所別館 1 階） 電話：047-495-7111 相談日：月～金 9:00～17:00	船橋市（委託元）
船橋市基幹相談支援センター ふらっと船橋	船橋市海神 1-31-31 ジュネス海神 101 号室 電話：047-495-6777 相談日：月～土 10:00～18:00	船橋市（委託元）

※管轄は、原則、当該地区に限定されます。

特色

業務内容

- ・ 包括的相談支援
制度の狭間にある方、複合的な問題を抱えた方、制度や社会の変化から生じる新たな課題により生活不安を抱えた方及び広域的な調整が必要な方等を中心として、福祉に関する様々な相談をお受けし、当事者や関係者と一緒に関解決方法を考え、当事者が望む生活を実現するためのサポートをしています。
- ・ 権利擁護
表面化している権利侵害だけでなく、本人や家族が認識していない権利侵害についても積極的に把握し対応しています。また、再発防止や予防の取り組みを行っています。
- ・ 地域総合コーディネート
個々の相談を通じて見えてくる課題を、会議や行事・広報活動を通じて多くの当事者や住民、関係者の方々が共有できるような働きかけをし、地域レベルでの問題解決の仕組みづくりやネットワークづくりへと拡げています。
- ・ 市町村等バックアップ
市町村や各相談支援機関が相談事例に対応するにあたって、市町村等からの求めに応じて専門的かつ多面的な視点に立った助言等の支援を行います。

二一ト・ひきこもり・不登校などへの対応

中核地域生活支援センターは、当事者、家族、その他関係される方どなたでも相談することができます。ひきこもり・不登校などの当事者だけでなく、家族を含めた問題の整理を行います。相談は、電話や直接事務所への来所、または自宅などへの訪問でお受けしています。相談は無料です。

特徴的な対応

- ・ 問題の整理
相談時に『何を相談していいのかわからない…』『問題が絡み合っていてどうしていいかわからない』といった場合には、問題の整理を行い、必要な支援は何かを一緒に考えます。
- ・ 必要な機関・団体へのつなぎ
当事者の置かれている状況や相談の内容によって必要な機関・団体へつなぎ、支援ネットワークを構築します。
- ・ アウトリーチ
相談の内容により、自宅や学校などへの訪問による相談支援活動を行っています。また、必要な手続きを当事者や家族が行うことが難しい場合には、当事者や家族に同行し、手続きなどの支援を行う場合もあります。

地域若者サポートステーション（通称“サポステ”）

所在地	（「連絡先一覧」を参照）
電話番号	（「連絡先一覧」を参照）
ウェブサイト	（「連絡先一覧」を参照）
メールアドレス	（各サポステのホームページで御確認ください）
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の委託事業として、全国に177箇所、千葉県には8箇所設置されています（令和4年12月末日現在）。 15歳から49歳までの若年無業者を対象に、個別の相談に加えて、就労に向けた各種プログラムや職場体験、セミナーなどを無料（原則）で提供し、若者の就労に向けた「一歩踏み出す力」のサポートを行っています。

連絡先一覧

名称	連絡先等
ちば地域若者サポートステーション	〒261-0026 千葉市美浜区幕張西 4-1-10 「ちば仕事プラザ」内 電話：043-351-5531 HP： https://chibasaposute.com/ 開所日時：火曜日～土曜日 9:00～16:00 ○千葉駅前サテライト 〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 千葉TNビル1階 「ハローワークプラザちば」内 開所日時：第3金曜日 10:30～15:30 ○八千代市サテライト 〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 「八千代市役所」1階 第1相談室 開所日時：第4木曜日 10:00～16:00 ○四街道サテライト 〒284-0003 四街道市鹿渡無番地 「四街道市総合福祉センター」3階 相談室1 開所日時：第4金曜日 10:00～16:00
	管轄 千葉県全域
いちかわ・うらやす若者サポートステーション	〒272-0122 市川市宝 2-10-18 安田ビル1階 電話：047-395-3053 HP： http://ichiura-saposute.com/ 開所日時：火曜日～土曜日 10:00～17:00 ○新浦安駅前サテライト 〒279-0012 浦安市入船 1-4-1 イオン新浦安 4階市民プラザWave101 「浦安市ふるさとハローワーク」内 開所日時：第2金曜日、第4水曜日 10:00～17:00 ○市川駅前サテライト 〒272-0033 市川市市川南 1-1-1 ザ タワーズ イースト 3階 「ジョブ・サポートいちかわ」内 開所日時：第1・2・3・4木曜日 10:00～16:00
	管轄 市川市・浦安市
かしわ地域若者サポートステーション	〒277-0004 柏市柏下 66-1 柏市保健勤労会館 2階 電話：04-7100-1940 HP： http://k-saposute.com/ 開所日時：月曜日～土曜日 9:30～17:00（土曜日は要予約） ※出張相談 以下の【2箇所】で実施しています。 ・「ジョブパーク柏」内 ・「ハローワーク野田」内
	管轄 柏市
ふなばし地域若者サポートステーション	〒273-0011 船橋市湊町 2-1-2 Y.M.A Office ビル 5階 電話：047-437-6003 HP： https://funasapo.jpn.org/ 開所日時：火曜日～土曜日 9:00～16:00（予約制） ※出張相談 以下の【2市2箇所】で実施しています。 ・「船橋市中央公民館」内 ・「習志野市役所」内
	管轄 船橋市・習志野市

名称	連絡先等
ちば北総地域若者 サポートステーション	〒286-0044 成田市不動ヶ岡 1113-1 成田市勤労会館 2 階 電話：0476-24-7880 HP：http://hokusou-saposute.jpn.org/ 開所日時：月曜日～金曜日 10：00～17：00 ※出張相談 以下の【14市町16箇所】で実施しています。 ・成田市・佐倉市・印西市・富里市・香取市・銚子市・旭市・匝瑳市 ・酒々井町・栄町・芝山町・多古町・神崎町・東庄町
	管轄 成田市・佐倉市・印西市・富里市・香取市・銚子市・旭市・匝瑳市・酒々井町・栄町・芝山町・多古町・神崎町・東庄町
ちば南部地域若者 サポートステーション	〒292-0831 木更津市富士見 1-1-1 たちより館 2 階 電話：0438-23-3711 HP：http://www.chiba-nambu-saposute.jp/ 開所日時：火曜日～土曜日 9：30～16：30 ※出張相談 以下の【2箇所】で実施しています。 ・「ハローワーク木更津」内 ・「ハローワーク館山」内
	管轄 木更津市・南房総市・袖ヶ浦市・富津市・君津市・館山市・鴨川市・鋸南町
ちば南東部地域若者 サポートステーション	〒297-0026 茂原市茂原 643 スズキビル 3 階 電話：0475-23-5515 HP：http://chibanantosaposute.com 開所日時：月曜日～金曜日 9：00～17：00 ○サテライト市原 〒290-0050 市原市更級 5-1-18 市原市勤労会館 you ホールワーク プラザ相談室 開所日時：毎週火曜日 9:30～16：30（予約制） （第1火曜日のみ市原青少年会館 2 階会議室：市原市八幡 1126-1） ※出張相談 以下の【4市町4箇所】で実施しています。 ・横芝光町・大多喜町・山武市・いすみ市
	管轄 茂原市・東金市・市原市・勝浦市・いすみ市・大網白里市・山武市・横芝光町・九十九里町・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町
まつど地域若者 サポートステーション	〒271-0092 松戸市松戸 2060 松戸商工会議所別館 2 階 電話：047-703-8301 HP：http://matsudo-saposute.net/ 開所日時：月曜日～土曜日 9：30～17：00（受付は 16：30 迄） ※出張相談 以下の【2箇所】で実施しています。 ・「ハローワーク松戸」内 ・「鎌ヶ谷市役所」内
	管轄 松戸市

※「出張相談」の場所・開所日時等の詳細は、各サポステにお問い合わせください。
※管轄は限定されるものではなく、それ以外の地域からの受け入れも行っています。

特色

支援内容

<個別相談>

キャリアコンサルタントの資格を有した相談員が行っています。現在の状態や様子をお聞きして、サポステで行うサポートの目的を確認し、目標を一緒に決めていきます。また、必要に応じて、臨床心理士等による心理カウンセリングを実施しています。

<プログラムの実施>

① 自立支援・コミュニケーショントレーニング

不規則になりがちな生活リズム、人と話すのが苦手などのコミュニケーションに関する悩みを、各種プログラムのトレーニング等を通して改善していきます。

② 就活応援トレーニング

就活時に必要な履歴書の書き方や面接練習、ITスキルやビジネスマナーなど、仕事に必要なスキルを実践的に学んでいきます。



利用方法

予約制です。お電話にてご予約ください。

メッセージ

「働きたい」と思っている若者の自立をサポートする、これが私達の務めです。「キーワードは“働く”だけど、何処に相談したらよいか分からない…」というときは、まず、サポステのドアをノックしてみてください。若者の一人ひとりが、「かけがえのない自分の人生」に気づき、歩み始めてほしい！！それが、私達相談員の“願い”です。

保健所（健康福祉センター）

所在地	（「連絡先一覧」参照）
電話番号	（「連絡先一覧」参照）
ウェブサイト	https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/kfk/kenkoufukushi/index.html
メールアドレス	（各保健所（健康福祉センター）のホームページでご確認ください）
業務概要	保健所（健康福祉センター）では、健康の保持、増進を図るとともに、保健医療福祉に関する相談を受け付けています。

連絡先一覧

名称	連絡先等	管轄 1
習志野保健所 （習志野健康福祉センター）	〒275-0012 習志野市本大久保 5-7-14 電話：047-475-5151	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川保健所 （市川健康福祉センター）	〒272-0023 市川市南八幡 5-11-22 電話：047-377-1101	市川市、浦安市
松戸保健所 （松戸健康福祉センター）	〒271-8562 松戸市小根本 7 （東葛飾合同庁舎内） 電話：047-361-2121	松戸市、流山市、我孫子市
野田保健所 （野田健康福祉センター）	〒278-0006 野田市柳沢 24 電話：04-7124-8155	野田市
印旛保健所 （印旛健康福祉センター）	〒285-8520 佐倉市鎗木仲田町 8-1 （印旛合同庁舎内） 電話：043-483-1133	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町
印旛保健所 （印旛健康福祉センター） 成田支所	〒286-0036 成田市加良部 3-3-1 電話：0476-26-7231	成田支所は成田市・富里市を管轄しています。成田支所で取り扱っていない業務もありますので、事前にお問い合わせください。
香取保健所 （香取健康福祉センター）	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11 （香取合同庁舎内） 電話：0478-52-9161	香取市・神崎町・多古町・東庄町
海匝保健所 （海匝健康福祉センター）	〒288-0817 銚子市清川町 1-6-12 電話：0479-22-0206	銚子市・旭市・匝瑳市
海匝保健所 （海匝健康福祉センター） 八日市場地域保健センター	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ 2119-1 電話：0479-72-1281	八日市場地域保健センターで取り扱っていない業務もありますので、事前にお問い合わせください。

名称	連絡先等	管轄 1
山武保健所 (山武健康福祉センター)	〒283-0802 東金市東金 907-1 電話：0475-54-0611	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・芝山町・横芝光町
長生保健所 (長生健康福祉センター)	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1 (長生合同庁舎内) 電話：0475-22-5167	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター)	〒299-5235 勝浦市出水 1224 電話：0470-73-0145	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
安房保健所 (安房健康福祉センター)	〒294-0045 館山市北条 1093-1 電話：0470-22-4511	館山市・南房総市・鋸南町・鴨川市 鴨川地域保健センターで取り扱っていない業務もありますので、事前にお問い合わせください。
安房保健所 (安房健康福祉センター) 鴨川地域保健センター	〒296-0001 鴨川市横渚 1457-1 電話：04-7092-4511	
君津保健所 (君津健康福祉センター)	〒292-0832 木更津市新田 3-4-34 電話：0438-22-3743	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
市原保健所 (市原健康福祉センター)	〒290-0082 市原市五井中央南 1-2-11 電話：0436-21-6391	市原市
千葉市保健所 2	〒261-8755 千葉市美浜区幸町 1-3-9 電話：043-238-9920	千葉市
船橋市保健所 3	〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55 電話：047-409-3668	船橋市
柏市保健所 3	〒277-0004 柏市柏下 65-1 電話：04-7167-1255	柏市

1 管轄は当該地区に限定されます。

2 政令市の保健所

3 中核市の保健所

特色

関連する主な相談・支援

- ・ 精神保健福祉相談や、思春期に関する相談、社会復帰支援、啓発普及等を行っています。
- ・ また、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図っています。

ニート・ひきこもり・不登校などへの対応

- ・ ニート・引きこもり・不登校の状態に至る経過の中で、精神疾患等の疑いが懸念される場合は、精神科嘱託医師や精神保健福祉士等による精神保健福祉相談（予約制）を受けることができます。

メッセージ

- ・ 相談日時は各保健所（健康福祉センター）のホームページをご確認ください。
- ・ また、相談予約や詳細につきましては、管轄の保健所（健康福祉センター）(上記)にお問合せください。

千葉県精神保健福祉センター

所在地	〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町666番の2							
電話番号	043-263-3891(代表)							
ウェブサイト	http://www.pref.chiba.lg.jp/cmhc/							
メールアドレス								
業務概要	心の健康、精神疾患及び精神科医療、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存、思春期精神保健など精神保健福祉全般に関する電話及び面接による相談、診療を行っています。							
対応	電話相談		面接相談		訪問支援		その他	
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								*下記参照
	祝日・年末年始は除く。							

特色

診察

月、火、木、金曜日の午前中に診療を行っていますが、新規の受診、アウトリーチ支援については、機関支援として関係機関に協力する形での紹介のみお受けしています。

相談全般

面接相談は予約制となりますので、相談専用電話にご連絡ください。

電話相談

専門の相談員が、匿名性を原則としてお話を伺い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関等をご案内します。なお、継続的・治療的カウンセリングはしておりません。

- ・ 相談専用番号：043-263-3893
- ・ 受付時間9：00～18：30（月～金曜日、祝日・年末年始を除く）
- ・ 相談対象者が千葉市にお住まいの方は、千葉市こころの健康センターへ御相談ください。
電話：043-204-1582

依存症相談

当センターでは、千葉県の依存症対策相談拠点機関として以下の事業を行っています。

- ・ 電話相談（アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症）
- ・ 個別相談（薬物依存症、ギャンブル等依存症）
- ・ ご本人向け治療回復プログラム（アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症）
- ・ 家族支援（家族教室、講演会）
- ・ アルコール健康障害勉強会

日程や申込方法については、ホームページをご確認ください。

- ・ 相談指導課：043-263-3892
- ・ 受付時間10：00～17：00（月～金曜日、祝日・年末年始を除く）
- ・ 相談対象者が千葉市にお住まいの方は、千葉市こころの健康センターへ御相談ください。
電話：043-204-1582

千葉県警察少年センター

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	https://www.police.pref.chiba.jp
メールアドレス	
業務概要	千葉県警察少年センターは、千葉県警察本部生活安全部少年課の附置機関として設置され、少年(20歳未満)や保護者等からの悩みや困りごとの相談に対応しています。

連絡先一覧

名称	連絡先等	管轄
本部少年センター	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-2 電話:043-206-7390	千葉中央、千葉東、千葉西、千葉南、千葉北 (5警察署の管轄区域)
東葛地区少年センター	〒277-0005 柏市柏 5-8-32 柏市役所本庁舎第2分室2階 電話:04-7162-7867	鎌ヶ谷、松戸、松戸東、野田、柏、流山、我孫子 (7警察署の管轄区域)
京葉地区少年センター	〒275-0014 習志野市鷺沼 1-2-2 NKCビル3階 電話:047-451-6031	習志野、八千代、船橋、船橋東、市川、行徳、浦安 (7警察署の管轄区域)
内房地区少年センター	〒299-0263 袖ヶ浦市奈良輪 2-3-9 電話:0438-63-4666	市原、木更津、君津、富津、館山、鴨川 (6警察署の管轄区域)
北総地区少年センター	〒286-0034 成田市馬橋 8-1 成田市防犯事務所内 電話:0476-23-1891	佐倉、四街道、成田、成田国際空港、印西、香取、銚子、旭、匝瑳 (9警察署の管轄区域)
外房地区少年センター	〒297-0026 茂原市茂原 640-10 地奨第三ビル4階 電話:0475-22-3741	山武、東金、茂原、いすみ、勝浦 (5警察署の管轄区域)

特色

関連する主な相談・支援

- ・少年(20歳未満)や保護者等からの悩みや困りごとの相談を受けています。また、相談者の利便性や負担などを考慮し「ヤング・テレホン」(フリーダイヤル)による相談にも応じています。
- ・心理学や教育学等の専門知識を有する職員により指導・助言を行っています。また、内容によっては、継続的なカウンセリングを行うなどの支援を行っています。
- ・必要に応じて、県下各警察署を始め、学校、児童相談所等との連携を図って対応しています。

相談方法

- ・電話相談(ヤング・テレホン) ☎ 0120(783)497
月～金曜日(休祝日、年未年始を除く)9:00～17:00
- ・面接相談月～金曜日(休祝日、年未年始を除く)9:00～17:00
面接相談は電話予約をお願いします。



ひきこもり・不登校などへの対応

- ・ひきこもりや不登校の少年で、その原因として非行や犯罪被害、いじめが疑われる場合には、少年本人や保護者等の申出や同意を得た上で、面接等により改善に向けた指導・助言を関係機関等と連携を図りながら継続的に行っています。

メッセージ

- ・警察機関との連携を視野においた対応が求められることもあろうかと思われませんが、当所をご紹介いただく際には、できれば事前にご紹介の趣旨や概要をご連絡いただき、より相談者のニーズにあった対応を心掛けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

千葉法務少年支援センター

所在地	〒263-0016 千葉市稲毛区天台1-12-9							
電話番号	043-251-4970							
ウェブサイト	http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei23_00001.html							
業務概要	家庭内暴力・金銭持ち出し・万引き・深夜徘徊など非行や犯罪につながる問題行動についての相談や心理検査							
対応	電話相談		面接相談		訪問支援		その他	
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話)9:00~17:00 (12:15~13:00を除く)
								(面接)電話と同じ
	祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)はお休みです。							

特色

千葉法務少年支援センター(千葉少年鑑別所)は、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

相談方法

- ・ 電話で日時等を予約していただき、来所又は電話での相談となります。
- ・ 受付時に相談内容等を確認させていただき、内容によっては電話受付時に対応いたします。
- ・ 来所の際は、千葉少年鑑別所受付窓口までお越しください。
- ・ 電話による相談は、匿名でも可能です。

対応

- ・ 法務省の心理技官や法務教官である相談員(臨床心理士や公認心理師の有資格者を含む。)が非行や青少年の問題行動に関する個別の相談や心理検査等を行います。
- ・ 個人での相談のほか、県・市区町村、学校、児童相談所などの教育、福祉、保健医療、産業・労働分野等の関係機関・団体からの相談にも幅広く応じています。
- ・ 対象者は主に思春期・青年期にある方となりますが、それ以外の方の相談にも応じていますので、お問い合わせください。
- ・ 相談料は無料です。

担当者からのメッセージ

- ・ 面接や心理検査等を用いて、思春期・青年期の非行や問題行動の原因を明らかにし、それを踏まえた助言や情報提供をさせていただき、どこよりも強力な守秘が当センターの強みです。
- ・ 面接等を行う場所は、千葉少年鑑別所から少し離れた場所にある専用の建物になります。
- ・ まずは、お気軽にお電話ください。



千葉県子どもと親のサポートセンター

所在地	〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-2						
電話番号	・電話相談0120-415-446（フリーダイヤル/24時間対応） ・教育相談部043-207-6034 ・支援事業部043-207-6028						
ウェブサイト	https://cms2.chiba-c.ed.jp/kosapo/						
メールアドレス	saposoudan@chiba-c.ed.jp						
業務概要	・教育相談事業 本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行います。様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行う教育相談窓口です。 ・支援事業 子供の社会性の育成に関し、子供及び保護者、子供の育成に携わる者に対する支援等を行うことにより、子供の健全な成長に役立てるようにします。 ・小、中、高校生対象。						
対応	電話相談	来所相談		訪問支援		その他	
	Eメール相談・FAX相談・SNS相談						
対応日時	月	火	水	木	金	土	日
							時間
							(電話)24時間対応 (来所)9:00~17:00 要予約
電話相談はフリーダイヤル0120-415-446へ							

特色

電話相談

- ・フリーダイヤル 0120-415-446（24時間対応） 千葉県内からおかけください。

来所相談

- ・予約制 月～金曜日9:00～17:00（休祝日、年末年始は除く）
- ・新規の来所相談は、保護者の方から事前に電話（上記フリーダイヤル）での申込みが必要です。
申込み受付 月～金曜日8:30～16:30（休祝日、年末年始は除く）

Eメール相談・FAX相談

- サポートセンターからの返信に数日かかることがあります。
- ・Eメール saposoudan@chiba-c.ed.jp
- ・FAX 043-207-6041

SNS相談

- ・県内の中高生を対象に、LINEを使った相談窓口を開設しています。
- ・毎週火曜日・木曜日・日曜日 18:00～22:00

24時間子供SOSダイヤル

- ・0120-0-78310（なやみいおう）

不登校などへの対応

- 来所相談：予約制。フリーダイヤル0120-415-446で予約
- サポート広場：不登校の子供の安らぎの場/保護者の懇談会
- 不登校サポートセミナー：子供理解や関わり方に関する講演会と個別相談
- 進路選択サポートセミナー：不登校からの進路選択に関する説明と個別相談
- サポルーム：不登校経験者との相談の場（個別相談と保護者の懇談会）
- わくわくチャレンジ：不登校の子供と保護者の野外活動

メッセージ

実施日時やプログラムの詳細については、ホームページを御覧ください。



ホームページ



SNS相談



教育事務所の教育相談室

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jimushosoudannikann1.html
メールアドレス	
業務概要	<p>教育相談(電話相談・来所相談)</p> <p>・月～金曜日(安房教育相談室は月・木曜日)</p> <p>9時～17時(安房教育相談室は電話相談9時～16時30分、来所相談10時～15時)</p> <p>・来所相談は、事前の予約が必要です。</p>

連絡先一覧

名称	連絡先等	相談方法		管轄
		電話	来所	
葛南教育相談室 (葛南教育事務所)	〒273-0012 船橋市浜町 2-5-1 電話：047-433-6031			市川市、船橋市、習志野市、 八千代市、浦安市
東葛飾教育相談室 (東葛飾教育事務所)	〒271-8563 松戸市小根本 7 電話：047-364-1200			松戸市、野田市、柏市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市
北総教育相談室 (北総教育事務所)	〒285-0026 佐倉市鍋木仲田町 8-1 電話：043-486-6019			成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、酒々井町、栄町
香取教育相談室 (香取分室)	〒287-0003 香取市佐原イ 92-11 電話：0478-54-1528			香取市、神崎町、多古町、東庄町
東総研修所相談室 (東総研修所)	〒288-0813 銚子市台町 2186-2 電話：0479-23-5954			銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、 神崎町、多古町、東庄町
海匠教育相談室 (海匠分室)	〒289-2504 旭市二 1997-1 電話：0479-63-2540			銚子市、旭市、匝瑳市
東上総教育相談室 (東上総教育事務所)	〒297-0024 茂原市八千代 2-10 電話：0475-23-4460			茂原市、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、長南町
山武教育相談室 (山武分室)	〒283-0006 東金市東新宿 1-11 電話：0475-54-1093			東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町
夷隅教育相談室 (夷隅分室)	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14 電話：0470-82-2412			勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町
南房総教育相談室 (南房総教育事務所)	〒292-0833 木更津市貝淵 3-13-34 電話：0438-20-3396			木更津市、市原市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市
安房教育相談室 (安房分室)	〒294-0045 館山市北条 402-3 電話：0470-25-3398			館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町

管轄は、原則としては当該地区に限定されます。

特色

教育相談について

- 各教育事務所相談室では、子どもたちの健やかな成長を願い、保護者・学校・関係機関と連携しながら、不登校やいじめなど教育上の様々な悩みについて、教育相談活動を進めています。
- お子様のことで、心配事や悩みがあったらぜひ御相談ください。

児童相談所

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	
メールアドレス	
業務概要	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、地域住民からの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。

連絡先一覧 管轄は、当該地区に限定されます。

名称	連絡先等	管轄
中央 児童相談所	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 6-5-2 電話：043-253-4101	成田市、佐倉市、習志野市、市原市、 八千代市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
	子ども家庭 110 番 043-252-1152	
市川 児童相談所	〒272-0026 市川市東大和田 2-8-6 電話：047-370-1077 電話相談：047-370-5286	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市
市川児童相談所 船橋支所	〒273-0014 船橋市高瀬町 66-18 (県消費者センター3階) 電話：047-420-1600 電話相談：047-370-5286	船橋市(一時保護に関する業務は除く)
柏 児童相談所	〒277-0831 柏市根戸 445-12 電話：04-7131-7175 電話相談：04-7134-4152	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
銚子 児童相談所	〒288-0813 銚子市台町 2183 電話：0479-23-0076 電話相談：0479-24-3231	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、 多古町、東庄町
東上総 児童相談所	〒297-0029 茂原市高師 3007-6 電話：0475-27-1733 電話相談：0475-27-5507	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ 市、大網白里市、九十九里町、芝山町、 横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子 町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町
君津 児童相談所	〒299-1151 君津市中野 4-18-9 電話：0439-55-3100 電話相談：0439-55-3100	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津 市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町
千葉市 児童相談所	〒261-0003 千葉市美浜区高浜 3-2-3 電話：043-277-8820(東部児童相談所) 043-277-8821(西部児童相談所) 電話相談：043-279-8080(共通)	(東部児童相談所)中央区、若葉区、緑区 (西部児童相談所)花見川区、稲毛区、 美浜区

特色

<p>対応・通告先 相談時間 9:00～17:00(土日祝日を除く)、千葉市 8:45～17:30(土日祝日を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の保護者が居住する区域を管轄する児童相談所が対応します。 相談時間外の児童虐待の通告は、県下全域(千葉市を除く)を対象に「子ども家庭110番」(中央児童相談所内)で24時間365日受付。電話：043-252-1152 児童福祉司、児童心理司、医師等により、必要な調査並びに医学的、心理的、社会学的な判定を行います。 また、緊急の場合や行動観察が必要な場合には児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行います。 <p>二ート・ひきこもり・不登校などへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり・不登校が長期化して児童の安全確認がとれない場合や、養育環境が著しく不適切で地域での支援を受け入れない場合などは、児童福祉法に基づく調査等を実施します。 各専門職員が、児童や家庭状況を見極め、会議で話し合いを重ね、児童にとって最善の方法を探し、連携した対応を行います。
--

児童家庭支援センター

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	
メールアドレス	
業務概要	児童家庭支援センターは、児童福祉法第44条の2に基づき設置されている、地域の子ども・家庭に関する相談支援を行う民間の機関です。

連絡先一覧

名称	連絡先等
社会福祉法人 一粒会 ファミリーセンター・ヴィオラ	〒292-0201 木更津市真里谷 1879-2 電話：0438-53-3453
社会福祉法人 チルドレンス・パラダイス 子山こども家庭支援センター	〒298-0003 いすみ市深堀 689-1 電話：0470-63-1919
社会福祉法人 晴香 オリーブ	〒270-0011 松戸市根木内 145 電話：047-340-1151
社会福祉法人 鳳雄会 子ども未来サポートセンター やちよ	〒276-0022 八千代市上高野 157 電話：047-409-5551
NPO法人 子ども家庭サポートセンターちば 子ども家庭支援センター「オレンジ」	〒299-2552 南房総市安馬谷 2043 電話：0470-28-4288
社会福祉法人 ミッドナイトミッションのぞみ会 望みの門 ピーターパンの家	〒299-1607 富津市湊 773-1 電話：0439-67-8816
社会福祉法人 千葉ベタニヤホーム 児童家庭支援センター・こうのだい	〒272-0827 市川市国府台 2-9-13 電話：047-374-7716
社会福祉法人 東海学園 とうかいこども家庭しえんセンター	〒289-2503 旭市江ヶ崎 504-1 電話：0479-85-7796
社会福祉法人 鳳雄会 子ども未来サポートセンター ほうゆう	〒262-0013 千葉市花見川区犢橋町 675 電話：043-215-2001
社会福祉法人 千葉ベタニヤホーム 児童家庭支援センター・旭ヶ丘	〒264-0025 千葉市若葉区都賀 1-1-1 電話：043-214-8633
社会福祉法人 房総双葉学園 児童家庭支援センター ふたば	〒263-0016 千葉市稲毛区天台 3-4-1 電話：043-285-5634
NPO法人 子ども家庭サポートセンターちば 子ども家庭支援センター「K´orange」	〒273-0114 鎌ヶ谷市道野辺中央 5-1-76 3階 電話：047-497-8860
社会福祉法人 天祐会 児童家庭支援センター 子里	〒260-0802 千葉市中央区川戸町 92-1 電話：043-310-6001
社会福祉法人晴香 児童家庭支援センター 相談室 ルッカ	〒277-0005 柏市柏 5-8-6 柏央ビル 405 電話：04-7199-3552
NPO法人 長生夷隅地域のくらしを支える会 こどものひなた	〒297-0028 茂原市道表 14-4 電話：0475-36-6226

特色

特徴

- ・ 児童福祉の中でも社会的養護の分野の一施設として位置付けられており、子どもの養育、家庭生活が困難な状況に置かれているケースなど、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、地域ネットワークと連携しながら環境調整を図り、家族の安定を支援しています。

対応

- ・ 専門の相談員のほかにも心理相談員がおり、電話・来所・訪問による相談を行います。必要に応じて夜間や休日の対応も行っています。（センターによって対応できる日時は異なります。）
- ・ 相談内容に応じて、児童相談所、市町村、学校、医療機関などの各関係機関と連携しながら家庭訪問や面接、カウンセリングなどを実施し、家庭を支援していきます。
- ・ その他、地域の里親・里子の支援、児童虐待予防活動も実施しています。

児童養護施設・里親・自立援助ホーム等

機関・団体の特徴・業務内容

児童養護施設・里親・自立援助ホーム等は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を入所等させて、養育等をする施設等になります。

各事業等の概要

・児童養護施設

要保護児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援しています。

・児童心理治療施設

心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている要保護児童に、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行っています。

・児童自立支援施設

子どもの行動上の問題（特に非行問題）を持つ児童や家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童に対し、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行っています。

・里親

家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。

養育里親・・・様々な事情により家庭で暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親。

専門里親・・・養育里親のうち、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親。

養子縁組里親・・・養子縁組を前提として、子どもを養育する里親。

親族里親・・・保護者の死亡等の理由により、養育ができなくなった児童を扶養義務者及びその配偶者である親族が代わって養育する里親。

・ファミリーホーム

事業を行う住居において、5～6人の要保護児童を受け入れ、児童の自立を支援します。

・自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満（大学等に在学中の場合は22歳の年度末まで）の児童等に対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行います。

相談方法

児童養護施設・里親等への入所等に当たっては児童相談所の判断（行政処分）が必要になります（希望により入所する施設ではありません）。また、自立援助ホームへの入居に当たっては児童相談所への申込みが必要になります。

児童養護施設・里親・自立援助ホーム等への入所等が必要な場合は、お住まいの市町村を担当する児童相談所に相談をしてください。

児童相談所の連絡先等

児童相談所の連絡先等については、P20を参照してください。



千葉県総合教育センター特別支援教育部

所在地	〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-2 (千葉県子どもと親のサポートセンター内)							
電話番号	043-207-6025							
ウェブサイト	https://www.ice.or.jp/nc/							
メールアドレス	sosesoudan@chiba-c.ed.jp							
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 発達に関すること(言葉の遅れ・聞こえ方や見え方・体の動き等) 家庭及び学校生活のこと、学習面の遅れや偏り、発達障害の疑いのあるお子さんへの支援方法、就学先や進路先等について、本人や保護者が相談できる窓口です。 特別な教育的支援が必要な幼児・小学生・中学生・高校生及び保護者・教員等を対象として相談に応じます。 							
対応	電話相談	来所相談	出張相談	その他				
				Eメール相談も受け付けています。				
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話)9:00~17:00
								(面接)9:00~17:00 要予約
	休・祝日、年末・年始を除く。							

特色

発達に関すること(言葉の遅れ・聞こえ方や見え方・体の動き等) 家庭及び学校生活のこと、学習面の遅れや偏り、発達障害の疑いのあるお子さんへの支援方法、就学先や進路先等について、特別な教育的支援が必要な幼児・小学生・中学生・高校生及び保護者・教員等に対し、相談を行っています。

主な相談内容

- 発達に関すること：言葉の遅れや発音、聞こえ方や見え方が気になる。体の動きがぎこちない。
- 家庭及び学校生活のこと：不注意、多動性や衝動性、こだわりがある。人とコミュニケーションを取ることが難しい。学習面の遅れ、偏りがある。
- その他の心配事：発達障害の疑いのあるお子さんへの支援方法、就学先や進路先等で悩んでいる。その他、養育上の問題で困っている。

各種相談

- 来所相談：電話(043-207-6025)で来所の予約をしていただいた後、直接、来所いただき相談を行います。
医療相談：来所相談の内容により、精神科医や小児科医、視覚発達(発達における見え方)に関し、公認心理師等による相談を受けることができます。
出張相談：来所相談を進める中で、必要に応じて相談担当者が幼稚園・小学校・中学校等に伺い、お子さんの様子を見て、相談・助言を行います。
- 電話相談：電話(043-207-6025)による相談をお受けしています。
- Eメール相談：Eメール(sosesoudan@chiba-c.ed.jp)による相談をお受けしています。
返信までに、1週間程度お時間をいただきます。

メッセージ

- 上記の相談のほかに、来所相談を行っているお子さんの中で御希望される方を対象に、3か月に1回程度、小集団での活動(グループ活動)を行っています。この活動は、仲間と関わる経験を積み重ねることにより、小集団の中で安心して過ごせるようになることを目的としています。(R4年度は中止)
- お気軽に御相談ください。相談内容の秘密は厳守いたします。相談は、全て無料です。

千葉地方法務局（人権相談）

所在地	〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3							
電話番号	0120-007-110							
ウェブサイト	http://www.jinken.go.jp/ （インターネット人権相談受付窓口）							
メールアドレス								
業務概要	・フリーダイヤルによる専用相談電話「子どもの人権110番」で人権擁護委員や法務局職員が子どもからの相談に応じます。							
対応	電話相談	面接相談			訪問支援		その他	
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話)8:30~17:15(祝祭日除く)

特色

業務概要

- 電話や面談、メールによる相談のほか、県下の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布し、教師や保護者にも相談できない子どもの悩みを直接把握することで、学校や関係機関との連携を図りながら、人権問題の解決に当たっています。



対応事例

- 小学校の児童が、同級生から無視されたり悪口を言われるなどのいじめを受け、不登校となり、親から法務局に相談された事案です（なお、親からの相談後、児童本人からも、同趣旨の相談内容が書かれた「子どもの人権SOSミニレター」が送付されました。）。

法務局職員及び人権擁護委員立会いの下で、親と学校の話合いの場を設けました。その結果、両者の関係が修復に向かい、その後、児童は徐々に登校することができるようになりました。

また、法務局は、小学校からの依頼に基づき、人権擁護委員による「人権教室（）」を実施しました。

人権教室は、いじめ等について考える機会を作り、子どもたちが相手への思いやりの心等を育む啓発活動です。

相談

- 子どもの人権相談のほか、次の相談も実施しています
（対応時間はいずれも8:30~17:15、土日祝祭日除く）
- 「みんなの人権110番」（0570-003-110）
- 「女性の人権ホットライン」（0570-070-810）

メッセージ

- 不登校児への対応は、各機関が連携し、より慎重に対応していくことが必要だと感じています。

ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）

所在地	〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階							
電話番号	047-426-8471							
ウェブサイト	http://www.jobcafe-chiba.jp/							
メールアドレス								
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね30歳代までの若年者を対象に、カウンセリング、各種セミナー、企業との交流イベントなどの総合的な就職支援サービスを行っています。 ・ハローワークを併設し、連携して支援を実施しています。 							
対応	電話相談		面接相談		訪問支援		その他	
							カウンセリング・セミナー	
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話) 要予約
								(面接) 要予約
	受付時間 9:00～17:00（閉館 18:00）						電話相談は、新型コロナウイルスによる臨時措置となります。	
休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始								

特色

ジョブカフェは、平成15年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1ヵ所でまとめて受けられるようにした就職支援のワンストップサービスセンターのことで、千葉県では、「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」を平成16年6月に設置しました。

サービス内容

- ・ 就職活動におけるカウンセリング、応募書類チェック、模擬面接など、キャリアカウンセラーが親身にサポートします。
- ・ WEB 就職相談、面接練習（予約制、ZOOM）を実施しています。
- ・ 職業興味検査と解説で、自分に合った仕事の方向性の手がかりをキャリアカウンセラーと一緒に見つけます。
- ・ 自己分析や面接対策など、就職活動に役立つセミナーを実施しています。
- ・ 企業とざっくばらんに交流できるものや、実際に企業を見学し、働いている人から直接話を聞けるものなど、企業と求職者との交流イベントを実施しています。
- ・ ふなばし新卒応援ハローワーク、ハローワークふなばしヤングコーナーを併設し、連携して若年者への支援を実施しています。
- ・ 千葉県の産業活性化の担い手となる若年産業人材の育成と、若年者の就職を促進するためのサービスを無料で提供しています。

メッセージ

- ・ 「ジョブカフェちば」は、就職活動を実際の行動に移せるサービスが充実している施設です。
- ・ セミナー・イベント等の詳細内容及びスケジュールは、ジョブカフェちばのホームページでご確認ください。



ハローワーク

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hw/anteisyo.html
メールアドレス	
業務概要	ハローワークでは、企業から提出いただいた求人情報をもとに、新規学校卒業者及び卒業後3年以内の方、正社員就職を目指す概ね35歳未満の方、就職氷河期世代の方等への就職支援を、専門の支援員がすべて無料にて実施します。

連絡先一覧

県内新卒応援ハローワーク

(大学等卒業予定者及び卒業後3年以内の方)

名称	連絡先等	管轄
千葉新卒応援ハローワーク 高校生の支援可	〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 1階 電話：043-307-4888	千葉市のうち中央区(千葉南所の管轄区域を除く)、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町
まつど新卒応援 ハローワーク (ハローワーク松戸内) 高校生の支援可	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3階 電話：047-367-8609(48#)	松戸市、柏市、流山市、我孫子市
ふなばし新卒応援 ハローワーク (ジョブカフェちば併設) 高校生の支援可	〒273-0005 船橋市本町 1-3-1 船橋フェイスビル 9階 電話：047-426-8474(新卒応援HW) 電話：047-426-8471(ジョブカフェちば)	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市

県内わかものハローワーク、わかもの支援コーナー、わかもの支援窓口

(正社員就職を目指している学校卒業後4年目以降～概ね35歳未満の方)

名称	連絡先等	管轄
柏わかものハローワーク	〒277-0005 柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 3階 電話：04-7166-8611	松戸市、柏市、流山市、我孫子市
松戸わかもの 支援コーナー (ハローワーク松戸内)	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3階 電話：047-367-8609(41#)	
千葉わかもの支援窓口 (ハローワーク プラザちば内)	〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 1階 電話：043-238-8300	千葉市のうち中央区(千葉南所の管轄区域を除く)、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町
船橋わかもの 支援コーナー (ハローワーク船橋内)	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21ビル 9階 電話：047-420-8609(44#)	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市

県内就職氷河期世代専門窓口

(正社員就職の機会に恵まれなかった概ね35歳以上55歳未満の方等)

名称	連絡先等	管轄
ハローワーク千葉 就職氷河期世代 支援コーナー	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 電話：043-242-1181(41#)	千葉市のうち中央区(千葉南所の管轄区域を除く)、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町
ハローワーク松戸 個別支援コーナー	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階 電話：047-367-8609(41#)	松戸市、柏市、流山市、我孫子市
ハローワーク船橋 就職氷河期世代 支援コーナー	〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル7階 電話：047-420-8609(41#)	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市

県内ハローワーク

前ページ及び上記の各施設・窓口が近くにない場合は、お近くのハローワークにお越しください。

名称	連絡先等	管轄
ハローワーク千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 電話：043-242-1181	千葉市のうち中央区(千葉南所の管轄区域を除く)、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町
ハローワーク市川	〒272-8543 市川市南八幡5-11-21 電話：047-370-8609	市川市、浦安市
ハローワーク銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎 電話：0479-22-7406	銚子市、旭市、匝瑳市
ハローワーク館山	〒294-0047 館山市八幡815-2 電話：0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
ハローワーク木更津	〒292-0831 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津5階 電話：0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
ハローワーク佐原	〒287-0002 香取市北1-3-2 電話：0478-55-1132	香取市、香取郡
ハローワーク茂原	〒297-0078 茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1階 電話：0475-25-8609	茂原市、長生郡

ハローワークいすみ	〒298-0004 いすみ市大原 8000-1 電話：0470-62-3551	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
ハローワーク松戸	〒271-0092 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル3階 電話：047-367-8609	松戸市、柏市、流山市、我孫子市
ハローワーク野田	〒278-0027 野田市みずき 2-6-1 電話：04-7124-4181	野田市
ハローワーク船橋	〒273-0005 船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル7階 電話：047-420-8609	船橋市、習志野市、八千代市、 鎌ヶ谷市、白井市
ハローワーク成田 (からべ庁舎) (中学生・高校生・大学生 等・卒業後3年以内の方)	〒286-0036 成田市加良部 3-4-2 電話：0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、 印旛郡、山武郡芝山町
ハローワーク成田 (駅前庁舎) (学校卒業後4年目以降 の方)	〒286-0033 成田市花崎町 828-11 スカイタウン成田 3階 電話：0476-89-1700	
ハローワーク千葉南	〒260-0842 千葉市中央区南町 2-16-13 海気館蘇我駅前ビル3・4階 電話：043-300-8609	千葉市のうち中央区(赤井町、今井、今井町、鶉の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、大巖寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎町、村田町、若草)、千葉市緑区、市原市、東金市、大網白里市、山武郡九十九里町

お仕事の相談にあたっては、管轄は限定されるものではありません。その他の手続きにつきましては、ご住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

特色

支援対象者

- ・ 就職を希望する高校生及び、大学等（短大・大学院・高専・専修学校を含む）の学生
- ・ 高校、大学等を卒業して3年以内の方
- ・ 高校、大学等を卒業して4年目以降概ね35歳未満の方
- ・ 就職氷河期世代の方

支援内容

- ・ 仕事探しに関する各種相談・エントリーシートや履歴書等の作成相談・面接指導など、専門の職業相談員である就職支援ナビゲーターが担当者制（マンツーマン）によるきめ細やかな個別支援を実施します。
- ・ 就職支援ナビゲーターが地元の優良中堅・中小企業を中心に訪問し、求める人材像をリサーチの上、個別に求職者を選定しマッチングします。また、収集した企業情報は皆さんに情報提供します。
- ・ 年間を通じて、就職活動に役立つ就職面接会、企業説明会、各種セミナー等のイベントを企画しています。参加費はすべて無料です。

利用者の声

- ・ 色々な職種を経験されている就職支援ナビゲーターの方々の話を聞いて、就職に対する価値観が変わりました。今は旅行業界で働いています。（20代女性 大学4年生）
- ・ 友人から聞いて試しに来てみたら職員の方も明るくてびっくりしました。実際、就職支援ナビゲーターの方に紹介された求人で、地元中堅企業に就職できました。後輩にも勧めたいと思います。（20代女性 専門学校卒業後2年）
- ・ 欠席日数が多く、何度も面接に落ちた自分が就職できたのは、卒業ギリギリまでサポートしてくれた就職支援ナビゲーターさんのおかげです。（10代男性 高校3年生）

メッセージ

- ・ 支援メニューは施設によって異なる場合がありますので、支援内容等の詳細は、お気軽に各施設までお問い合わせください。
- ・ LINEによる若者向け就職関連情報の提供を行っています（ちばで就職 若者版）
- ・ オンライン相談（予約制、Zoomで実施）の詳細につきましては、各施設までお問い合わせ下さい。
- ・ ハローワークでは、就職を希望する若者が安定した職に就けるよう強力にバックアップしますので、ぜひ、ハローワークをご利用ください。

ちばで就職 若者版



@waka86-chiba

千葉県発達障害者支援センター「CAS」

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	http://cas-chibaken.net
メールアドレス	cas@mue.biglobe.ne.jp
業務概要	「発達障害者支援法」の規定に基づき、千葉県が社会福祉法人菜の花会に委託して運営を行っています。発達障害のある方やその家族の方が、よりお住まいに近いところで必要な支援を受けられるように、そのバックアップを行っています。

連絡先一覧

名称	連絡先等	管轄
千葉県発達障害者支援センター CAS	〒260-0013 千葉市中央区中央 2-9-8 千葉広小路ビル 6階 電話：043-227-8557	千葉市及び下記の市町を除く千葉県内
千葉県発達障害者支援センター東葛飾 CAS東葛飾	〒270-1151 我孫子市本町 3-1-2 けやきプラザ 4F 電話：04-7165-2515	我孫子市、柏市、野田市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市、印西市、栄町

管轄は、当該地域に限定されます。

特色

<p>主な相談・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な地域の支援機関についての情報提供や関係機関の利用に向けた相談 身近な地域で支援が受けづらい場合の相談など <p>ニート・引きこもり・不登校などへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> まずはお電話で相談内容を伺ったうえで、適宜、関係機関との連携や情報共有を行い、必要とされる支援につながるよう対応いたします。 <p>メッセージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設日：月～土曜日（祝日、年末年始を除く） 相談対応時間：9:00～17:00 相談時間：電話 30分・来所 1時間（要予約） 相談対応等により電話がつながりにくい場合があります。
--

千葉職業能力開発短期大学校

所在地	〒260-0025 千葉市中央区問屋町2-25							
電話番号	043-242-4193 (千葉校) 0476-22-4351 (成田校)							
ウェブサイト	https://www3.jeed.go.jp/chiba/college/							
メールアドレス								
業務概要	<p>当校は、厚生労働省所管の2年制の工科系短期大学校であり、千葉市と成田市に2つのキャンパスがあります。</p> <p>第4次産業革命を始めとする様々な世の中の変革に充分対応できる技能・技術と適切な判断力を持つエンジニア・実践技能者を育成しています。</p>							
対応	電話相談	面接相談	訪問支援	その他				
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話) 8:45~17:00
								(面接) 事前にご連絡ください
	祝日及び年末年始については閉庁。							

特色

2つのキャンパスに6つの学科



<https://www3.jeed.go.jp/chiba/college/>
<https://www3.jeed.go.jp/chiba/college/>

千葉キャンパス

電気エネルギー制御科 学校の詳細はこちら
 電気・制御・機械加工技術に最新の環境・エネルギー技術を学ぶ！

電子情報技術科
 情報通信機能を備えた電子機器の開発など、高度な電子通信社会を支える人材を育成！

住居環境科
 建築計画・構造・施工の基礎から応用までを学ぶ！修了時に一級・二級建築士の受験資格を取得！

メカトロニクス技術科 (10月開講)
 工場におけるオートメーションシステムの設計製作や保守点検ができるエンジニアを育成！

成田キャンパス

生産技術科
 最新鋭のCADを使った設計と、コンピューター制御の工作機械で機械加工を学ぶ！

航空機整備科
 プロペラ機からジェット機まで、理論を学び実習で裏付けを行い、次代のニーズに応える航空整備士を育成！

6つの強み

少人数制 (10名~30名) で学ぶ、実践的な教育プログラム
 作業の流れを理解する実習と原理・原則を理解する実験を組合せて学習します。

充実した就職支援体制で高い就職率と職場定着率
 就職率 97.8% (2015-2020年度実績) 職場定着率 75.9% (2020年度調査)
 職場定着率とは、就職後3年経過時にその就職先で働き続けている割合です。

企業で使われている実験・実習設備を使用
 各種資格取得への支援

}

実際の企業で使用されている機器を用いて実践的な技能を学び、即戦力となりうる人材の育成と就職後に役立つ資格の取得を支援します。

応用課程 (プラス2年) への進学
 応用課程とは、高度な技術や企画・開発力などを習得する2年間の教育訓練課程です。
 応用課程修了後の就職の場合、工科系大学卒業と同等の待遇で採用されます。

入校料・授業料などは公立短大と同等
 入校料 169,200円 (専門課程) 授業料 (年額) 390,000円
 入校料・授業料減額・免除制度、奨学金制度 (融資) あり。

千葉県立高等技術専門校

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/senmonkou/
メールアドレス	-
業務概要	中学校・高等学校を卒業して就職をしようとする方をはじめ、再就職や転職をしようとしている方、障害のある方などを対象に職業訓練を行っています。少人数制の訓練で、生徒一人ひとりの就職をバックアップします。

連絡先一覧

名称	所在地等	訓練科	訓練期間
市原高等技術専門校 (ちばテク市原校)	〒290-0053 市原市平田 981-1 電話：0436-22-0403	自動車整備科	2年
		電気工事科	1年
		塗装科	1年
		ビルメンテナンス科	6ヵ月
船橋高等技術専門校 (ちばテク船橋校)	〒273-0014 船橋市高瀬町 31-7 電話：047-433-2790	機械技術科	2年
		システム設計科	2年
		冷凍空調設備科	1年
		金属加工科	6ヵ月
我孫子高等技術専門校 (ちばテク我孫子校)	〒270-1163 我孫子市久寺家 684-1 電話：04-7184-6411	NC 機械加工科	1年
		造園科	1年
		造園科(短期)	6ヵ月
		事務実務科 (知的障害のある方向け)	1年
旭高等技術専門校 (ちばテク旭校)	〒289-2505 旭市鎌数 5146 電話：0479-62-2508	自動車整備科	2年
		NC 機械加工科 デュアルシステム訓練 (概ね 55 歳未満の方対象)	1年
東金高等技術専門校 (ちばテク東金校)	〒283-0804 東金市油井 1061-6 電話：0475-52-3148	空間デザイン科	2年
		建築科	1年
		左官技術科 デュアルシステム訓練 (概ね 55 歳未満の方対象)	9ヵ月
		左官技術科	6ヵ月

名称	連絡先等	訓練科	訓練期間
障害者高等技術専門校 (ちばテク障害者校)	〒266-0014 千葉県緑区大金沢町 470 電話：043-291-7744	DTP・Web デザインコース (身体障害のある方向け)	1年
		福祉住環境・CAD コース (身体障害のある方向け)	1年
		PC ビジネスコース (身体障害のある方向け)	1年
		職域開拓コース (精神障害・発達障害のある方向け)	1年
		基礎実務コース (知的障害のある方向け)	1年
		短期実務コース (知的障害のある方向け)	6ヵ月

デュアルシステム訓練...校内の訓練に有期パート就労を組み合わせた訓練です。

特色

メッセージ

・技術・技能の習得

少人数編成で、熟練の指導員によるきめ細かい指導により、基礎から応用に至るまで就職に直結する幅広い技能・技術を習得できます。

・高い就職率

充実した就職支援により、就職率は90%以上です。

問合せ

・応募資格、授業料の有無等については、訓練科により異なりますので、各校にお問い合わせください。

千葉障害者就業支援キャリアセンター

所在地	〒261-0002 千葉市美浜区新港43番地							
電話番号	043-204-2385							
ウェブサイト	http://www.syougaisya-career.or.jp/							
メールアドレス	syougaisya-career@bz01.plala.or.jp							
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人やその家族等からの就業に関する相談をお受けします。必要に応じて、地域の支援機関と連携して支援します。 ・障害のある人の採用や定着支援など、企業からの各種相談にも対応しています。 							
対応	電話相談	面接相談		訪問支援		その他		
						職業準備訓練を実施		
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話)9:00~17:00
								(面接)要予約
	土・日・祝日、年末年始は休業							

特色

千葉県の障害者就業支援の拠点として、県内の関係機関と連携しながら、相談、職業準備訓練、定着支援等による一貫した支援を行い、「働きたい、働いている障害のある人」をサポートします。

また、雇用相談や研修等により「障害のある人を雇用したい、雇用している企業」もサポートします。

メッセージ

- ・ 障害のある人の「働きたい」を応援します！

相談方法

- ・ 面接相談には予約が必要です。まずは電話等によりお問い合わせください。
- ・ 電話のほか、FAX やメールでの相談も受け付けています。(FAX : 043-246-7911)
- ・ 障害者手帳の有無や障害の種類にかかわらず、体や心に抱えた問題により「働く」ことについての困難を感じている方からの相談をお受けしています。

職業準備訓練

- ・ 軽作業やコミュニケーションをテーマにしたグループワークなどを通じて、相談者の得意・不得意を分析し、支援に役立てるための訓練です。
- ・ 適性に応じて、社会生活技能訓練 (SST) や協力企業での職場実習を行うことがあります。

他機関との連携

- ・ 各地域の障害者就業・生活支援センター、市町村の障害者就労支援センター
- ・ 障害者総合支援法に基づく各障害福祉サービス事業所 (就労移行支援事業所など)
- ・ 千葉県発達障害者支援センター、千葉市発達障害者支援センター
- ・ 千葉障害者職業センター、各ハローワーク・行政機関
- ・ 各医療機関 等

障害者就業・生活支援センター

所在地	(「連絡先一覧」を参照)
電話番号	(「連絡先一覧」を参照)
ウェブサイト	https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/ouen/hataraku/shiencenter.html
メールアドレス	
業務概要	県内16か所に設置された「障害者就業・生活支援センター」では、障害のある方の職業的自立に向けて、身近な地域で就職面と生活面の支援を一体的に行っています。

連絡先一覧

名称	連絡先等	支援対象地域
千葉障害者キャリアセンター	〒261-0002 千葉市美浜区新港43 電話:043-204-2385	千葉市
大久保学園	〒274-0053 船橋市豊富町690-13 電話:047-457-7380	船橋市
いちされん	〒272-0023 市川市南八幡5-17-11(1F) 電話:047-300-8630	市川市、浦安市
あかね園	〒275-0024 習志野市茜浜3-4-6 電話:047-452-2718	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
ビック・ハート松戸	〒271-0047 松戸市西馬橋幸町117 ロザール松戸109 電話:047-343-8855	松戸市、流山市
ビック・ハート柏	〒277-0005 柏市柏3-6-21 柏ビル302 電話:04-7168-3003	柏市、我孫子市
はーとふる	〒278-8550 野田市鶴奉7-1 野田市役所1F 電話:04-7124-0124	野田市
就職するなら 明朗塾	〒289-1115 八街市八街ほ244-62 電話:043-488-5499	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 富里市、印西市、白井市、印旛郡
香取就業センター	〒287-0101 香取市高萩1100-2 高萩福祉センター内 電話:0478-79-6923	香取市、香取郡
東総就業センター	〒289-2513 旭市野中3825 電話:0479-60-0211	銚子市、旭市、匝瑳市
山武プリオ	〒299-3211 大網白里市細草3215-19 電話:0475-71-3111	東金市、山武市、大網白里市、山武郡

名称	連絡先等	支援対象地域
長生ブリオ	〒297-0012 茂原市六ツ野 2796-10 電話:0475-44-4646	茂原市、長生郡
ピア宮敷	〒299-4504 いすみ市岬町桑田 341-1 電話:0470-87-5201	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
中里	〒294-0231 館山市中里 291 電話:0470-20-7188	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
エール	〒292-0067 木更津市中央 1-16-12 サンライズ中央1F 電話:0438-42-1201	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市
ふる里学舎地域生活 支援センター	〒290-0265 市原市今富 1110-1 電話:0436-36-7762	市原市

特色

各センターでは、就業支援員・生活支援員を配置し、障害のある人の個々の特性や居住地域の実情を踏まえて、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等の機関と連携しながら、障害のある人の就業相談や職業準備訓練のあっせんなどの就業支援及び日常生活上の助言などの生活支援を一体的に行っています。

メッセージ

- ・ 障害のある人の就業に関するご相談は、まずはお近くの障害者就業・生活支援センターにお電話ください。

企業への支援

- ・ 各センターには、地域に所在する企業の障害者雇用の支援を行う「企業支援員」も配置しています。
- ・ 企業支援員は、企業を訪問して、次のような支援を行います。
 - ・ 企業のトップや人事担当者等に障害者雇用に関する説明を行うなどの社内理解の形成
 - ・ 障害特性に応じた業務の切り出し手法、勤務時間等の服務に関する助言などの環境整備支援
 - ・ 実習受入に関する関係機関との連絡調整
 - ・ 採用後における継続雇用のための支援方法の助言 など
- ・ 企業支援員へのご相談も、お近くの障害者就業・生活支援センターにお電話ください。

千葉障害者職業センター

所在地	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3ハローワーク千葉合同庁舎4階							
電話番号	043-204-2080							
ウェブサイト	https://www.jeed.go.jp/location/chiki/chiba/							
メールアドレス	chiba-ctr@jeed.go.jp							
業務概要	障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。							
対応	電話相談	面接相談	訪問支援	その他				
対応日時	月	火	水	木	金	土	日	時間
								(電話) 8:45~17:00
								(面接) 要予約
	土日祝、年末年始は休み							

特色

千葉障害者職業センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置・運営している施設です。

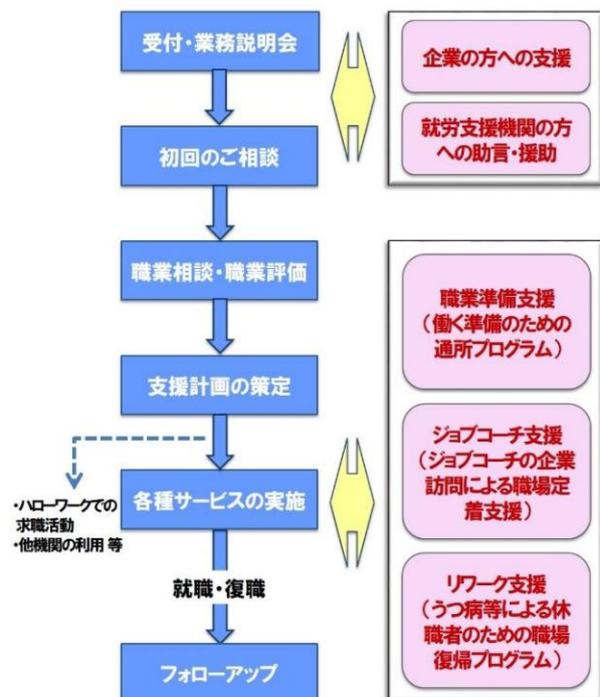
障害者職業カウンセラーが障害のある方に対して、就職・復職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連のサービスをハローワーク、就労支援機関、医療機関、教育機関等の関係機関と連携し行っています。支援の対象は、障害の種類や障害者手帳の所持の有無にかかわらず下記のようなお悩みをお持ちの障害のある方だけでなく、障害のある方を雇用している（雇用したい）会社の方、就労支援機関等の職員の方に対する支援や助言も行っています。

ご利用のきっかけ（例）

- 自分の特性や体調を踏まえて無理なく働く方法を考えてみたい
- 自分の力が発揮できる働き方を考えたい
- 疲労・ストレスについて、自分にあった対処方法を知りたい
- 職場に配慮してほしい内容を整理して、予めとりまとめておきたい
- 障害をオープンにして働くか、クローズで働くか、それぞれのメリットとデメリットについて知り、仕事の選び方を検討したい
- 働き続けるため、職場での気がかりなことを解決するための具体的な方策について相談してみたい
- 仕事内容や職場環境の変化に伴った必要な配慮を考えたい
- 再発させない働き方を検討していきたい、離転職を繰り返したくない
- スムーズな職場復帰をするためのウォーミングアップについて相談をしたい

サービスの流れ

職業センターサービス利用の流れ

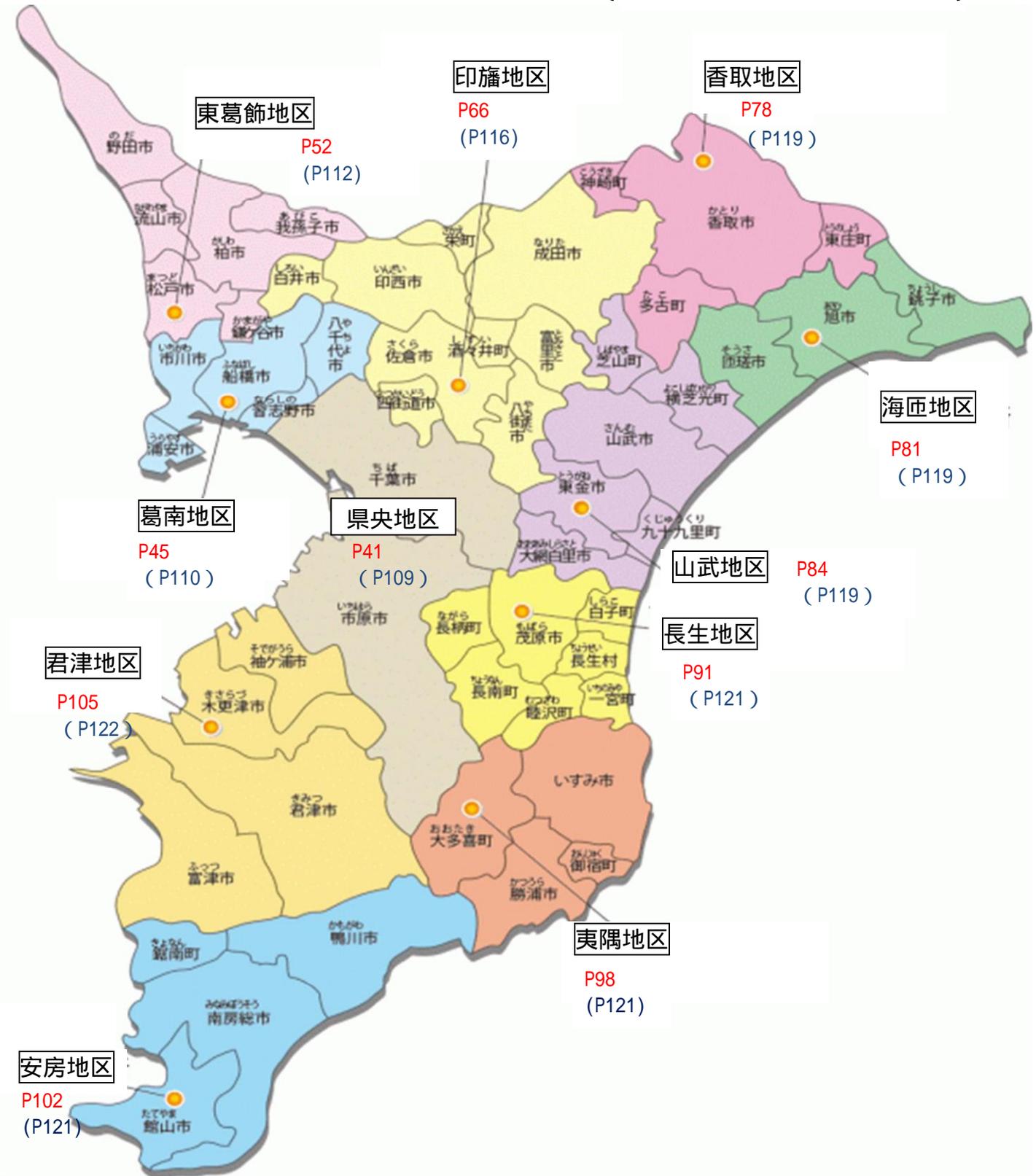


ご利用にあたって

- 相談は予約制です。まずはお電話等でご連絡ください。（電話：043-204-2080）
- センターの行う全てのサービスメニューの利用料は無料です。ただし、センターまで通う交通費、昼食代は自己負担になります。

3 . 市町村の相談・支援窓口等

〔 上段：相談・支援窓口該当ページ
下段：(居場所等該当ページ) 〕



市町村の相談・支援窓口及び居場所等

地区	市町村	相談・支援窓口	居場所等
県央	千葉市	41	109
	市原市	44	109
葛南	市川市	45	110
	船橋市	46	110
	習志野市	47	110
	八千代市	48	111
	浦安市	50	111
	松戸市	52	112
東葛飾	野田市	54	113
	柏市	57	114
	流山市	59	115
	我孫子市	61	115
	鎌ヶ谷市	63	116
	成田市	66	116
印旛	佐倉市	67	116
	四街道市	68	117
	八街市	70	117
	印西市	71	117
	白井市	72	117
	富里市	74	118
	酒々井町	75	118
	栄町	76	118
	香取市	78	119
香取	神崎町	79	-
	多古町	79	-
	東庄町	80	119
	銚子市	81	119
海匝	旭市	82	119
	匝瑳市	83	119
	東金市	84	119
山武	山武市	86	120
	大網白里市	87	120
	九十九里町	88	120
	芝山町	89	120
	横芝光町	90	120
	茂原市	91	121
長生	一宮町	92	-
	睦沢町	93	-
	長生村	94	-
	白子町	95	-
	長柄町	96	-
	長南町	97	-
	勝浦市	98	-
夷隅	いすみ市	99	121
	大多喜町	99	-
	御宿町	100	-
	館山市	102	121
安房	鴨川市	102	121
	南房総市	103	121
	鋸南町	104	-
	木更津市	105	122
君津	君津市	106	122
	富津市	107	122
	袖ヶ浦市	108	122

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	総合相談	千葉市 子ども・若者総合相談 センターLink (健全育成課)	電話:050-3775-7007 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内	千葉市在住の 30歳代までの 子ども・若者と その家族	◎	◎	◎	委託	・電話相談、来所相談(予約制)、訪問相談(予約制)、出張相談、関係機関等への同行支援を実施。 ・必要に応じ、他の適切な機関へのつなぎ(リファー)を行う。
		東部児童相談所	【管轄区域:中央区、若葉区、緑区】 電話:043-277-8820 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.ECG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30	18歳未満の 児童とその 保護者	◎	◎	△	直営	子どもに関するあらゆる問題について相談を受付。内容によっては、適切な他機関を紹介する。
		西部児童相談所	【管轄区域:花見川区、稲毛区、美浜区】 電話:043-277-8821 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.WCG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30		◎	◎	△	直営	
ひきこもり	千葉市 子ども・若者総合相談 センターLink (健全育成課)	電話:050-3775-7007 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内	千葉市在住の 30歳代までの 子ども・若者と その家族	◎	◎	◎	委託	・電話相談、来所相談(予約制)、訪問相談(予約制)、出張相談、関係機関等への同行支援を実施。 ・必要に応じ、他の適切な機関へのつなぎ(リファー)を行う。	
	千葉市 ひきこもり 地域支援センター (精神保健福祉課)	電話:043-204-1606 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	千葉市在住の ひきこもり状態 にある方及び その家族等 (年齢制限なし)	◎	◎	◎	委託	・ひきこもり当事者及びその家族等に対し、様々な面からの相談・支援を実施。必要に応じて、家庭訪問や関係機関等への同行支援を行う。	
不登校	教育センター	電話:043-255-3702(相談) 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:千葉市稲毛区轟町3-7-9 来所相談:月～金(祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30(50分間 要予約) 医療相談:木(祝日、年末年始を除く) 9:00～11:30(40分間 要予約) 家庭訪問相談員の派遣:週1回(2時間程度 学校からの要請で派遣)	電話・来所・ 医療相談は、 千葉市在住の 幼児・児童・ 生徒および高 校年齢の青少 年。 家庭訪問 相談員の派遣 は、千葉市立 小中学校在籍 児童生徒。	◎	◎	◎	直営	・不登校等の学校生活への不適應に関する相談。	
	教育相談ダイヤル24 (教育委員会教育支援課)	電話:0120-101-830(千葉市内のみ) 24時間対応	児童生徒とその 保護者	◎	×	×	直営 委託	・不登校やいじめ問題などの悩みの相談	
発達障害	発達障害者支援 センター (障害者自立支援課)	電話:043-303-6088 住所:千葉市美浜区高浜4-8-3 千葉市療育センター内 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	千葉市在住の 発達障害児・者 とその家族・支 援者	◎	◎	◎	委託	・相談支援、発達支援、就労支援。 ・関係者等への助言	
障害相談	養護教育センター	電話:043-277-1199 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	市内在住の6歳 ～15歳(学齢) 児童生徒及び その保護者/ 学校職員、就 学相談の園児 (年長)及び その保護者	◎	◎	◎	直営	・障害等のある児童生徒の学習や友達関係の悩みの相談 ・悩みがある児童生徒が在籍する学校を訪問し、管理職や教職員へのサポートも実施。 ・幼児やその保護者の就学への不安についての相談	

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	障害相談	障害者相談センター	電話:043-209-8823(相談) 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ内 来所相談:月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30(原則予約制)	18歳以上の 身体障害者・ 知的障害者 及びその家族 や施設関係者	◎	◎	○	直営	・18歳以上の身体・知的の障害のある方に、社会的・医学的・心理学的・職能的見地から相談・判定・指導を実施。(原則予約制。医師による相談は完全予約制)
	心の健康	こころの健康センター	電話:043-204-1582 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市美浜区高浜2-1-16	市内、在住・在 勤・在学	◎	◎	△	直営	精神保健福祉相談を実施 ・保健師、心理判定員、精神保健福祉士、相談員が、電話・来所相談を実施。 (来所は原則予約制) ・医師による来所相談、は完全予約制で実施。
		千葉市こころの電話 (こころの健康 センター)	電話:043-204-1583 月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～17:00	市内、在住・在 勤・在学	◎	×	×	委託	・精神保健福祉に関する傾聴の電話。
児童虐待	東部児童相談所	【管轄区域:中央区、若葉区、緑区】 電話:043-277-8820 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.ECG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30	18歳未満の 児童とその 保護者	◎	◎	△	直営	子どもに関するあらゆる問題について相談を受付。内容によっては、適切な他機関を紹介する。	
	西部児童相談所	【管轄区域:花見川区、稲毛区、美浜区】 電話:043-277-8821 FAX:043-278-4371 住所:千葉市美浜区高浜3-2-3 メール:jidosodan.WCG@city.chiba.lg.jp 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:45～17:30 ・緊急のご相談は24時間・365日受付 (子ども電話相談)電話:043-279-8080 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30	◎	◎	△	直営			
生活困窮	生活自立・仕事相談 センター中央 (保護課)	電話:043-202-5563 FAX:043-221-3370 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる15階 (メール)soudan-chu@chiba-shakyo.jp	現に経済的に 困窮し、最低限 度の生活を維持 することができ なくなるおそれ のある方で、 千葉市内に居 住する方 (ただし、生活 保護受給中の 方を除きます)	◎	◎	◎	委託	・日々の生活で悩みを抱える方に、さまざまな角度から原因を探り、アドバイスを 実施。生活再建に向けた取り組みを支援。 ・来所することができない方などには、 訪問相談にも応じる。相談無料。	
	生活自立・仕事相談 センター花見川 (保護課)	電話:043-307-6765 FAX:043-307-6766 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター内1階 (メール)hanamigawa-soudan@uwnchiba.net		◎	◎	◎	委託		
	生活自立・仕事相談 センター稲毛 (保護課)	電話:043-207-7070 FAX:043-207-7072 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター内1階 (メール)soudan@jigyoudan.com		◎	◎	◎	委託		
	生活自立・仕事相談 センター若葉 (保護課)	電話:043-312-1723 FAX:043-312-6403 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター内3階 (メール)wakaba@jigyoudan.com		◎	◎	◎	委託		

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	生活困窮	生活自立・仕事相談センター緑(保護課)	電話:043-293-1133 FAX:043-291-1899 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター内2階 (メール)midori@npo-link.com	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方で、千葉市内に居住する方(ただし、生活保護受給中の方を除きます)	◎	◎	◎	委託	・日々の生活で悩みを抱える方に、さまざまな角度から原因を探り、アドバイスを実施。生活再建に向けた取り組みを支援。 ・来所することができない方などには、訪問相談にも応じる。相談無料。
		生活自立・仕事相談センター美浜(保護課)	電話:043-270-5811 FAX:043-270-5812 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30 住所:千葉市美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター内3階 (メール)soudan-mihama@chiba-shakyo.jp		◎	◎	◎	委託	
非行 犯罪被害	千葉県警察千葉市警察部	・相談サポートコーナー 電話:043-227-9110 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 ・警察相談 (中央署)電話:043-244-0110 (東署)電話:043-233-0110 (西署)電話:043-277-0110 (南署)電話:043-291-0110 (北署)電話:043-286-0110 ・少年に関する相談(ヤング・テレホン) 電話:0120-783497(ナヤミョクナル) 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00 ・女性相談窓口(電車内や駅など鉄道施設での痴漢や盗撮などの女性被害相談) 電話:0120-048224(マヨワズツウホウ) 24時間対応 ・性犯罪110番 電話:043-223-0110 24時間対応	千葉市在住 年齢不問	◎	◎	×	直営	・相談サポートコーナー…犯罪被害・警察全般の活動に関する相談 ・警察相談…犯罪等による被害の未然防止等に関する相談 ・少年に関する相談 ・女性相談窓口(千葉県警本部鉄道警察隊女性相談所) ・性犯罪110番	
		千葉市青少年サポートセンター	(中央区・稲毛区)中央 電話:043-245-3700 住所:千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター8F (若葉区)東分室 電話:043-237-5411 住所:千葉市若葉区千城台西2-1-1 千城台市民センター2F (美浜区)西分室 電話:043-277-0007 住所:千葉市美浜区高浜3-1-3 千葉市教育会館2F (緑区)南分室 電話:043-293-5811 住所:千葉市緑区おゆみ野3-15-2 鎌取コミュニティセンター等 複合施設1F (花見川区)北分室 電話:043-259-1110 住所:千葉市花見川区花見川3-31-103 花見川市民センター等複合施設1F いずれも月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	市内在住の20歳未満の青少年及びその関係者	◎	◎	×	直営	・電話・来所相談…学校に行きたがらない、いじめや友人関係が心配、夜遊びや煙草等を吸っているなど、青少年に関する相談。 ・サポート事業…不登校等の問題を抱える20歳未満の青少年を受け入れ、学習や生活習慣等を支援。
DV	配偶者暴力相談支援センター(こども家庭支援課)	電話:043-245-5110 月～金 9:00～16:00(祝日、年末年始を除く) 住所:非公開	パートナーからの暴力の被害者	◎	◎	×	直営	・婦人相談員がDV等に関する相談を実施。	
女性のための相談	ハーモニー相談(男女共同参画センター・男女共同参画課)	電話:043-209-8771 火～金 10:00～20:00、 土・日 10:00～16:00(祝日、年末年始を除く) (まず相談日時の予約が必要) 住所:千葉市中央区千葉寺町1208-2	千葉市内在住・在勤・在学で様々な悩み等をかかえる女性	◎	◎	×	委託	・家庭や仕事、生き方や人間関係、心や体のことなど、相談者の心の整理を女性相談員がサポート。 ・初回は、電話相談のみ。 ・電話相談の後、希望により面接相談も可(予約制)。 ・面接相談の後、専門的なアドバイスが必要な方には、専門相談をご案内。 弁護士相談(月2回)・医師相談(月1回)(予約制)。	

市町村の相談・支援窓口（県央地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
千葉市	男性のための相談	男性電話相談 (男女共同参画センター・男女共同参画課)	電話:043-209-8773 金 18:30~20:30 (祝日、年末年始を除く)	千葉市内在住・在勤・在学で様々な悩み等をかかえる男性	◎	×	×	委託	・家庭や仕事、生き方や人間関係、心や体のことなど、相談者の心の整理を男性相談員がサポート。 ・電話相談のみ。
	LGBT	LGBT電話相談 (男女共同参画課)	電話:043-245-5440 毎月第3日曜日14:00~18:00(相談日ごとに1人1回、1回30分まで)	千葉市内在住・在勤・在学のLGBT当事者及びその周囲の方	◎	×	×	委託	・日常生活でLGBT当事者やその周囲の方(家族・友人・先生・職場関係の方など)が抱える性自認や性的指向が関係する悩みなどの相談。 ・性の多様性について理解のある相談員が対応。 ・電話相談のみ。
市原市	総合相談	子ども・若者総合相談窓口 (青少年指導センター)	電話:0436-42-7001 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始を除く) 住所:市原市八幡海岸通1969-44 来所相談:要電話予約 (メール)i-mail24@abelia.ocn.ne.jp	市内在住の39歳までの方とその家族	◎	◎	△	直営	・子どもや若者からのさまざまな相談に対して必要な情報提供や助言、適切な専門機関への紹介などを行う。
	不登校	教育相談 (教育センター)	相談専用電話:0436-41-2825 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く) 住所:市原市八幡20番地	市内在住の小中学校児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	・市内在住の小中学校児童生徒とその保護者を対象に、不登校等の電話相談と面接相談に対応。教育相談の後、本人の希望、状態に応じて適応指導教室(フレンド市原)への入級となる。 適応指導教室では、学習及び体験学習や校外学習等を実施。 ・相談費用は無料 ・適応指導教室の行事参加費及び教材費は徴収
		いじめホットライン (指導課)	電話:0436-22-9090 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く)	小中学生とその保護者	◎	△	×	直営	・不登校やその他の学生生活全般における悩み、いじめ相談等を実施
	若者の就労関係	個別就労相談 (商工業振興課)	電話:0436-23-9836(予約・商工業振興課) 原則月曜日実施(祝日・年末年始除く) インターネットでも予約可 https://logofarm.jp/form/bqjz/16067 開催場所:市原ワークプラザ個別相談コーナー 住所:市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1階	市内在住の求職者・在職者	×	○	×	その他	・市原市勤労会館内にキャリアカウンセラーによる無料の相談窓口を設置し、面接の受け方やキャリア形成など、求職者や在職者の個々の状況に応じた就労支援の相談業務を実施。
	障害相談	特別支援教育相談 (教育センター)	相談専用電話:0436-41-2825 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く) 住所:市原市八幡20番地	小学校就学前児、市内公立小中学校在籍の児童・生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	・小学校就学前児、市内公立小中学校在籍の児童・生徒とその保護者を対象として、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の電話相談と面接相談に対応。
		障がい者職業相談 (商工業振興課)	対応時間:原則奇数月の第3水曜日実施 (祝日である場合はその前日) 電話:0436-23-9836(予約・商工業振興課) 開催場所:市原ワークプラザ個別相談コーナー 住所:市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1階	就職を希望する障がい者及びその保護者	×	○	×	その他	・障がい者の就職を支援するため、千葉南公共職業安定所の専門相談員による、職業相談・職業紹介を実施。
	総合相談	福祉総合相談センター	電話:0436-23-7252 月~金8:30~17:15(祝日、年末年始を除く) 住所:市原市国分寺台中央1-1-1 市原市役所第1庁舎2階 (共生社会推進課内)		◎	◎	◎	直営	・世代や分野を問わない福祉の相談窓口として、適切な支援機関へのつなぎや調整を実施

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
市川市	少年相談	少年相談 (少年センター)	電話:047-320-3340 月・火・木・金9:00~17:00 水9:00~19:00 住所:市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階 (メール)youngnet@city.ichikawa.lg.jp	小学校就学時から20歳未満の少年とその保護者	◎	◎	×	直営	複雑化、深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに対応できるよう、電話やeメールでの相談を受ける。それを面接相談や他の専門機関への紹介など適切につなげ、相談者の悩みを軽減、解消し、心理的負担を軽減する。
	教育相談	教育相談 (教育センター及び行徳相談室)	(教育センター) 電話:047-320-3336 火~土 9:00~17:00 住所:市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階 (行徳相談室) 電話:047-318-3223 火~土 9:00~17:00 住所:市川市末広1-1-31 行徳支所2階	市内在住の3歳以上の幼児、児童・生徒とその保護者	×	◎	×	直営	・来所相談は電話予約が必要。 ・市内在住の3歳以上の幼児、児童・生徒とその保護者を対象に、子育てをしていく中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が面接やカウンセリング、心理療法等を行うことで悩みの軽減や解消を図り、幼児・児童・生徒の健全育成を図る。
		ほっとホットと訪問相談 (教育センター)	電話:047-320-3362 火~金 12:30~17:00 住所:市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階	市内小中学校在籍の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	不登校をはじめとする子育て全般の悩みに対して、経験豊かな相談員が電話相談や訪問相談等を行うことで、児童生徒及び保護者の心の安定を図る。
	若者の就労関係	いちかわうらやす若者サポートステーション (雇用労政グループ)	いちかわうらやす若者サポートステーション 047-395-3053 市川市宝2-10-18 火~土 10:00~17:00(日・月・祝日を除く)	若年者 (15歳から49歳)	×	◎	×	委託	若年者等就労支援事業 ・就労のための個別相談 ・就労準備セミナー
	障害相談	障害総合相談 (障がい者支援課)	電話:047-712-8517 月~金 8:45~17:15 住所:市川市八幡1-1-1		◎	◎	△	直営	・障害に関する相談や、障害福祉サービスの利用に関する相談に応じる。
		基幹相談支援センター「えくる」	・えくる大洲ステーション 電話:047-702-5588 FAX:047-702-5800 月~金 8:45~17:15 住所:市川市大洲1-18-1 (急病診療・ふれあいセンター3階) ・えくる行徳ステーション 電話:047-303-3074 FAX:047-303-3075 月~金 8:45~17:15 住所:市川市末広1-1-31 (市川市行徳支所内)	市内居住の障害のある方とその家族	○	◎	◎	委託	・障害の種類に関わらず生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行う。 ・電話により要予約
心の健康	こころの健康相談	電話相談:0800-000-5008 WEBメール相談:seap@workway.co.jp 面接相談:電話相談と同じ番号への電話予約が必要。	市内在住の方	◎	◎	×	委託	・電話相談は、通話料も相談料も無料。WEBメール相談は、3営業日以内の回答。通信費のみ自己負担。 ・専門の相談員がこころの悩みの相談に応じる。	
生活困窮	生活保護相談窓口 (生活支援課)	電話:047-383-9561 月~金 9:00~17:00 住所:市川市南八幡2-20-2	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための支援	
	市川市生活サポートセンター そら (生活支援課)	電話:047-704-0010 月~金 9:00~17:00 住所:市川市南八幡2-20-2	生活困窮者	◎	◎	◎	委託	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
市川市	児童虐待	子ども家庭支援センター (子ども家庭支援課)	電話 047-711-0679 住所 市川市八幡1-1-1 月～金 9:00～17:00	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	18歳までのお子さんに関する、子ども虐待の通報、相談窓口。 育児に悩んでいる方の相談にも対応し、相談内容に応じてサービスの提供や紹介を行う。
	DV	女性のためのあらゆる相談 (男女共同参画センター)	電話:047-323-1777 住所:市川市市川1-24-2 【女性相談員による一般相談・DV相談 【電話・面接相談】】 平日:9:00～16:00(12:00～13:00を除く) 土:9:00～12:30 ※電話相談は随時受付。面接相談は要予約。 【女性弁護士による法律相談【面接相談のみ】】 毎週水曜日:13:00～17:00 ※法律相談は1回30分程度。要予約。	女性	◎	◎	×	直営	・無料 ・相談は日本語のみ ・休館日(祝日・年末年始12/28～1/4・毎月最終火曜日)は閉室 ・女性が悩む様々な問題に対して、女性相談員による「一般相談・DV相談」、女性弁護士による「法律相談」を実施。
船橋市	不登校	教育支援室 (総合教育センター 教育相談班)	電話:047-422-7734 住所:船橋市東町834番 月～金 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)	市内在住の小・中・特別支援学校の児童生徒とその保護者及び教育関係者	◎	◎	×	直営	・心身についての悩みや学校生活への適応、家庭における養育やしつけ、学業、不登校などの電話相談、面接相談(要予約)を実施。 ・必要により臨床心理士による知能検査等を実施
	障害相談	ふらっと船橋 (障害福祉課)	電話:047-495-6777 FAX:047-495-6776 (メール)flat-funabashi@key.ocn.ne.jp 住所:船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101号室 開所日は月曜日～土曜日の10:00～18:00 まで。それ以外の時間帯や日曜祝日年末年始は転送、留守番電話対応	担当エリア:以下の地区以外	◎	◎	○	委託	障害者や障害児の保護者、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
		テレサ会 (障害福祉課)	電話:047-469-3173 FAX:047-469-3198 (メール)h-isawa@asahicare.jp 住所:船橋市高根台3-15-5 3階 開所日は月曜日～金曜日の9:00～17:00	担当エリア:金杉、金杉町、金杉台、米ヶ崎町、芝山、新高根、高根町、高根台、夏見、夏見台、夏見町、緑台	◎	◎	○	委託	障害者や障害児の保護者、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
		ヴェルフ藤原 (障害福祉課)	電話:047-430-7836 FAX:047-430-3611 (メール)velf-soudan@engokai.or.jp 住所:船橋市藤原8-17-1 開所日は月曜日～金曜日の9:00～17:00	担当エリア:旭町、印内、印内町、葛飾町、上山町、北本町、行田、行田町、古作、古作町、西船、東中山、藤原、二子町、本郷町、前貝塚町、馬込町、馬込西、丸山、本中山、山手、山野町	◎	◎	○	委託	障害者や障害児の保護者、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
	心の健康	地域保健課 精神保健福祉係	電話:047-409-2859 住所:船橋市北本町1-16-55 月～金 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)		◎	◎	△	直営	・精神保健福祉相談(保健師・精神保健福祉士が、随時、電話・来所相談に対応) ・予約にて医師相談実施。
総合相談 生活困窮	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」 (地域福祉課)	電話:047-495-7111 住所:船橋市湊町2-8-11 船橋市役所別館1階 月～金(市役所開庁時) 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く) ※上記住所・日時のほか、第3土曜日9:00～15:00、第5水曜日18:00～20:00にJR船橋駅前にあるフェイスビル5階相談室にて出張相談を実施しています。なお、出張相談は「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」への事前予約が必要となります。	市内在住で、課題が重複している方、どこに相談したらよいかわからない方、生活にお困りの方。	◎	◎	◎	委託	対象を限らないワンストップの相談窓口として、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持った相談員等が福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行う保健と福祉の総合的な相談窓口。 また、生活困窮者自立支援法に基づき、専門の相談支援員等がさまざまな事情で生活にお困りの方からの相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、一人ひとりに合った支援計画を作成し、自立に向けた就労支援や家計相談支援、住居確保給付金の支給等を行う。	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
船橋市	児童虐待	家庭児童相談室	電話:047-409-3469 住所:船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター3階 対応時間:月～金 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)	18歳未満の 児童とその 保護者	◎	◎	◎	直営	児童虐待の相談、児童の養育など家庭 内の問題についての相談に応じる。
	非行 犯罪被害	青少年センター ・北部分室	相談専用電話:047-431-3749 (メール)soudandesu@city.funabashi.lg.jp 来所相談 月曜～金曜 午前9時～午後5時(受付4時) 本所:047-431-2315 北部分室:047-456-5110 (祝休日、年末年始を除く)	6歳(小学校 就学)から19歳 までの青少年と その保護者	◎	◎	◎	直営	指導主事や相談員が青少年の問題や悩 みについて、本人・保護者および学校関 係者等の来所相談、電話相談及び訪問 相談を実施。状況に応じて家庭、学校、 関係機関との連携を行う。
	DV	こども家庭支援課 女性支援係	電話:047-431-8745 月～金・第2土 9:00～16:00 (土は来所相談のみ) (祝休日、年末年始を除く) ※来所相談は要予約	女性	◎	◎	×	直営	婦人相談員が、DVを含む女性が抱える 様々な悩みごとの相談に応じる。
	ひとり親 家庭相談	児童家庭課	電話:047-436-2320 児童家庭課 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝休日、年末年始を除く) 母子・父子福祉センター(予約が必要です) 水曜日 午前9時～午後4時 フェイス5階(予約が必要です) 第2土曜日 午後1時～午後5時 第4水曜日 午後5時30分～午後8時 (年末年始を除く)	母子・父子・寡 婦	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭 の生活・就労・貸付相談に応じます。
習志野市	不登校	総合教育センター 教育相談	電話:教育相談 047-475-8341 住所:習志野市東習志野3-4-4 9:00～17:00 月～金	主に小中学生 とその保護者 教職員	◎	◎	○	直営	教育相談員が、不登校や特別支援、学 校生活等、子育て等に関する相談を実 施。 状況により、訪問相談も実施。 青少年テレホン相談も実施。
	児童虐待	子育て支援相談室 (子育て支援課 子ども家庭総合支援 係)	電話:047-453-7322 月～金 8:30～17:00 住所:習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所市庁舎2階	18歳未満の児 童とその保護 者等	◎	◎	△	直営	家庭相談員等が児童の養育についての 相談及び助言、児童の施設入所の相 談、また児童虐待の相談等を実施。 必要により家庭訪問を実施。
	心の健康	女性の生き方相談 (男女共同参画 センター)	電話:047-453-9307 住所:習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼 市庁舎分室5階 1回40分 事前要予約 【相談日】 第1金曜日 13:30～15:10、16:00～19:40 第2・4火曜日、第3木曜日、第3金曜日 9:00～11:40、12:30～16:10	習志野市在住・ 在勤・在学の女 性	×	◎	×	その他	家族関係や夫婦問題、職場の人間関 係、自分自身の生き方など、女性が抱 える様々な悩みに専門のカウンセラーが相 談に応じます。
	生活困窮	生活相談課	電話:047-453-9205 月～金 8:30～17:00 住所:習志野市鷺沼2-1-1 (メール)seikatsu@city.narashino.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の 程度に応じて必要な保護を行い、健康で 文化的な最低限度の生活を保障するこ とにも、自立を助長する支援を実施しま す。
	生活困窮	らいふあつぷ習志野 (生活相談課)	電話:047-453-2090 月～金 9:00～17:00 住所:習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階 (メール)lifeup@jigyoudan.com	生活困窮者	◎	◎	◎	委託	生活に関する相談を幅広く受け付け、一 人ひとりの状況に応じて自立に向けた支 援計画を作成し、課題が解決するまで寄 り添って支援を行う総合相談窓口です。

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
習志野市	障がい者 相談	習志野玲光苑 ※身体障がい・知的障 がい (障がい福祉課)	電話:047-411-9616 FAX:047-411-9617 月～土 8:30～17:30(土曜日は12:30まで) 住所:習志野市屋敷4-6-6(東部保健福祉セン ター内)	市内居住の障 がいのある方と その家族	◎	◎	△	委託	障がいのある方やご家族からの相談や 悩みをうかがい、一緒に考えながら、情 報提供や助言、必要な福祉サービス のご案内や調整を継続的に行います。習 志野市からの委託を受けた社会福祉法 人が運営しています。
		旅人の木 ※精神障がい (障がい福祉課)	電話:047-475-7350 FAX:047-475-9670 月～金 9:15～18:00 住所:習志野市津田沼3-8-19 CasaSolare(カー サ ソラーレ)102	市内居住の障 がいのある方と その家族	◎	◎	△	委託	障がいのある方やご家族からの相談や 悩みをうかがい、一緒に考えながら、情 報提供や助言、必要な福祉サービス のご案内や調整を継続的に行います。習 志野市からの委託を受けた社会福祉法 人が運営しています。
		八千代地域生活支援 センター ※精神障がい (障がい福祉課)	電話:047-481-3555 FAX:047-485-3553 月、水～土 10:00～18:30(祝日は18:00まで) 住所:八千代市大和田322-18	市内居住の障 がいのある方と その家族	◎	◎	△	委託	障がいのある方やご家族からの相談や 悩みをうかがい、一緒に考えながら、情 報提供や助言、必要な福祉サービス のご案内や調整を継続的に行います。習 志野市からの委託を受けた社会福祉法 人が運営しています。
	ひきこもり	ひきこもり支援ステー ション (障がい福祉課)	電話:047-453-9206 FAX:047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用) 住所:習志野市鷺沼2-1-1 月～金 8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)	おおむね6か 月以上ひきこも りの状態にある 15歳～64歳 の方	◎	◎	◎	直営	ご自宅又は市役所で、ご本人やご家族 のお話を十分お聞きしたうえで、希望さ れる生活に向けて、継続的な支援を行 います。
八千代市	不登校	適応支援センター	電話:047-486-1019 住所:八千代市八千代台北8-9-12 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く	就学児童・生徒 の保護者	◎	◎	◎	直営	市内在住の不登校児童生徒の相談、カ ウンセリング、学習支援などを実施。指 導主事や相談員が学校生活、家庭生活 等に関する相談活動を実施。
		教育センター	電話:047-486-8866 住所:八千代市大和田138-2 月～金 9:00～16:00 祝日・年末年始除く	幼児、小学生、 中学生、高校 生、大学生(相 当年齢)とその 保護者	◎	◎	×	直営	幼児、小学生、中学生、高校生、大学 生とその保護者の家庭や学校での悩み(基 本的に小中学生及びその保護者を対象 としているが、受けた相談については、 上記まで対応、支援している)
		指導課	電話:047-481-0301 住所:八千代市大和田138-2 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	八千代市立の 小・中・義務教 育学校に在籍 する児童・生徒 の保護者	◎	◎	×	直営	担当指導主事が、児童生徒の学校教育 全般における悩みについて相談・助言を 実施。
	発達障害	障害者支援課	電話:047-421-6741 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	発達障害のあ る方とその関係 者	◎	◎	○	直営	ケースワーカー・精神保健福祉士・保健 師等が、発達障害に関する医療や福祉 サービス制度の利用等の相談を実施。
	障害相談	障害者支援課	電話:047-421-6741 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く		◎	◎	○	直営	ケースワーカー、精神保健福祉士、保健 師等が、障害者手帳等障害に関するこ と全般についての相談を実施。

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
八千代市	心の健康	女性サポート相談 【予約制】 (男女共同参画センター)	相談日:第1～第4水曜日(祝日・年末年始を除く) 相談時間:1回50分以内 ①10:00～ ②11:00～ ③13:00～ ④14:00～ (1年度原則5回まで) 予約専用電話:047-485-8800 受付日時:月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)	市内在住・在学・在勤の原則 18歳以上の女性	◎	◎	×	委託	専門の女性相談員が、女性が抱えるさまざまな悩みをお聞きし、解決へつなげる。
		障害者支援課	電話:047-421-6741 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	心の問題について相談したい方	◎	◎	○	直営	ケースワーカー、精神保健福祉士、保健師等が、精神保健福祉に関する医療や福祉サービス制度の利用等の相談を実施。
生活困窮	生活困窮	学務課	電話:047-481-0302 住所:八千代市大和田138-2 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く (メール)gakumu1@city.yachiyo.chiba.jp	八千代市立の小・中・義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者	◎	◎	×	直営	経済的に就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食費等の援助を行う就学援助制度の相談・案内を実施。
		生活支援課	電話:047-421-6696 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	生活保護受給者	◎	◎	◎	直営	ケースワーカーが生活保護に関する相談を実施する。困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長するための支援を実施する。
		福祉総合相談室 (健康福祉課)	電話:047-421-6732 FAX:047-483-2665 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金8:30～17:00 祝日・年末年始除く	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	直営	生活、仕事、健康、引きこもり、DV等、福祉の様々な困りごとの総合相談窓口。現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援を実施する。(生活困窮者自立支援制度の相談窓口)
		くらしサポートチーム ふらっと (社会福祉協議会)	電話:047-483-3021 FAX:047-486-9787 メール:team-flat@fukushi.yachiyo.chiba.jp ホームページ: http://www.yachiyosyakyo.jp/09_shakyo.php 住所:八千代市大和田312-5(市役所隣) 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	委託	生活困窮者自立支援制度の相談窓口。お金や仕事などの生活上の困りごとを抱える方、引きこもりなど社会的孤立状態にある方の相談をお聞きし、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行う。状況に応じて様々な対応が可能。支援内容についてはホームページに掲載。
児童虐待	子ども相談センター (子ども福祉課)	電話:047-421-6755 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く	18歳未満の児童とその家庭 (妊産婦を含む)	◎	◎	◎	直営	子ども家庭総合支援拠点として専門の相談員が子育て不安などの相談に応じ、児童虐待の通告窓口にもなっている。電話・訪問・面談による支援、専門機関の紹介等を実施。	
DV	福祉総合相談室 (健康福祉課)	電話:047-421-6732 住所:八千代市大和田新田312-5 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始除く	DV被害者等	◎	◎	△	直営	DVに関する相談を実施。	
教育相談	八千代市教育センター	電話:047-486-8866 住所:八千代市大和田138-2 月～金 9:00～16:00 祝日・年末年始除く	幼児、小学生、中学生、高校生、大学生(相当年齢)とその保護者	◎	◎	×	直営	幼児、小学生、中学生、高校生、大学生とその保護者の家庭や学校での悩み(基本的に小中学生及びその保護者を対象としているが、受けた相談については、上記まで対応、支援している)	
生活の乱れ	青少年センター	電話 047-483-2842 住所:八千代市大和田138-2 月～金9:00～16:00 祝日・年末年始除く	18歳以下(小学校から高校まで、又は有職もしくは無職)の者とその保護者	◎	◎	×	直営	センターの職員が相談を実施し、青少年の非行の未然防止・健全育成に努めている。	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
浦安市	ひきこもり	ひきこもり相談 (社会福祉課)	電話:047-318-9500 浦安市北栄1-16-30-303 水・土 9:00~17:00 (メール)como.soudan@chiraku.com	概ね16歳以上の方とその家族	◎	◎	◎	委託	本人やその家族からの電話、来所による相談に応じ、訪問などの支援を行う。保健、福祉、教育、労働等の関係機関と連携し、問題解決に向けた支援を行う。
		青少年相談 (生涯学習部青少年センター)	電話:047-351-1152 月~金 10:00~12:00・13:00~16:00 (祝日・12/29~1/3を除く) 面談にも応じます(予約制) 住所:浦安市猫実1-1-1 メール相談はQRコードから	浦安市内に在住する小中学校の児童生徒とその保護者、家族	◎	◎	×	直営	公認心理師等の専門相談員が相談者本人もしくは保護者からの電話・来所相談を実施。関係機関との連携や他の専門機関の紹介等も実施。
		いちよう学級訪問相談 (指導課教育研究センター)	【いちよう学級猫実】 電話:047-351-1151 住所:浦安市猫実2-1-1 対応時間:月~金:10:00~17:00 【いちよう学級入船】 電話:047-711-2336 住所:浦安市入船5-45-1 対応時間:月~金:10:00~17:00	浦安市内に在住するひきこもり傾向のある小中学校の児童生徒とその保護者	○	○	◎	直営	心理的・情緒的・その他の要因によって、不登校傾向、ひきこもり傾向にある児童生徒及びその保護者を対象に、カウンセリングを実施。情緒の安定、自立心の確立を支援。
不登校	青少年相談 (生涯学習部青少年センター)	電話:047-351-1152 月~金 10:00~12:00・13:00~16:00 (祝日・12/29~1/3を除く) 面談にも応じます(予約制) 住所:浦安市猫実1-1-1 メール相談はQRコードから	浦安市内に在住する青少年及び青少年の保護者、家族	◎	◎	×	直営	公認心理師等の専門相談員が相談者本人もしくは保護者からの電話・来所相談を実施。関係機関との連携や他の専門機関の紹介等も実施。	
	いちよう学級教育相談 (指導課教育研究センター)	【いちよう学級猫実】 電話:047-351-1151 住所:浦安市猫実2-1-1 対応時間:月~金:10:00~17:00 【いちよう学級入船】 電話:047-711-2336 住所:浦安市入船5-45-1 対応時間:月~金:10:00~17:00	浦安市内に在住する小中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他適性に関すること等、個々の状況に応じて、児童生徒及びその保護者、教育関係者に対し、相談活動を通じた支援を実施。	
発達障害	浦安市子ども発達センター	電話:047-355-5242 月~金 9:00~17:00 住所:浦安市東野1丁目7番1号 浦安市総合福祉センター内	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	初回面接相談を週2日(原則、水・木曜日)実施。実施に当たっては、事前の予約が必要。	
	青少年発達サポートセンター (障がい事業課)	電話・ファクス:047-316-1159 月~土 9:00~19:00 住所:〒279-0012 浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内 (メール)u-seisyounen@soracolor.org	発達障がいまたはその疑いのある学齢期~概ね25歳までの方とその家族	◎	◎	△	委託	社会性の向上を目指す療育支援、子ども・者・家族のニーズに応じた交流事業、学校生活・社会生活・就労等に関する総合的な相談支援などを行う。	
	発達障がい者等地域活動支援センター (障がい事業課)	電話:047-390-7700 住所:〒279-0042 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設(東野パティオ) 通所棟3F 対応時間:火~土 9:00~17:00	15歳以上で発達障がい等のある方、家族	◎	◎	△	委託	発達障がいに関する専門的な相談支援を行う。	
心の健康	健康増進課成人保健係	電話:047-381-9059 月~金 9:00~16:00(祝日・年末年始除く) 住所:浦安市猫実1-2-5 健康センター1階		◎	◎	◎	直営	精神面での相談支援を保健師が実施。相談内容がより専門的な場合には、専門機関との連携支援、または関係機関につなぐ等の支援を行う。	

市町村の相談・支援窓口（葛南地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
浦安市	生活困窮	社会福祉課	電話:047-712-6856 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-1 (メール)shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する支援を実施する。
		総合相談窓口 (社会福祉課)	電話:047-712-6856 月～金 9:00～17:00 住所:浦安市猫実1-1-1 (メール)shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	相談支援員等が、生活困窮者の相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個人の状態にあった支援計画の作成等を行う。
	児童虐待	こども家庭支援センター (家庭児童相談)	電話:047-350-7867 月～土 9:00～17:00 住所:浦安市猫実1-2-5 健康センター地下1階	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	子ども家庭支援員がこどもと家庭に関する様々な家庭児童相談、児童虐待相談の対応を行っている。内容により、関係機関や専門機関と連携している。
	非行 犯罪被害	青少年相談 (生涯学習部青少年センター)	電話:047-351-1152 月～金 10:00～12:00・13:00～16:00 (祝日・12/29～1/3を除く) 面談にも応じます(予約制) 住所:浦安市猫実1-1-1 メール相談はQRコードから 	浦安市内に在住する青少年及び青少年の保護者、家族	◎	◎	×	直営	公認心理師等の専門相談員が相談者本人もしくは保護者からの電話・来所相談を実施。関係機関との連携や他の専門機関の紹介等も実施。
	DV	こども家庭支援センター (婦人相談)	電話:047-351-7698 月～土 9:00～17:00 住所:浦安市猫実1-2-5 健康センター地下1階	婦人	◎	◎	△	直営	婦人相談員がDV相談や支援を行う。
	総合相談	人権相談 (多様性社会推進課)	【受付】047-712-6803 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館 2階 【相談日】 原則、毎月第2月曜日 13:00～15:00	人権について相談したい人	×	◎	×	その他	要事前予約 学校や職場でのいじめ、近隣トラブル、暴力・虐待などの相談について、人権擁護委員が対応し、問題解決に向けてアドバイスを行います。
		女性のための相談 (多様性社会推進課)	【受付】047-712-6803 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館 2階 【相談日】 月・火・木曜日 10:00～16:00 (※14:30～20:00の場合あり)	浦安市内に住・在勤・在学の女性	×	◎	×	委託	要事前予約 自分自身の生き方、男女・夫婦・家族のこと、職場での人間関係や暴力など、女性が抱えるさまざまな問題について、専門の相談員が相談に応じます。
		女性のための法律相談 (多様性社会推進課)	【受付】047-712-6803 月～金 8:30～17:00 住所:浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館 2階 【相談日】 毎月2回 10:00～15:30	浦安市内に住・在勤・在学の女性	×	◎	×	その他	要事前予約 離婚や親権、DV、ストーカー、セクハラなど、法的な解決が求められる女性のかかえる問題に、女性弁護士が応じます。
		基幹相談支援センター	電話:047-304-8822 ファックス:047-304-8833 月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00 窓口対応時間外 電話:070-5544-2517 住所:〒279-0012 浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内 (メール)tomo-soudan3@patomo.jp	障がいのある方	◎	◎	◎	委託	障がいのある方の日常生活の悩みや不安、福祉サービスに関する情報提供や利用援助、専門機関の紹介や同行等を行います。個別のご相談のほか、家族の方や関係機関の方からのご相談にも応じます。

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
松戸市	不登校 就学・教育	児童生徒課	相談受付電話:047-366-7600 予約制 月曜～金曜 8:30～17:00 住所:松戸市根本356 京葉ガス第一ビル	松戸市在住の 小中学生と その家族	○	◎	×	直営	小中学生の登校しぶり、不登校や就学にかかわる相談窓口。 臨床心理士による受理面談後、児童生徒課または学習指導課の分室での継続相談へつなぐ。
	若者の 就労相談	まつど地域若者サポート ステーション (商工振興課)	電話:047-703-8301 予約制 毎週月曜～土曜(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00 松戸商工会議所別館	15歳～49歳ま での若年無業 者	○	○	×	直営 委託	・働くことに悩みがある若者に対して、 専門的就労支援相談員が、相談から 就職等進路決定に至るまで一貫して 支援を行います。 ・電話予約制
	ひとり親 相談	子育て支援課	電話:047-366-7347 平日:9:00～17:00 予約制	松戸市在住 ひとり親	◎	◎	×	直営 委託	ひとり親の自立や就労を支援するため、 母子・父子自立支援員や就労相談員が 各種相談・支援を行います。 ※オンライン面接相談(ZOOM、Face time等)有。まずは電話で日程調整。
	女性就 労・両立 支援相談	まつど女性就労・両立 支援相談 (男女共同参画課)	電話:047-364-8778 毎週火曜・水曜・木曜10:00～15:00、第1・3金曜 17:30～20:30※祝日・休館日を除く ゆうまつど2階 予約優先(予約電話047-364-8783 平日9:00～17:00※オンライン相談は要予約)	松戸市在住・ 在勤・在学の 女性	×	◎	×	直営	再就職や転職、子育て・介護との両立 等、キャリアコンサルタントがお一人おひ どりの状況に応じた個別のカウンセリ ングを行います。 毎月第二木曜日は起業に特化した、起 業相談も行っています。
	障害者 相談	松戸市中央基幹相談 支援センター CoCo	電話:047-308-5028 FAX:047-366-1138 平日 8:30～19:00(年末年始を除く) 住所:松戸市上矢切299-1 総合福祉会館2階 (メール)matsudo-kikan@bz04.plala.or.jp	全年齢の障害 者・ひきこもり 状態にある方 及びその家族	◎	◎	◎	委託	障害のある方やひきこもり状態にある 方、そのご家族が抱えている不安や課 題をお聴きし、一緒に解決するための支 援を行います。
		松戸市小金基幹相談 支援センター おんぶ	電話:047-712-2112 FAX:047-712-2126 平日 8:30～19:00(年末年始を除く) 住所:松戸市小金442-14 秋山ビル3階 (メール)kikan-kogane@matsusato.or.jp	全年齢の障害 者・ひきこもり 状態にある方 及びその家族	◎	◎	◎	委託	障害のある方やひきこもり状態にある 方、そのご家族が抱えている不安や課 題をお聴きし、一緒に解決するための支 援を行います。
		松戸市常盤平基幹 相談支援センター ふれあい	電話:047-388-6225 FAX:047-388-6222 平日 8:30～19:00(年末年始を除く) 住所:松戸市五香西3-7-1 健康福祉会館1階 (メール)fureai-kikan@bz04.plala.or.jp	全年齢の障害 者・ひきこもり 状態にある方 及びその家族	◎	◎	◎	委託	障害のある方やひきこもり状態にある 方、そのご家族が抱えている不安や課 題をお聴きし、一緒に解決するための支 援を行います。
	障害者 虐待・障害 者差別 相談	松戸市障害者虐待 防止・障害者差別 相談センター	電話:047-366-8376 Fax047-366-1138 平日 8:30～19:00(年末年始を除く) ※電話回線は24時間対応 住所:松戸市上矢切 299-1 総合福祉会館 2階松戸市中央基幹相談支援セン ターCoCo 内 (メール)matsudo-sgb@bz04.plala.or.jp	全年齢の障害 者及びその 家族	◎	◎	◎	委託	障害者の虐待や差別にかかわる通報や 届け出、支援などの相談を受け付けてい ます。
	心の健康	いじめ相談専用ダイヤ ル(教育委員会 児童 生徒課)	電話:047-703-0602 月～金 8:30～19:00 (祝日・年末年始を除く)	松戸市内の小 中学生とその 保護者	◎	×	×	直営	いじめ相談員
		ゆうまつどこころの相談 男女共同参画課	電話:047-363-0505 予約制 第1月・木曜日:14:00～20:00 第2～第4月・木曜日:10:00～16:00 休館日を除く 電話相談:047-363-0505 第1・3 金曜日 17:30～20:30 休館日を除く	松戸市在住・ 在勤・在学の 女性 松戸市在住・在 勤・在学の男性	◎	◎	×	委託	自分の性格や生き方、パートナーとの関 係、職場や近所の人間関係などで悩ん でいる方に専門のカウンセラーが相談に あたります。 (電話通話料は、相談者負担)

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
松戸市	生活困窮者相談	生活保護相談窓口 (生活支援一課・生活支援二課)	電話:047-366-7349 047-704-3986 対応時間:平日 8:30~17:00	生活困窮者	◎	◎	○	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための生活保護に関する相談窓口。
		松戸市自立相談支援センター	電話:047-366-0077 平日 9:00~17:00 市役所本館3階	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	○	委託	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援の相談窓口。 相談者の悩みを伺い、就職支援や住居確保給付金等の利用相談や、適切な支援機関のご案内を行うなど、1人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら問題解決に向けた支援を行う。
	子育て相談	子育て支援センター	子育て支援センター 平日 8:30~17:00 CMS 電話: 047-394-5590 チェリッシュ・サポート・システム 電話:047-308-5880 子すずめ 電話: 047-387-0124 あおば 電話:047-387-5456 ドリーム 電話:070-3935-1230 はなみずき 電話:047-710-8070 グレース 電話:047-382-6182 風の丘 電話:047-375-8447	就学前児童	○	○	×	委託	メールと電話にて、子育てに関する総合的な相談を受け付けている。
	福祉なんでも相談	(社福)松戸社会福祉協議会	電話相談専用ダイヤル 社会福祉協議会 毎週 水、第1・4金 10:00~15:00 電話 : 047-368-1333	松戸市在住	○	○	×	直営	
			六実支所 第1 火 10:00~15:00	松戸市在住	×	○	×	直営	問合せ:047-368-1333
			小金原市民センター 第1 木 10:00~15:00	松戸市在住	×	○	×	直営	問合せ:047-368-1333
	家庭児童相談	子ども家庭相談課	相談時間 9:00~17:00(月~金曜日) 電話:047-366-3941 FAX:047-366-3901 住所:松戸市竹ヶ花74-3 中央保健福祉センター3階 (メール) mckodomosoudan@city.matsudo.chiba.jp	0歳から18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	○	直営	・子ども家庭総合支援拠点を設置し、0歳から18歳未満の子どもに関する相談を実施。 ・内容により、関係機関や専門機関と連携して対応。
	青少年相談	家庭教育相談 (子どもわかもの課)	電話・来所相談時間 9:30~17:00 (火~土曜日) 電話:047-384-7867 住所:松戸市常盤平西窪町12 常盤平児童福祉館	小学生~青少年(20未満)、本人若しくは保護者	◎	◎	×	直営	・青少年健全育成を基に、青少年の相談、保護者からの相談を受け付け、電話及び来所での相談を実施。また、相談内容に応じ、関係機関と連携し対応している。 ・来所相談は、電話予約が必要。
	婦人相談	子ども家庭相談課	相談時間 9:00~17:00(月~金曜日) 電話:047-366-3955 住所:松戸市竹ヶ花74-3 中央保健福祉センター3階 (メール) mckodomosoudan@city.matsudo.chiba.jp	女性	◎	◎	△	直営	・婦人相談員が女性の抱える様々な悩みごとの相談を実施。 ・DV被害者に対する支援も実施。

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
野田市	ひきこもり	パーソナルサポートセンター (生活支援課)	電話:04-7125-2212 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所2階	基本的に18歳以上の者	◎	◎	◎	委託	・職員の有する資格につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、介護支援専門員 ・無料の相談窓口です。 ・自宅などへの訪問支援も行います。
		ひばり教育相談 (教育委員会指導課)	電話:04-7125-8088 月～金9:00～16:00 住所:野田市柳沢53 青少年センター内	市内小中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	○	直営	・電話予約により、来所相談・訪問相談を実施。
	不登校	ひばり教育相談 (教育委員会指導課)	電話:04-7125-8088 月～金9:00～16:00 住所:野田市柳沢53 青少年センター内	市内小中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	○	直営	・電話予約により、来所相談・訪問相談を実施。
若者の 就労関係	ジョブカフェのだ 野田地域職業訓練センター (商工労政課)	電話:04-7121-1184 住所:野田市中根323-3 7月から翌年3月まで(全5回) 10:00～16:00まで(12:00～13:00を除く) 要事前予約 ※開始月及び開催回数は年度によって変更となる場合があります。	40歳未満の若年者(若年者の親も含む)(野田市在住)	×	◎	×	委託	就職活動支援セミナー、個別相談のほか、求人情報の提供等	
	無料職業紹介所 (商工労政課)	電話:04-7125-1111 内線3224 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所2階 毎週月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) 9:00～16:00まで(12:00～13:00を除く) 予約不要 毎月第3火曜日は、いちいのホールにて出張相談を実施	就労希望者 (野田市在住)	◎	◎	×	直営	求職、求人の相談、あっせん	
	パーソナルサポートセンター (生活支援課)	電話:04-7125-2212 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所2階	基本的に18歳以上の者	◎	◎	◎	委託	・パーソナルサポートセンター職員が、本人や家族からの相談を受け、自宅訪問を実施し相談内容によって、ハローワークへの同行支援や履歴書の書き方支援、面接の練習等を実施。 ・職員の有する資格につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、介護支援専門員 ・無料の相談窓口です。 ・自宅などへの訪問支援も行います。	
発達障害	子どもの発達相談室 (保健センター)	電話:04-7125-1134 月～金 8:30～17:15 住所:野田市鶴奉7-4 野田市保健センター4階	発達に心配のある18歳未満のお子さんとその保護者	◎	◎	△	直営	保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門職がお子さんの発達について相談をお受けしています。	
	ひばり教育相談 (教育委員会指導課)	電話:04-7125-8088 月～金9:00～16:00 住所:野田市柳沢53 青少年センター内	市内小中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	○	直営	・カウンセラーや相談員が相談を実施。カウンセラーを学校に派遣し、実態把握を行う。また、必要に応じ、学校やひばり教育相談内で発達検査を行い、指導・支援に生かせるよう、フィードバックをする。 ・電話予約により、来所相談・訪問相談を実施。	
障害相談	ひまわり相談・就学相談 (教育委員会指導課)	電話:04-7125-1111(内線 2633) 月～金9:00～16:30 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所7階	就学前の幼児とその保護者	◎	◎	△	直営	・相談員が就学前の幼児に対し、発達や就学に関する相談を行う。 ・電話予約により、来所相談・訪問相談を実施。	
	専門相談 (障がい者支援課相談支援係)	月1回実施。事前予約が必要です。 電話:04-7123-1691 月～金 8:30～17:15 Fax:04-7123-1095(共用) 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所1階	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	直営	障がいのある人が、生きがいをもって自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を実施する。(発達教育相談は月2回)	

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
野田市	障害相談	当事者・関係者相談 (障がい者支援課相談支援係)	月1回実施。事前予約が必要です。 電話:04-7123-1691 月～金 8:30～17:15 Fax:04-7123-1095(共用) 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所1階	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	直営	障がいのある人が、生きがいをもって自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を実施する。
		障がいの相談 (障がい者支援課相談支援係)	電話:04-7123-1691 月～金 8:30～17:15 Fax:04-7123-1095(共用) 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所1階	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	直営	
		野田市障がい者基幹 相談支援センター (相談支援事業所 さるびあ)	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7136-7400 Fax:04-7136-7422 住所:野田市船形297-2	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
		地域活動支援センター さくら	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7124-6285 月～金 9:00～16:00 Fax:04-7124-6285 住所:野田市柳沢210-15	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
		相談支援事業所 はーとふる	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7197-5365 月～金 8:30～17:15 Fax:04-7197-5365 住所:野田市船形310ケアホームほっと内	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
		相談支援事業所 サポート芽吹	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7138-5813 月～金 9:00～16:00 Fax:04-7138-2182 住所:野田市下三ヶ尾875-1	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
		相談支援センター いちいの木	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7138-6003 月～金 9:00～18:00 Fax:04-7138-6004 住所:野田市木間ヶ瀬3169-2	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
		相談支援事業所 ラシック	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7113-1530 月～金 9:00～17:00 Fax:04-7113-4790 住所:野田市宮崎56-2山田コーポ1	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
		相談支援事業所 アイナケアプラン センター	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7193-8017 月・火・木・金 9:00～17:00 Fax:04-7193-8027 住所:野田市宮崎123-16	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
		相談支援センター そよかぜ	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:090-7208-2363 月～金 8:30～17:00 Fax:04-7138-5758 住所:野田市山崎789-2ハイラークふくだ	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
相談支援センター あどら	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7199-4980 月～金 9:00～16:30 Fax:04-7199-4491 住所:野田市山崎2694ビューパレー野田梅郷A-202	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。		

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
野田市	障害者虐待・障害者差別相談	野田市障がい者虐待防止センター	電話:04-7123-1691 月～金 8:30～17:15 Fax:04-7123-1095(共用) 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所1階	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	直営	障がいのある人に対する虐待・差別に関する相談を実施。
	心の健康	パーソナルサポートセンター (生活支援課)	電話:04-7125-2212 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所2階	基本的に18歳以上の者	◎	◎	◎	委託	・パーソナルサポートセンター職員が、本人や家族からの相談を受け、自宅訪問を実施し相談内容によって、病院等への同行通院支援やジョブカフェ等への参加も、パーソナルサポートセンターで相談(相手の話を聞き情緒の安定を図る)支援を実施。 ・職員の有する資格につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、介護支援専門員 ・無料の相談窓口です。 ・自宅などへの訪問支援も行います。
		青少年の悩み事相談 (青少年センター)	電話:04-7125-2639 年未年始を除く 9:00～16:30 (月曜・祝日定休) 住所:野田市柳沢53 青少年センター内	18歳未満の未婚の男女	◎	◎	×	直営	・青少年が抱える悩み事を聞き、状況に応じ関係機関、専門家に引きつぐよう支援する。 ・無料
		地域活動支援センター さくら	電話相談可。来所される場合は、事前にお問い合わせください。 電話:04-7124-6285 月～金 9:00～16:00 Fax:04-7124-6285 住所:野田市柳沢210-15	障がいのある人とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある人やその家族などからの日常生活上での相談を実施。
	生活困窮	パーソナルサポートセンター (生活支援課)	電話:04-7125-2212 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所2階	基本的に18歳以上の者	◎	◎	◎	委託	・パーソナルサポートセンター職員が、本人や家族からの相談を受け、自宅訪問を実施し相談内容によって、ハローワークへの同行支援や履歴書の書き方支援、面接の練習等を実施。 ・職員の有する資格につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、介護支援専門員 ・無料の相談窓口です。 ・自宅などへの訪問支援も行います。
		生活保護相談窓口 (生活支援課)	電話:04-7123-1091 対応時間:月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 住所:野田市鶴奉7-1 野田市役所1階	生活困窮者	◎	◎	△	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための支援を行います。
	児童虐待	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室も兼ねる) (子ども家庭総合支援課)	電話:04-7186-6586 月～金 8:30～17:15(祝日、年未年始を除く) 住所:野田市鶴奉7番地の1 野田市役所7階	18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦	◎	◎	◎	直営	公認心理師、臨床心理士や保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の資格を有する職員が、子どもや家庭に関する全ての相談に応じる総合相談を実施。
	非行 犯罪被害	青少年の悩み事相談 (青少年センター)	電話:04-7125-2639 年未年始を除く 9:00～16:30 (月曜・祝日定休) 住所:野田市柳沢53 青少年センター内	18歳未満	◎	◎	×	直営	・青少年が抱える悩み事を聞き、状況に応じ関係機関、専門家に引きつぐよう支援する。 ・無料

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
野田市	DV	野田市配偶者暴力相談支援センター (子ども家庭総合支援課)	電話:04-7186-6586 月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く) 住所:野田市鶴奉7番地の1 野田市役所7階 配偶者暴力相談支援センター(子ども家庭総合支援課内)	DV被害女性	◎	◎	△	直営	・DV(配偶者、事実上婚姻関係にある者(内縁関係)、同居の交際相手からの暴力)被害女性に対する相談、自立支援などを実施。 ・面談相談は事前連絡。
		女性のための相談 (人権・男女共同参画推進課)	電話:04-7123-1342 第1週から第3週の木曜日10:00～16:00 (祝日は休み) 住所:野田市鶴奉7番地の1 野田市役所5階相談室	市内在住、 在勤、在学の 女性	◎	◎	×	委託	・生き方、男女関係、DV、夫婦・家族関係、職場の人間関係など女性が抱える多様な問題・悩みに対し、カウンセリングを中心とした相談を実施。 ・電話等により事前予約必要。 ・相談は無料。ただし電話相談の際、通話料は相談者負担。
		男性のための電話 相談 (人権・男女共同参画推進課)	電話:04-7123-1342 月曜日から金曜日8:30～17:15、1人あたり30分程度 (祝日、年末年始は休み)	市内在住、 在勤、在学の 男性	◎	×	×	直営	・夫婦・家族関係、生き方、男女関係、職場の人間関係、DV、健康など男性が抱える多様な問題・悩みに対し、市の職員が対応する傾聴を中心とした相談。 ・予約不要。 ・相談は無料。ただし通話料は相談者が負担。
柏市	不登校	教育支援室 (児童生徒課)	電話相談:04-7131-6615 面接相談予約:04-7131-6671 月～金 9:15～15:45 住所:柏市十倉二313-92	柏市在住の学 齢児童生徒と その保護者	◎	◎	×	直営	幼児教育、学校教育、不登校、発達、子育て等の相談 元教員が電話相談を担当、面接相談は心理士等が行っている。
		柏市子ども発達 センター	・リトルベガサス 電話:04-7157-0303 月～金9:00～17:00 住所:柏市小青年1-11-3 ・桐友学園 電話:04-7191-5277 月～金9:00～17:00 住所:柏市大津ヶ丘2-19-5	住民登録のある 在宅の障害 児者	◎	◎	◎	委託	家庭訪問又は外来により、障害児等及びその保護者に対して、療育等の相談を行う。
	発達障害	障害福祉課	・地域生活相談センターシャル 電話:04-7126-0127 月～金8:30～18:30 住所:柏市高田三勢1087-5 ・たんぼセンター 電話:04-7160-1239 月～金8:30～17:15 住所:柏市柏下93-2 ・サポートセンター沼南 電話:04-7191-3391 月～金9:00～17:00 住所:柏市大津ヶ丘2-19-5 ・ふる一むの風相談室 電話:04-7128-4135 月～金8:30～18:00 住所:柏市中原1817-1 ・権利擁護あさひ 電話:04-7140-1890 月～金8:30～18:00 住所:柏市篠籠田1401-89いちごハイム1F		◎	◎	○	委託	委託相談支援事業所の社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員等の地域生活コーディネーターが発達障害に関する相談を実施。
		教育支援室 (児童生徒課)	電話相談:04-7131-6615 面接相談予約:04-7131-6671 月～金 9:15～15:45 住所:柏市十倉二313-92	柏市在住の幼 児・学齢児童生 徒とその保護 者	◎	◎	×	直営	幼児教育、学校教育、不登校、発達、子育て等の相談 元教員が電話相談を担当、面接相談は心理士等が行っている。
就学相談	就学相談窓口 (児童生徒課)	面接相談予約:04-7128-2227 月～金 9:00～16:00 住所:柏市柏下65-1 ウェルネス柏内	柏市在住の年 長児童・小中 学児童生徒の 保護者	×	◎	×	直営	年長児童・小中学校児童生徒の保護者を対象として、就学相談を実施。適切な就学先や必要な支援についての相談を行っている。教育委員会の指導主事及び、就学相談心理士が担当している。	

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
柏市	障害相談	柏市こども発達センター	・リトルベガサス 電話:04-7157-0303 月～金9:00～17:00 住所:柏市小青田1-11-3 ・桐友学園 電話:04-7191-5277 月～金9:00～17:00 住所:柏市大津ヶ丘2-19-5	住民登録のある在宅の障害児者	◎	◎	◎	委託	家庭訪問又は外来により、障害児等及びその保護者に対して、療育等の相談を行う。
		障害福祉課	・地域生活相談センターシャル 電話:04-7126-0127 月～金8:30～18:30 住所:柏市高田三勢1087-5 ・たんぼぼセンター 電話:04-7160-1239 月～金8:30～17:15 住所:柏市柏下93-2 ・サポートセンター沼南 電話:04-7191-3391 月～金9:00～17:00 住所:柏市大津ヶ丘2-19-5 ・ぶるーむの風相談室 電話:04-7128-4135 月～金8:30～18:00 住所:柏市中原1817-1 ・権利擁護あさひ 電話:04-7140-1890 月～金8:30～18:00 住所:柏市篠籠田1401-89いちごハイム1F ・柏市 電話:04-7167-1136 月～金 8:30～17:15 住所:柏市柏5-10-1		◎	◎	○	直営及び委託	委託相談支援事業所の社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員等の地域生活コーディネーター及び市のケースワーカーが福祉サービスの利用等の相談を実施。
	心の健康	こころの健康相談 (保健予防課精神保健福祉担当)	電話:04-7167-1254 月～金 10:00～16:00 住所:柏市柏下65-1ウェルネス柏内		◎	◎	◎	直営	精神科医師によるこころの健康相談を予約制で月4回実施。また、精神保健福祉士・保健師による相談は随時実施。
	生活困窮	柏市地域生活支援センター	電話:04-7165-8707 月～金 8:30～17:15 住所:柏市柏5-8-12柏市教育福祉会館内	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	委託	相談支援員が、問題の整理、課題の解決のために相談者とともに考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。 電話相談は24時間365日対応
		生活保護相談窓口 (生活支援課)	電話:04-7167-1138 対応時間:月～金 8:30～17:15 住所:柏市柏5-10-1	生活困窮者	◎	◎	△	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための支援を行います。
	福祉の総合相談	柏市地域生活支援センター	電話:04-7165-8707 月～金 8:30～17:15 住所:柏市柏5-8-12柏市教育福祉会館内	福祉の問題でどこに相談してよいか分からない方	◎	◎	◎	委託	対象を限らない福祉の総合相談窓口。相談支援員が、問題の整理や課題の解決を相談者とともに考え、解決へ向け適切な制度・機関へのつなぎをサポートします。 電話相談は24時間365日対応
	ひとり親の相談	こども福祉課	電話:04-7167-1455 月～金 9:00～16:00 住所:柏市柏5-10-1	母子・父子家庭など	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活上の悩み、就労・資格相談、貸付の相談に加え、離婚前相談にも応じています。
	児童虐待	こども支援室	電話:04-7167-1458 月～金 8:30～17:15 住所:柏市柏下65-1 ウェルネス柏	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	しつけ、子育ての不安や悩み、虐待など18歳未満の子ととも家庭の問題全般に関する相談に応じます。

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
柏市	非行 犯罪被害	少年相談 (児童生徒課少年補導 センター)	電話:04-7164-7571 月～金 9:00～17:00 住所:柏市柏5-8-32 柏市役所分室2の1階	20歳未満の児童、その保護者、在籍学校教員	◎	△	×	直営	相談内容:非行、いじめ、家出(その他の各種悩みも可) 支援内容:指導主事による傾聴、対策提案、情報提供
		やまびこ電話柏 (児童生徒課少年補導 センター)	電話:04-7166-8181 月～金 13:00～19:00 住所:柏市柏5-8-32 柏市役所分室2の1階	20歳未満の児童、その保護者	◎	×	×	直営	相談内容:非行、いじめ、家出、友人親子関係、生活健康、学校進路(その他の各種悩みも可) 支援内容:専従の相談員による傾聴、共感、対策提案、情報提供
	非行 犯罪被害	いじめeメール相談 (児童生徒課少年補導 センター)	柏市ホームページ→「いじめeメール相談及び通報」をサイト内検索→該当ページの「入力フォームはこちら」 24時間受信、月～金の9:00～17:00返信 住所:柏市柏5-8-32 柏市役所分室2の1階	市内在住・在学の小中高校生、その保護者	◎	×	×	直営	相談内容:いじめ(その他の各種悩みも可) 支援内容:指導主事と専従の相談員による返信、調査、解決支援
	DV	男女共同参画センター (共生・交流推進センター)	電話(予約):04-7167-1127 毎週木曜日、毎月第1・3火曜日、第2・4月曜日 10:00～16:00 ※毎月第2木曜日のみ14:00～20:00 予約は随時受付	柏市在住・在勤・在学の女性	◎	◎	×	委託	「女性のこころと生き方相談」において、夫婦や子どものこと、対人関係の悩みごとなどの相談に専門のカウンセラーが対応し、DVの相談にも対応。
こども支援室		電話:04-7167-1458 月～金 8:30～17:15 住所:柏市柏下65-1 ウェルネス柏	18歳以下の児童がいる保護者	◎	◎	×	直営	家庭児童相談員などがDV被害に関する相談対応を実施。	
障害者 虐待	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活相談センターシャル 電話:04-7126-0127 月～金8:30～18:30 住所:柏市高田三勢1087-5 ・たんぼぼセンター 電話:04-7160-1239 月～金8:30～17:15 住所:柏市柏下93-2 ・サポートセンター沼南 電話:04-7191-3391 月～金9:00～17:00 住所:柏市大津ヶ丘2-19-5 ・ぶるーむの風相談室 電話:04-7128-4135 月～金8:30～18:00 住所:柏市中原1817-1 ・権利擁護あさひ 電話:04-7140-1890 月～金8:30～18:00 住所:柏市篠籠田1401-89いちごハイム1F ・柏市 電話:04-7167-1136 月～金 8:30～17:15 住所:柏市柏5-10-1 		◎	◎	○	直営 及び 委託	精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職員が虐待に関する相談を実施。	
流山市	ひきこもり	流山市青少年指導 センター相談室 (生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、社会復帰に向けての相談等を実施。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。必要により対応している事業所を紹介。
	不登校	流山市青少年指導 センター相談室 (生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、学校への復帰に向けての相談等を実施。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。
		教育相談室	電話:04-7150-8390 月～金 9:00～16:30(第3水曜日は休館) 住所:流山市中110	市内在住の小中学生の保護者	◎	◎	×	直営	不登校に悩む児童生徒の電話相談・来所相談を実施。来所相談では、専門の資格を有したスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っている。 来所相談は要予約。

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
流山市	教育相談	教育相談室	電話:04-7150-8390 月～金 9:00～16:30(第3水曜日は休館) 住所:流山市中110	市内在住の小中学生の保護者	◎	◎	×	直営	学校生活上の問題に悩む児童生徒の電話相談・来所相談を実施。来所相談では、専門の資格を有したスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っている。来所相談は要予約。
		幼児教育支援センター	電話:04-7154-8781 月火木 9:00～14:00 住所:流山市江戸川台3丁目2番地	市内幼児の保護者	◎	◎	×	直営	幼児期の保護者を対象にした教育相談を、電話または来所により実施。また、幼稚園・保育園からの要請により、幼稚園・保育園への巡回相談を行っている。来所相談は要予約
	若者の就労関係	流山市青少年指導センター相談室(生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、就労への不安・相談等を実施。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。若者サポステ事業所などを紹介。
	発達障害	流山市青少年指導センター相談室(生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、保護者からの子の発達状況の相談等受け、不安を和らげるとともに他専門機関の紹介を実施。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。
	就学相談	就学相談室	電話:04-7150-8388 月～金 9:00～16:30(第3水曜日は休館) 住所:流山市中110	市内在住の年長児、小中学生の保護者	◎	◎	×	直営	小中学校児童生徒については、在籍している学校と保護者が相談の上、保護者及び児童生徒との就学相談を実施。年長児については、4月または5月に実施される就学説明会の後、随時相談を受付。
	障害相談	流山市青少年指導センター相談室(生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、障害の不安・相談等を実施するとともに他専門機関を紹介。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。
		障害者相談(障害者支援課)	・北部地区: 西深井地域生活支援センターすみれ 電話:04-7154-6202 住所:流山市西深井390-1 ・東部地区: 相談支援センターまほろば 電話:04-7196-7803 住所:流山市野々下1-319 ・南部地区: 相談支援事業所PHARE 電話:04-7136-2933 住所:流山市南流山1-14-8 101		◎	○	△	委託	地域での障害を持つ方またはその家族に対して、社会福祉士等の専門員が、地域や社会での障害に関する悩み等の相談に対応するもの。
	心の健康	流山市青少年指導センター相談室(生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、精神的な不安等に対する相談を実施。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。
		心の相談(障害者支援課)	流山市障害者支援課 電話:04-7150-6081 住所:流山市平和台1丁目1番地の1 月2回相談会実施(要予約)		×	○	×	直営	精神疾患の疑いで悩みや不安がある方またはその家族に対して、精神科専門医が相談を実施し、市民の不安解消・軽減を図るもの。

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
流山市	生活困窮	生活保護相談窓口 (社会福祉課)	電話:04-7150-6079 月～金 8:30～17:15 住所:流山市平和台1-1-1 (メール) shakaifukushi@city.nagareyama.chiba.jp	生活困窮者	◎	◎	△	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための支援
		流山市くらしサポートセンター ユーネット (社会福祉課)	電話:04-7197-5690 月～金 8:30～17:15 住所:流山市西初石3-101-21 鈴木ビル1階 (メール)yu-net@iaa.itkeeper.ne.jp	生活困窮者(生活保護受給者は除く)	◎	◎	△	委託	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援
	児童虐待	流山市青少年指導センター相談室 (生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、児童虐待の相談等を実施。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。
		家庭児童相談室 (子ども家庭課)	相談日:月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 相談時間:9:00～17:00 電話:04-7158-4144 住所:流山市平和台1-1-1 流山市役所子ども家庭課内	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員等が児童の虐待の通告、相談について応じています。急迫ケースは児童相談所と連携し、児童の入所措置をしています。
	非行 犯罪被害	流山市青少年指導センター相談室 (生涯学習課)	電話:04-7158-7830 月～金 9:30～16:30 ※祝日、年始年末を除く。 ※第3水曜日は電話相談のみ 住所:流山市中110	小学校就学始期から20歳に達するまでの者と保護者	◎	◎	×	直営	青少年専門相談員が、非行に対する相談等を実施。必要により来所による面談相談や電話相談等を実施。
	DV	家庭児童相談室 (子ども家庭課)	相談日:月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 相談時間:9:00～17:00 電話:04-7158-4144 住所:流山市平和台1-1-1 流山市役所子ども家庭課内		◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員等が配偶者等からの暴力に悩んでいる方からの相談をはじめ、女性の抱えるさまざまな悩みや問題について、広く相談に応じています。また、急迫ケースは女性サポートセンターと連携し一時保護をしています。
ひとり親 の相談	母子・父子自立支援員 (子ども家庭課)	相談日:月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 相談時間:9:00～17:00 電話:04-7150-6592 住所:流山市平和台1-1-1 流山市役所子ども家庭課内	母子・父子家庭	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活上の悩み、就労・資格相談、貸付の相談に応じています。	
我孫子市	不登校	我孫子市教育委員会 教育相談センター	電話:04-7187-4640, 04-7187-4660 月～金 8:30～16:00 住所:我孫子市湖北台4-3-1	市内在住の小中学生とその保護者	◎	◎	△	直営	教育相談員等が学習の遅れや学校生活での不安等の教育発達相談を電話や来所相談で実施。
		児童生徒からの悩み 相談ホットライン (我孫子市教育委員会 教育相談センター)	電話:04-7188-7867 月～金 9:00～16:30	市内在住の小中学生	◎	×	×	直営	教育相談員等が児童生徒からの様々な悩みについて電話やメールで相談を実施。
	若者の 就労関係	我孫子市障害者就労 支援センター (障害者支援課)	電話:04-7185-1917 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市新木1637	就労を目指す障害者	◎	◎	◎	直営	障害者の就労に向けた相談、準備、就職後の定着支援等を実施。

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
我孫子市	発達障害	障害者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子市(相談係) 電話:04-7185-1111(内線475・385) 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858 ・我孫子地区障害者まちかど相談室 電話:04-7196-6131 月～金 8:30～17:30 住所:我孫子市寿2-27-41 ・天王台地区障害者まちかど相談室 電話:04-7183-1511 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市柴崎861-1 ・湖北地区障害者まちかど相談室 電話:04-7192-8750 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市中里337 ・新木地区障害者まちかど相談室 電話:04-7115-9677 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市南新木2-3-1 ・布佐地区障害者まちかど相談室 電話:04-7189-0880 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市布佐平和台4-1-1 	発達障害のある方	◎	◎	◎	直営委託	発達障害に関する総合的な相談を実施。
		我孫子市子ども発達センター	電話:04-7188-0472 月～金:8:30～17:00 住所:我孫子市新木1637	市内在住の18歳までの子どもとその保護者	◎	◎	◎	直営	ケースワーカーが相談窓口になります。発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、早期発見、発達支援、家族支援、地域支援を実施。市単独事業である相談・個別療育・集団療育、児童福祉法で規定されている児童発達支援センターとしての事業を実施。
		我孫子市教育委員会 教育相談センター	電話:04-7187-4640, 04-7187-4660 月～金 8:30～16:00 住所:我孫子市湖北台4-3-1	市内在住の小中学生とその保護者	◎	◎	△	直営	教育相談員等が学習の遅れや学校生活での不安等の教育発達相談を電話や来所相談で実施。
	障害相談	子ども相談課 (児童発達支援係)	電話:04-7185-1111(内線470) 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858	市内在住の18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	児童通所支援の利用に関する相談、申請受付。相談支援を行う「我孫子市子ども相談支援事業所」を運営。
		障害者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子市(相談係) 電話:04-7185-1111(内線475・385) 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858 ・我孫子地区障害者まちかど相談室 電話:04-7196-6131 月～金 8:30～17:30 住所:我孫子市寿2-27-41 ・天王台地区障害者まちかど相談室 電話:04-7183-1511 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市柴崎861-1 ・湖北地区障害者まちかど相談室 電話:04-7192-8750 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市中里337 ・新木地区障害者まちかど相談室 電話:04-7115-9677 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市南新木2-3-1 ・布佐地区障害者まちかど相談室 電話:04-7189-0880 月～金 9:00～17:00 住所:我孫子市布佐平和台4-1-1 	障害のある方	◎	◎	◎	直営委託	障害者手帳、障害福祉サービス、在宅生活支援事業、障害支援区分認定等の障害に関する総合的な相談を実施。
		障害者虐待 我孫子市障害者虐待 防止センター	電話:04-7185-1631 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858		◎	◎	◎	直営	障害のある方の虐待に関する相談を実施。
障害者 差別	障害者支援課 (サービス調整係)	電話:04-7185-1111(内線381) 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858		◎	◎	○	直営	障害のある方の差別に関する相談を実施。	

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)	
					電話	面接	訪問			
我孫子市	心の健康	障害者支援課 (相談係)	電話:04-7185-1111(内線475・385) 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858 月1回実施(要予約)		×	◎	×	直営	精神疾患に関する不安や悩みがある方、またはその家族に対して、精神科医師による相談を「心の相談」として実施。	
		障害者支援課 (相談係)	電話:04-7185-1111(内線475・385) 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858	心の病気を持つ方		◎	◎	◎	直営	心の病気をもちの方とその家族への相談や支援を実施。
	生活困窮	社会福祉課 (生活保護相談窓口)	電話:04-7185-1111(内線652・394) 月～金 8:30～17:00 我孫子市我孫子1858	生活困窮者		◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための支援。
		社会福祉課 (生活困窮者自立相談支援窓口)	電話:04-7185-1111(内線652・394) 月～金 8:30～17:00 我孫子市我孫子1858	生活困窮者 (生活保護受給者以外)		◎	◎	◎	直営	経済的な困窮にとどまらず、家計が苦しい、相談できる人がいない、多重債務、家賃やローン、公共料金の滞納、ニート・ひきこもり、路上生活者やネットカフェ難民など、あらゆる生活の不安や心配事の相談を実施。
	児童虐待	子ども相談課 (相談係)	電話:04-7185-1821 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858	18歳未満の児童とその保護者		◎	◎	◎	直営	子どもに関するあらゆる相談や児童虐待の相談を受け付けています。必要により家庭訪問を実施します。
	DV	社会福祉課 (DV相談担当)	電話:04-7185-1113(内線393) 月～金 8:30～17:00 我孫子市我孫子1858	DV被害者、セクハラ・性暴力(男女問わず)		◎	◎	×	直営	DV相談員が配偶者、交際相手等からの身体的、精神的、経済的、性的暴力や暴言、セクハラや性暴力被害に対する相談に応じます。
	ひとり親の相談	子ども支援課 (手当係ひとり親相談担当)	電話:04-7185-1111 (内線849) 月～金 8:30～17:00 住所:我孫子市我孫子1858	ひとり親世帯の方		◎	◎	△	直営	・離婚前の相談可。 ・母子・父子自立支援員、ケースワーカーが、来所・電話相談に対応。
鎌ヶ谷市	ひきこもり	鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課指導室	電話:047-445-1141 (内)406 月～金9:00～16:00 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号 鎌ヶ谷市役所本庁舎5階	義務教育年齢の不登校児童生徒とその保護者		◎	◎	△	直営	長欠担当指導主事等が学校と連携し、長期欠席やひきこもり、不登校の相談に応じる。 東葛飾地区不登校児童生徒サポートセンターの訪問相談担当教員と連携し、家庭訪問による直接支援を実施。
		障がい福祉課支援係	電話:047-445-1307 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 総合福祉保健センター2F 月～金 8:30～17:15 (メール) syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp			◎	◎	△	直営	
	不登校	ふれあい談話室 (教育相談室併設)	電話:047-445-4953 月～金9:00～16:00 住所:鎌ヶ谷市富岡2丁目6番1号 鎌ヶ谷市生涯学習推進センター (まなびいプラザ)2階	義務教育年齢の不登校児童生徒とその保護者		◎	◎	◎	直営	さまざまな悩みを抱える子どもが、その悩みを克服し、毎日元気に登校して、楽しく学校生活を送れるようになることを目指す場として設置。 教育相談員(常時)や学習指導員(週2日)が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。ふれあい体験学習(遠足)を年2回実施。家庭訪問相談員による支援を実施。 (市心理発達相談員による巡回相談あり。 通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。)

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
鎌ヶ谷市	若者の就労関係	わーくプラザ鎌ヶ谷 (無料職業紹介所)	電話:047-445-1141 (内)544 FAX:047-445-1668 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 鎌ヶ谷市役所商工振興課内 相談:月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00 (開設時間 9:00～17:00)	就労希望者	◎	◎	×	直営	市の職業相談員による、職業紹介・相談を行っている。また、ハローワークや事業主の方から提供のあった求人情報の掲示・紹介を行っている。
	発達障害	鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課指導室	電話:047-445-1141 (内)475・476 月～金9:00～16:00 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号 鎌ヶ谷市役所本庁舎5階	義務教育年齢の児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	臨床発達心理士等の資格を有する心理発達相談員3名(市会計年度任用職員含む)による。特別支援教育担当指導主事とともに発達に関する教育相談や諸検査の実施、市内小中学校の巡回相談を実施。
		鎌ヶ谷市こども発達センター(分室)	電話:047-445-1361 月～金 8:30～17:00 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	子どもの発達について、窓口および電話相談を実施。必要に応じて児童発達支援や保育所等訪問支援などの支援を行う。
	障害相談	障がい福祉課支援係	電話:047-445-1307 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 総合福祉保健センター2F 月～金 8:30～17:15 (メール) syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp		◎	◎	△	直営	福祉サービス、各種手帳、福祉装具等、障がいに関する総合相談窓口。
		鎌ヶ谷市基幹相談支援センター えがお	電話:047-401-6116 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷3-6-73 月～金 8:30～17:15 (メール) kamagaya-egao@circus.ocn.ne.jp	市内在住の障がい者・障がい児とその家族	◎	◎	◎	委託	障がいのある方(障がいの可能性がある方を含む)からの総合的な相談に対応。
		なしねっと	電話:047-443-3408 鎌ヶ谷市中沢311-1 9:00～17:00(月～金)		◎	◎	△	委託	障がいのある方やその家族などからの日常生活上での相談に対応。
	心の健康	健康増進課	電話:047-445-1405 月～金 8:30～17:15 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 総合福祉保健センター内 健康増進課	心の問題について相談したい方	◎	◎	○	直営	保健師等が、心の健康の相談を電話や窓口等で実施。必要に応じて、家庭訪問や関係機関との連携を行っている。
	生活困窮	家庭児童相談室 (こども支援課こども総合相談室)	電話:047-445-1349 月～金 9:30～16:00 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員が養育費、面会交流などのひとり親家庭に関する相談やひとり親家庭への貸付相談に対応。
		生活保護相談窓口 (社会福祉課)	鎌ヶ谷市福祉事務所 電話:047-445-1298 月～金 8:30～17:15	生活困窮者	◎	◎	○	直営	生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保持し、自立を助長するための支援を実施。
生活支援相談窓口 (社会福祉課)		鎌ヶ谷市福祉事務所 電話:047-445-1286 月～金 8:30～17:15	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	△	直営	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある方への支援を実施。	

市町村の相談・支援窓口（東葛飾地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
鎌ヶ谷市	児童虐待	家庭児童相談室 (こども支援課こども総合相談室)	電話:047-445-1349 月～金 8:30～17:00 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭と児童に関すること、身近な子育ての相談から児童虐待等深刻な相談までを総合的に対応。
		男女共同参画室 (市民活動推進課)	電話:047-445-1277 月～金 8:30～17:15 住所:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	配偶者等からの暴力被害者及び家族関係の悩みをもつ女性	◎	◎	△	直営	・DV被害女性等に関する相談。 ・自立に向けて情報提供などを実施。
	DV	女性のための相談 (市民活動推進課)	電話:047-445-1277 水 9:30～14:20 住所:非公開	様々な悩みなどを抱える女性	×	◎	×	委託	・女性の生き方全般の相談。 ・予約制で面談にて相談。 ・1回の相談時間は50分。 ・継続相談可。

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
成田市	ひきこもり	暮らしサポート成田	電話相談 0476-20-3399 (月～金) 8:30～17:15 来所相談 0476-20-3399 (月～金) 8:30～17:15	市内在住の障がい者及び家族	△	△	△	委託	障害福祉サービス利用援助、生活上の一般的な相談など
			電話相談 0476-20-1414 (月～金) 9:00～17:00 ふれあいる一む21 開所時間 9:30～14:30 (水)9:30～12:00	市内在住の児童生徒及び家族	○	○	△	直営	・不登校児童生徒の相談、カウンセリング、教科指導、学校との連絡会・保護者会など ・不登校児童生徒の相談 ・保護者の懇談会の開催あり
	いじめ相談	教育指導課 (市役所5階)	電話相談 0476-20-1582 (月～金) 9:00～17:00	市内在住の児童生徒及び家族	◎	△	△	直営	
			電話相談 0476-22-5100 (月～金) 9:00～12:00 13:00～17:00	幼児から高校生までの児童・生徒、保護者、教職員、その他一般	◎	×	×	直営	
	発達障害	福祉部障がい者福祉課	電話相談 0476-20-1539 (月～金) 8:30～17:15 来所相談 0476-20-1539 (月～金) 8:30～17:15	市内在住の方	◎	◎	○	直営	障害福祉サービス利用、支給決定など各種相談
			電話:0476-26-9918 予約対応時間:月～金 8:30～17:00	市内在住の就学前の親子	◎	◎	○	直営	小集団療育・訪問支援・個別訓練 (保育士・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士)
		成田市障がい者相談センター	電話相談 0476-27-1106 (月～金)9:00～19:30 (土 日)9:00～18:00 来所相談 0476-27-1106 (月～金)9:00～19:30 (土 日)9:00～18:00	市内在住の障がい者及び家族	◎	◎	◎	委託	障害福祉サービス利用援助、公営住宅や賃貸住宅への入居支援、生活上の一般的な相談など
			電話相談 0476-27-1111 (月～金) 8:30～17:15 (年末年始及び国民の休日を除く) 来所相談 0476-27-1111(予約制) (メール)kenko@city.narita.chiba.jp	市内在住のこども、行動等に、不安や悩みを抱えている主に小学校就学前までの児とその保護者方	◎	○	○	直営	・小児神経専門医師・臨床心理士による相談日を設けている。(予約制) ・電話相談(状況により面接・訪問相談へ)
	障害相談	福祉部障がい者福祉課	電話相談 0476-20-1539 (月～金) 8:30～17:15 来所相談 0476-20-1539 (月～金) 8:30～17:15	市内在住の方	◎	◎	◎	直営	障害福祉サービス利用、支給決定など各種相談
			電話:0476-26-9918 予約対応時間:月～金 8:30～17:00	市内在住の就学前の親子	◎	◎	○	直営	小集団療育・訪問支援・個別訓練 (保育士・言語聴覚士・作業療法士・理学療法士)
成田市障がい者相談センター		電話相談 0476-27-1106 (月～金)9:00～19:30 (土 日)9:00～18:00 来所相談 0476-27-1106 (月～金)9:00～19:30 (土 日)9:00～18:00	市内在住の障がい者及び家族	◎	◎	○	委託	障害福祉サービス利用援助、公営住宅や賃貸住宅への入居支援、生活上の一般的な相談など	

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
成田市	心の健康	福祉部障がい者福祉課	電話相談 0476-20-1539 (月～金) 8:30～17:15 来所相談 0476-20-1539 (月～金) 8:30～17:15	市内在住の方	◎	◎	◎	直営	障害福祉サービス利用、支給決定、自立支援医療に関する相談
		こころの健康相談 (健康増進課成人保健係)	電話:0476-27-1111 予約対応時間:月～金 8:30～17:15	市内在住の方 及び家族	◎	◎	○	直営	・月2回実施、相談実施は完全予約制 ・心の悩みについて、専門の医療機関を受診をしたことがない方やそのご家族を対象に、精神科医師・カウンセラーが、相談に対応する。
	生活困窮	生活保護相談 (社会福祉課保護係)	成田市役所社会福祉課 月～金 8:30～17:15 電話:0476-20-1536 住所:成田市花崎町760番地 (メール) fukushi@city.narita.chiba.jp	要保護者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するための支援を実施。
		暮らしサポート成田	月～金 8:30～17:15 電話:0476-20-3399 住所:成田市花崎町736-62 成田市商工会館1階 (メール) kurashi-narita@grace.ocn.ne.jp	生活困窮者(生活保護受給者は除く)	◎	◎	△	委託	・生活に困っている方が自立できるように支援を実施(自立相談支援事業) ・コミュニケーショントレーニング、履歴書作成等の他、就労準備の支援を実施(就労準備支援事業) ・家計表の作成支援等の支援を実施(家計改善支援事業)
	児童虐待	家庭児童相談室 (子育て支援課家庭児童相談係)	電話:0476-20-1538 月～金 9:00～16:00 住所:成田市花崎町760 (メール) kodomo@city.narita.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	○	直営	家庭児童相談員等が子育てで不安や児童虐待の相談等を実施。必要により家庭訪問を実施。
佐倉市	ひきこもり 不登校	佐倉市教育電話相談 (佐倉市教育センター)	住所:佐倉市栄町8-7 電話:043-484-6611 対応日:月～金 対応時間:9:00～16:00 ※面接相談は要予約 ※学校の長期休業期間はお休み	佐倉市在住の児童生徒およびその保護者	◎	◎	×	直営	学校教育相談員が、学校生活や家庭生活等の教育相談に応じます。
	若者の 就労関係	地域職業相談室 (商工振興課)	住所:佐倉市宮前3丁目4番地1 ミレニアムセンター佐倉3階 電話:043-483-3180 対応日:月～金(祝日・年末年始を除く) 対応時間:8:30～17:00	職を探している人	×	◎	×	直営	・情報を検討するための利用者用パソコンを3台設置しています。 ・佐倉市を中心とした求人情報を搭載した冊子(抜粋)を待合室に備えています。 ・お仕事をお探しの方の求職登録、職業相談、職業紹介(ハローワーク紹介状発行)を行います。
	発達障害	佐倉市教育電話相談 (佐倉市教育センター)	住所:佐倉市栄町8-7 電話:043-484-6611 対応日:月～金 対応時間:9:00～16:00 ※面接相談は要予約 ※学校の長期休業期間はお休み	佐倉市在住の児童生徒およびその保護者	◎	◎	×	直営	学校教育相談員が、学校生活や家庭生活等の教育相談に応じます。
		佐倉市教育センター 発達相談	住所:佐倉市将門町7番地 (佐倉市立佐倉東小学校内) 電話:043-486-2400 対応日:月～金 対応時間10:00～17:00 ※面接相談は要予約	佐倉市在住で、幼稚園・保育園・認定こども園の年長児から中学3年生まで	△	◎	△	直営	学校教育相談員が、発達や就学等の教育相談に応じます。必要に応じ、市内の幼稚園・保育園・認定こども園への就学支援や小中学校への訪問支援を行います。
健康推進部母子保健課 母子保健班		住所:佐倉市江原台2丁目27番地 電話:043-485-6712 対応日:月曜～金曜(年末年始及び国民の休日を除く) 対応時間:8:30～17:15 (メール) boshihoken@city.sakura.lg.jp	ことば、聞こえ、行動等に、不安や悩みを抱えている小学校就学前までの児とその保護者	◎	◎	△	直営	・すくすく発達相談(月1回/小児神経専門医師による面接相談/予約制) ・ことばと発達の相談室(言語聴覚士による面接相談/予約制) ・電話相談(状況により面接・訪問相談へ)	

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
佐倉市	障害相談	佐倉市さくらんぼ園 (障害福祉課)	住所:佐倉市大篠塚1587 電話:043-484-1050 対応日:月～金 対応時間:8:30～17:30 (メール)s.sakuranboen@ninus.ocn.ne.jp	18歳未満の障害児及び保護者	◎	◎	○	その他	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 ・兄弟姉妹預かり事業 児童発達支援センターとして多様な機能を持ち、地域の保育園や幼稚園などへの訪問支援、相談支援等を通じて子どもが健やかに成長できる事業を積極的に展開しています。
	心の健康	佐倉市教育電話相談 (佐倉市教育センター)	住所:佐倉市栄町8-7 電話:043-484-6611 対応日:月～金 対応時間:9:00～16:00 ※面接相談は要予約	佐倉市在住の児童生徒およびその保護者	◎	◎	×	直営	学校教育相談員が、学校生活や家庭生活等の教育相談に応じます。
	生活困窮・ひきこもり	くらしサポートセンター 佐倉 (社会福祉課)	住所:佐倉市海隣寺町97番地 電話:043-309-5483 対応日:月曜日～金曜日 (祝日、12月29日～1月3日除く) 対応時間:8:30～17:15 (メール)seikatsu@sakurashakyo.or.jp	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。ただし、生活保護受給中の方を除く。	◎	◎	◎	委託	・生活困窮者自立相談支援事業 経済的な理由により生活に困っている方の相談窓口であり、ひきこもりや住居確保給付金の相談も含む。相談後に情報提供や他制度・他機関へのつなぎ、プラン策定による支援等を行う。 ・生活困窮者就労準備支援事業 現場実習等により、就労前の準備や実際の就労を通じた訓練等の支援を行う。 ・生活困窮者家計改善支援事業 家計収支の改善や管理方法、債務整理などの支援を行う。
	児童虐待	家庭児童相談室 (こども家庭課家庭児童相談班)	住所:佐倉市海隣寺町97番地 電話043-484-6263 対応日:月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 対応時間:8:30～17:15 (メール)kodomokatei@city.sakura.lg.jp	18歳未満の子どもとその保護者	◎	◎	◎	直営	子育ての不安や家族の生活上の問題、児童虐待の相談等に対応。必要に応じて、家庭訪問や各種窓口への同行支援を実施。
	DV	家庭児童相談室 (こども家庭課家庭児童相談班)	住所:佐倉市海隣寺町97番地 電話043-484-6263 対応日:月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 対応時間:8:30～17:15 (メール)kodomokatei@city.sakura.lg.jp	DV被害者	◎	◎	◎	直営	配偶者間等暴力(DV)に関する相談
	障害者(児)虐待	佐倉市障害者虐待防止センター (障害福祉課自立支援班)	住所:佐倉市海隣寺町97番地 電話043-484-6137 対応日:月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 対応時間:8:30～17:15 (メール)shogaifukushi@city.sakura.lg.jp	障害者(児)及び養護者、障害者施設従事者等	◎	△	△	直営	障害者(児)の虐待に関する通報・届出の受理。障害者及び養護者に対する指導、助言、相談支援等を行う。 ※必要に応じて千葉県障害福祉課や障害福祉サービス事業所とも連携し対応する。
四街道市	障害相談	障害者支援課 (障害者基幹相談支援センター)	電話:043-379-4661 月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15 住所:四街道市鹿渡無番地 (メール)ykikan@city.yotsukaido.chiba.jp	市民	◎	◎	△	直営	障害のある方やその家族等からの相談を受けて、一緒に手立てを考えながら関係機関に繋げる。 障害者虐待防止センターとして、虐待通報を受け付けている。
	不登校	青少年育成センター (青少年育成センター)	電話:043-421-7867 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00 住所:四街道市鹿渡2001-11 (メール)ホームページから送付可能 週1回、スクールソーシャルワーカーによる電話・面接・訪問相談日あり 原則月曜日10:00～17:00 予約制	20歳未満	◎	◎	○	直営	電話による相談の他に、当センターへの来所による相談に対応します。青少年育成指導教員が専門的視点に基づいた助言や、各種相談機関の紹介を行います。また、青少年が気軽に立ち寄り、のんびりと過ごせる場所として、センターの2階部分を開放しています。
	教育サポート室 (指導課分室)	電話:043-421-7869 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00 住所:四街道市鹿渡2001-11 (メール)ホームページから送付可能	四街道市在住の小中学生およびその保護者、教職員	◎	◎	◎	直営	不登校等に関する相談。専任指導主事が対応。	

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)	
					電話	面接	訪問			
四 街 道 市	若者の 就労関係	社会福祉課	電話:043-421-6121 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:四街道市鹿渡無番地 (メール)ホームページから送付可能	15歳～49歳の 方とその家族	◎	◎	×	直営	就職を目指す方に、就労相談施設を紹介しています。	
	発達障害 ・ 障害相談	障害者支援課 (障害者支援課支援 係)	電話:043-421-6122 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:四街道市鹿渡無番地 (メール)ホームページから送付可能			◎	◎	○	直営	本人や家族の来所・電話による相談内容に応じて、障害福祉制度による支援及び関係機関の紹介を行います。
		四街道市障害者相談 支援事業所「ひだまり」 (障害者支援課支援 係)	電話:043-304-2828 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:四街道市鹿渡無番地 総合福祉センター分館内			◎	◎	○	委託	電話・来所・訪問等に対応致します。まずお話を聞かせて頂き、どのようにしたらいいか一緒に考えます。また適切な支援機関の紹介も致します。
		四街道市障害者相談 支援事業所「ほほえみ」 (障害者支援課支援 係)	電話:043-420-5388 火～土(祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00 住所:四街道市和良比635-4 南部総合福祉センターわろうべの里内 (メール)hohoemi@kyf.biglobe.ne.jp			◎	◎	○	委託	電話・メール・自宅訪問で、まずはお話を聞かせてください。どの様にすれば悩みを解決できるかを一緒に考えます。また適切な支援機関の紹介も致します。
		就学相談・発達相談 (指導課)	電話:043-424-8925 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～12:00 13:00～17:00 要予約 住所:四街道市鹿渡2001-10 (メール)ホームページから送付可能	四街道市在住 の小中学生お よびその保護 者、教職員		◎	◎	×	直営	発達や就学先等に関する教育相談。
	心と体の 健康相談	健康増進課 (健康増進課健康づくり 係)	電話:043-421-6100 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:四街道市鹿渡無番地 (メール)ホームページから送付可能			◎	◎	○	直営	眠れない、なんとなく体がだるい、イライラする等、心や健康についての相談をお受けしています。相談内容によっては関係機関を紹介することもあります。
	生活困窮	くらしサポートセンター 「みらい」 (社会福祉課)	電話:043-421-3003 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:四街道市鹿渡無番地 総合福祉センター3F (メール)soudani@yotsukaido-shakyo.or.jp			◎	◎	◎	委託	電話・来所・訪問等に対応致します。まずお話を聞かせて頂き、どのようにしたらいいか一緒に考えます。また適切な支援機関の紹介も致します。
	児童虐待	家庭児童相談室 (子育て支援課家庭児 童相談係)	電話:043-423-0783 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00 住所:四街道市鹿渡無番地 (メール)ホームページから送付可能	18歳未満の児 童とその保護 者		◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員やケースワーカーが子育て不安や児童虐待の相談等を実施。
	非行 犯罪被害	青少年育成センター (青少年育成センター)	電話:043-421-7867 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 住所:四街道市鹿渡2001-11 (メール)ホームページから送付可能 週1回、スクールソーシャルワーカーによる電話・ 面接・訪問相談日あり 原則月曜日10:00～17:00 予約制	20歳未満		◎	◎	○	直営	電話による相談の他に、当センターへの来所による相談に対応します。スクールソーシャルワーカーや青少年育成指導教員が相談内容について助言や、各種相談機関の紹介を行います。また、青少年が気軽に立ち寄り、のんびりと過ごせる場所として、センターの2階部分(オープンスペース)を開放しています。
	DV	子育て支援課 (子育て支援課家庭児 童相談係)	電話:043-388-8100 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00 住所:四街道市鹿渡無番地 (メール)ホームページから送付可能			◎	◎	◎	直営	婦人相談員等が配偶者やパートナーからの暴力等の相談を実施。

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
八街市	ひきこもり	八街市教育相談ダイヤル (学校教育課)	電話:043-310-5017 月・水・金 9:00~15:00 住所:八街市八街ほ208-260	児童・生徒・保護者	◎	×	×	直営	学校教育相談員が、電話による悩み相談を実施。 相談により、情緒の安定・心理的援助を行う。
		学校教育課指導室	電話:043-443-1446 月~金 8:30~17:15 住所:八街市八街ほ35-29	児童・生徒・保護者	◎	◎	△	直営	指導主事が、電話又は面接で悩み相談を実施。 必要により家庭訪問を実施。
	不登校	八街市教育相談ダイヤル (学校教育課)	電話:043-310-5017 月・水・金 9:00~15:00 住所:八街市八街ほ208-260	児童・生徒・保護者	◎	×	×	直営	学校教育相談員が、電話による不登校・いじめの問題等の相談を実施。 心の回復を図り、不登校への不安解消への支援を行う。
		学校教育課指導室	電話:043-443-1446 月~金 8:30~17:15 住所:八街市八街ほ35-29	児童・生徒・保護者	◎	◎	△	直営	指導主事が、電話又は面接で不登校・いじめの問題等の相談を実施。 必要により家庭訪問を実施。
	障害相談	障がい福祉課	電話:043-443-1649 月~金 8:30~17:15 住所:八街市八街ほ35-29 八街市総合保健福祉センター		◎	◎	△	直営	障害福祉制度に関する相談、障害者の虐待に関する連絡・相談を実施。
	生活困窮	生活困窮者自立相談支援窓口 (市社会福祉協議会内)	八街市生活困窮者自立支援事業 電話:043-312-0766 月~金 8:30~17:15	生活困窮者(生活保護受給者は除く) ※子ども・若者に限らない	◎	◎	○	委託	社会福祉士等が、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方の相談を受け、解決策をともに考える。 (生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業)
	児童虐待	家庭児童相談室 (子育て支援課児童家庭係)	電話:043-443-1693 月~金 9:00~17:00 住所:八街市八街ほ35-29 八街市総合保健福祉センター (メール)kosodate@city.yachimata.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	家庭児童相談員が子育て不安や児童虐待の相談等を実施。 必要により家庭訪問を実施。 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談や経済的支援、母子家庭への貸付相談や就労支援を実施。
	非行 犯罪被害	学校教育課指導室	電話:043-443-1446 月~金 8:30~17:15 住所:八街市八街ほ35-29	児童・生徒・保護者	◎	◎	△	直営	指導主事が、電話又は面接で悩み相談を実施。 必要により家庭訪問を実施し、関係機関と連携を取り指導を行う。
	障害相談	八街市基幹相談支援センター (MEI)	電話:043-442-0101 月~金 8:30~17:30 住所:八街市八街に20	知的障がい児者・精神障がい児者	◎	○	○	委託	
		八街市基幹相談支援センター (コスモ・ヴィレッジ)	電話:043-445-1010 月~金 8:30~17:30 住所:八街市滝台739-3	身体障がい児者	◎	○	○	委託	

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
八街市	障害相談	八街市基幹相談支援センター (街かど相談所ゆるるか)	電話:043-308-8718 月~土 8:30~17:30 住所:八街市文達301-782	障がい児者全般	◎	○	○	委託	
		八街市基幹相談支援センター (相談支援事業所・マーガレット)	電話:043-312-3077 月~金 10:00~16:00 住所:八街市富山1314-2531小林歯科医院1階	精神障がい児者	◎	○	○	委託	
	心の健康	こころの健康相談 (障がい福祉課)	電話:043-443-1649 毎月第2月曜日 14:00~16:00 住所:八街市八街ほ35-29 八街市総合保健福祉センター		×	◎	×	委託	
	DV	子育て支援課児童家庭係	電話:043-443-1693 月~金 9:00~17:00 住所:八街市八街ほ35-29 八街市総合保健福祉センター (メール)kosodate@city.yachimata.lg.jp	パートナーからの暴力等に悩む人	◎	◎	△	直営	婦人相談員等がDVの相談等を実施。
印西市	不登校	教育相談室 (教育委員会教育センター電話相談室)	電話:0476-47-0400 月~金 9:30~12:00 13:00~15:30 住所:印西市草深924	小・中学生とその保護者	◎	◎	○	直営	専門の相談員や指導主事が相談等を実施。基本は電話や来所による相談。来所相談は予約制。登校渋りや不登校、学校への不適応、問題行動など教育全般について相談可。他の専門機関の紹介あり。
	障害者の就労相談	ふれあいサポートセンターいんざい	電話:0476-42-1118 月~金 9:00~17:00 住所:千葉県印西市木下804-1 (メール)f-shurous@inba-g.or.jp	障害手帳所持者等	◎	◎	△	委託	障害手帳所持者に対し、障害者枠での就労に向けての支援及び福祉サービスへの情報提供。
	心の健康	障がい福祉課 支援係	電話:0476-33-4136 月~金 8:30~17:15 住所:千葉県印西市大森2364-2 (メール)syoufukuka@city.inzai.chiba.jp	市民	◎	◎	△	直営	本人及び家族等からの相談等を実施。※隔月に1回、医師による心の健康相談を実施。
	障害相談	印西市基幹相談支援センター(いんば障害者相談センター)	電話:0476-99-2501 月~金 8:30~17:30 ※緊急時対応有 住所:千葉県印西市岩戸1343-1 (メール)soudan@inba-g.or.jp	市民	◎	◎	◎	委託	障がいをお持ちの方、そのご家族、関係機関(教育機関、福祉関係事業所、医療機関等)等からの相談支援を実施。
	生活困窮	いんざいワーク・ライフサポートセンター	電話:0476-85-8267 月~金 8:30~17:15 印西市大森2551-4 (メール)info@inzai-wlsc.jp	市民	◎	◎	◎	委託	仕事、健康、家庭関係など様々な理由で困っている方に、相談等を実施。支援員がそれぞれに応じた相談支援を実施。
	家庭児童相談	家庭児童相談 (子育て支援課児童相談係)	電話:0476-42-5180 月~金(祝日、年末年始除く) 9:00~16:00 住所:千葉県印西市大森2364-2	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	家庭相談員による子どもと家庭の問題、児童虐待等の相談。必要により家庭訪問の実施。
	母子・父子自立支援	母子・父子自立支援相談 (子育て支援課児童相談係)	電話:0476-42-5180 月~金(祝日、年末年始除く) 9:00~16:00 住所:千葉県印西市大森2364-2	18歳未満の児童を持つ母子・父子家庭の方	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員による、母子・父子家庭の方の日常的な悩みや困りごと、福祉資金の貸付、就労支援等の相談。

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
印西市	非行 犯罪被害	犯罪被害者等総合的 窓口 (市民活動推進課)	印西市大森2364-2 電話番号 0476-33-4435 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分	犯罪被害者と、 その家族・遺族 の方々(交通事 故被害者を含 む)	○	○	×	直営	・犯罪被害者支援センターを照会 ・関係各課へコーディネート
	DV	女性の悩み相談 (子育て支援課支援係)	電話:0476-33-4640 毎月第1・3木曜日10:00～12:00 13:00～16:00(要 予約) 住所:千葉県印西市大森2364-2	女性	◎	◎	×	委託	専門のカウンセラーによる女性が抱えて いる悩みの相談
		DV相談 (子育て支援課支援係)	電話:0476-33-4640 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 住所:千葉県印西市大森2364-2	市民	◎	◎	×	直営	配偶者やパートナーからの暴力、その他 様々な悩み相談
白井市	ひきこもり	ネット・引きこもり相談 (生涯学習課 社会教 育係)	電話:047-401-8942 相談日:月1回 (精神保健福祉士による面接相談) 時間:18:20～20:50(予約優先) 場所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	15歳～39歳ま での人とその 保護者・家族	×	○	※	直営	人と関わることに不安があって家から出 にくい人や、さまざまな事情で働く意欲を 持つことが出来ない人、その保護者など との相談を実施。 ※オンライン面接も可(Zoom、匿名、カ メラオフでも相談可能)
	不登校	教育相談室 (教育支援課)	電話:047-492-2301 相談日:火～金(祝日、年末年始除く) 時間:10:30～16:30 住所:白井市復1123	小中学生とそ の保護者	◎	◎	○	直営	教育相談員が子どもの不登校や教育上 の悩みごとなどの相談等を実施。 必要により家庭訪問を実施。
	発達障害	子どもの発達相談 (こども発達センター)	電話:047-497-3489 相談日:月～金(祝日、年末年始除く) 時間:8:30～17:15 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	0歳から18歳ま での児童	○	○	×	直営	心身の発達上心配のある子どもの相談 を受け、その子に即応した生活指導(集 団・個別)などを行い、心身の発達を支 援する。
	若者の 就労関係	障がい者就労支援 (障害福祉課)	電話:047-497-3483 相談日:毎週水曜日 時間:10:00～16:00(要予約) 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター		○	○	○	直営	一人で就職活動等が出来ない障がい者 を対象に専任の相談員が相談を受け、 障がい者の就労に関する情報の提供、 企業や公共職業安定所等への同行のほ か、就職先の企業に定着するための支 援を行う。
		無料職業相談 (産業振興課 商工振 興係)	電話:047-492-1111 相談日:月～金(祝日、年末年始除く) 時間:9:00～16:00 住所:白井市復1123	船橋、鎌谷、 柏、八千代、印 西、我孫子、白 井の市民	×	○	×	直営	求職者に対する職業紹介および求人者 への求職者の紹介などを実施。
	心の健康	精神保健福祉士による こころの健康相談 (障害福祉課)	電話:047-497-3483 相談日:毎月第2、4水曜日 時間:10:15～15:00(要予約) 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	市民	×	○	×	直営	こころの健康を中心に 生活・福祉・人間 関係などに関する相談を、定期的に実 施。
		医師によるこころの 健康相談 (障害福祉課)	電話:047-497-3483 相談日:毎月第2木曜日 時間:10:00～12:00(要予約) 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	市民	×	○	×	直営	心の健康を中心に 病気・治療などに ついて専門医による相談を、定期的に実 施。

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
白井市	障害相談	障害福祉課	電話:047-497-3483 月～金 8:30～17:15 (市役所開庁日) 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	市民	◎	◎	△	直営	障害福祉制度やサービス利用、支給決定、自立支援医療に関する相談等、内容に応じて関係機関の紹介を行います。
		相談支援事業所 座ぐり	電話:047-401-0637 月～金、第2、第4土曜日 (年末年始、祝日を除く) 時間:9:00～17:00 住所:白井市南山1-8-1 白井市障害者支援センター内	市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病	◎	◎	◎	委託	専任の職員が福祉サービスの紹介や利用支援を行います。来所相談については事前連絡要
		成田市地域生活支援センター	電話:0476-35-7771 月、水、木、金、日曜日 (日曜、祝日は16:00まで) 時間:9:00～17:00 住所:成田市本三里塚226-1	市内在住の精神障がい者	◎	◎	△	委託	専任の職員が福祉サービスの紹介や利用支援を行います。来所相談については事前連絡要
生活困窮	白井市くらしと仕事のサポートセンター	電話:047-497-3650 相談日:月～金(祝日、年末年始除く) 時間:8:30～17:15 FAX:047-497-3499 メール:kurashi_support@city.shiroi.chiba.jp 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター3階 社会福祉課内	市民	○	○	○	委託	・相談員が仕事や生活などの困りごとについての相談を実施。必要により訪問による相談も実施。 ・離職等により住居を失った人や失うおそれの高い人には、就職活動をするなどを要件に、一定期間、家賃額の一部を支給する住居確保給付金を支給(資産、収入等の要件あり)。	
児童虐待	家庭児童相談 (子育て支援課家庭児童相談室)	電話:047-497-3477 相談日:月～金(祝日、年末年始除く) 時間:9:30～16:30 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	・相談員が子育てや子育て中の家庭の問題などの相談や、児童虐待の相談等を実施。 必要に応じて訪問による相談も実施。	
DV	DV相談 (子育て支援課家庭児童相談室)	電話:047-497-3491 相談日:月～金(祝日、年末年始除く) 時間:8:30～17:15 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	市民	◎	◎	×	直営	配偶者やパートナーから暴力を受けた被害者の問題を解決するため、相談、支援、情報の提供などを実施。	
	女性生き生き相談 (子育て支援課家庭児童相談室)	電話:047-497-3491 相談日:毎月第2・第4木曜日 時間:10:00～16:00(要予約) 場所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	女性	○	○	×	委託	DV(配偶者やパートナーからの暴力)、セクシュアルハラスメント、家族、地域、仕事など女性が抱える様々な悩みについて、専門の相談員が相談を実施。	
人権	人権相談 (市民活動支援課)	電話:047-401-4078 相談日:毎月第2木曜日(8月除く) 時間:13:00～16:00 場所:白井市復1123 白井市役所	人権について相談したい人	×	○	×	直営	法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、差別、いじめ、いやがらせ等人権に関する相談業務を実施。	

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
富里市	ひきこもり	社会福祉課障害福祉班	電話:0476-93-4192 月～金 8:30～17:15 住所:富里市七栄652-1	市民	◎	◎	△	直営	場の提供を主旨として交流を図ることで精神障害者のひきこもりを防ぐためデイケアクラブを実施している。
	不登校	ふれあいセンター教育相談(学校教育課指導班)	電話:0476-91-6600 火～金9:30～15:00 住所:富里市七栄653-1 富里市立図書館2階	市内小・中学校児童生徒・保護者	◎	◎	○	直営	学校適応専門指導員、教育相談員が火曜日～金曜日に電話相談、来所相談を実施。相談者や学校等からの要請により家庭訪問も実施している。
	発達障害	発達相談(学校教育課指導班)	電話:0476-93-7659 月～金 9:00～17:00 住所:富里市七栄652-1	市内小・中学校児童生徒・保護者・教員	◎	○	×	直営	・隔週水曜日心理相談員による相談日あり ・必要に応じて心理検査を行い、検査結果をもとにその後の方向性について相談を行っている。学校での子供の困り感い関することについては常時学校教育課でも相談に応じている。
	障害相談	富里市基幹相談支援センター(社会福祉課障害福祉班)	電話:0476-90-0081 原則24時間 住所:富里市七栄653-2 富里市社会福祉協議会内	市内在住の身体、知的、精神の障害を持たれている方又はその家族の方	◎	◎	△	委託	障害を持つ人を対象とした福祉サービスや地域での生活アドバイスなどの相談業務を行っている。
		障害者相談(社会福祉課障害福祉班)	電話:0476-93-4192 偶数月の第一金曜日又は第二金曜日 13:00～15:00 住所:富里市七栄652-1	身体障害者、知的障害者、その家族	◎	◎	×	直営	市長から委任された障害者相談員が心身障害者の更生支援の相談に応じ、必要な指導助言を行っている。
	心の健康	こころの相談(社会福祉課障害福祉班)	電話:0476-92-2451(要予約) 奇数月の第二金曜日 午後2時～4時 住所:富里市七栄653-2 富里市社会福祉協議会内	精神、その家族	×	◎	×	委託	精神科医による相談を行っている。
	生活困窮	自立支援相談窓口(生活支援課生活支援班)	電話:080-9861-5646 月～金 8:30～17:15 住所:富里市七栄652-1 (メール)lifesupport-tomisato@asahi-net.email.ne.jp	市内在住の生活困窮者	◎	◎	◎	委託	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援、住居確保給付金の支給その他の支援を実施している。
		生活保護相談窓口(生活支援課生活支援班)	電話:0476-93-4193 月～金 8:30～17:15 住所:富里市七栄652-1	市内在住の生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮している人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。
		就学援助相談窓口(学校教育課学事班)	電話:0476-93-7658 月～金 8:30～17:15 住所:富里市七栄652-1 富里市中央公民館3階	市内に住所を有し、市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者	◎	◎	×	直営	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、学用品費・通学用品費・学給食費などの一部を援助する制度を実施。
	児童虐待	家庭児童相談室(子育て支援課児童家庭班)	電話:0476-93-4498 月～金9:00～16:00 (家庭児童相談室) 電話:0476-93-4497 月～金8:30～17:15 (子育て支援課児童家庭班)	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭相談員が家庭における子育ての不安や悩みに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し、助言・支援等を行う。
DV	子育て支援課(子育て支援課児童家庭班)	電話:0476-93-4497 月～金8:30～17:15	パートナーからの暴力等に悩む人	◎	◎	◎	直営	配偶者からの暴力、児童虐待等に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し、助言・支援等を行う。	

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
酒々井町	ひきこもり 不登校	学校教育課	電話:043-496-1171 月～金 8:30～17:15 住所:酒々井町中央台4-11	義務教育年齢 の不登校児童・ 生徒	◎	◎	△	直営	指導主事が随時保護者などからの相談を行っている。
		適応指導教室 (ふれあいルーム)	電話:043-496-1171 月～金 9:00～15:00 住所:酒々井町中央台4-11	義務教育年齢 の不登校児童・ 生徒	◎	◎	△	直営	指導主事・学校適応専門相談員などが改善に向けて、通級者に指導やサポートをしている。
発達障害 障害相談	発達障害 障害相談	いんば障害者相談センター (健康福祉課)	電話:0476-99-2501 月～金 9:00～17:00 住所:印西市岩戸1343-1 (メール)soudan@inba-g.or.jp		◎	◎	◎	委託	障害のある方やその家族等への相談を行い、情報提供を行っている。必要に応じ、外来・訪問等、柔軟に対応している。発達障害や子どもの成長への不安等、子育てについての悩み相談や障害福祉サービスの利用支援等を実施している。
		相談支援センターかなえ (健康福祉課)	電話:043-488-5530 月～金 8:20～17:20 住所:酒々井町本佐倉352-7 (メール)work.kanae@swan.ocn.ne.jp		◎	◎	◎	委託	障害のある方やその家族等への相談を行い、情報提供を行っている。必要に応じ、外来・訪問等、柔軟に対応している。発達障害や子どもの成長への不安等、子育てについての悩み相談や障害福祉サービスの利用支援等を実施している。
		成田地域生活支援センター (健康福祉課)	電話:0476-35-7771 火・土以外の9:00～17:00(日・祝は16:00) 住所:成田市本三里塚226-13	定期的に医療 機関に通院さ れている方	◎	◎	×	委託	精神障害に関することを中心とした相談を実施している。
		学校教育課	電話:043-496-1171 月～金 8:30～17:15 住所:酒々井町中央台4-11	義務教育年齢 前及び義務教 育年齢の児童・ 生徒	◎	◎	×	直営	就学相談を随時実施している。
心の健康	心の健康	いんば障害者相談センター (健康福祉課)	電話:0476-99-2501 月～金9:00～17:00 住所:印西市岩戸1343-1 (メール)soudan@inba-g.or.jp	精神科に通院 されている方	◎	◎	◎	委託	・毎月第4木曜日実施 ・こころの悩みや問題を抱える方の社会参加の場として、フリースペースを実施している。散歩など外での運動や調理、悩みを話し合う等、様々な活動を行っている。
		成田地域生活支援センター (健康福祉課)	電話:0476-35-7771 火・土以外の9:00～17:00(日・祝は16:00) 住所:成田市本三里塚226-13	定期的に医療 機関に通院さ れている方	◎	◎	×	委託	精神障害に関することを中心とした相談を実施している。
		適応指導教室 (ふれあいルーム)	電話:043-496-1171 月～金 9:30～16:30 住所:酒々井町中央台4-11	義務教育年齢 の児童・生徒	◎	◎	×	直営	心身の健康問題に関する相談を随時実施している。
		学校教育課	電話:043-496-1171 月～金 8:30～17:15 住所:酒々井町中央台4-11	義務教育年齢 の児童・生徒	◎	◎	×	直営	心身の健康問題に関する相談を随時実施している。
生活困窮	生活困窮	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター (健康福祉課)	電話:043-308-6332 月～金 9:00～17:00 住所:佐倉市王子台4-28-12 T・第一ビル2階		◎	◎	◎	県委託	・毎月定例の調整会議を実施 ・生活困窮者、社会的孤立を防止するため自立相談、就労支援、家計相談支援などを実施している。※印旛健康福祉センターの委託事業

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
酒々井町	児童虐待	健康福祉課人権推進室	電話:043-496-1171 月～金 8:30～17:00 住所:酒々井町中央台4-11	18歳未満の児童とその保護者等	◎	◎	△	直営	月1回第2火曜日 13時～16時 主任児童委員、職員によるこども相談を実施。
		学校教育課	電話:043-496-1171 月～金 8:30～17:15 住所:酒々井町中央台4-11	義務教育年齢の児童・生徒	◎	◎	×	直営	相談を随時実施している。問題によっては児童相談所・警察などと連携。
	非行 犯罪被害	学校教育課	電話:043-496-1171 月～金 8:30～17:15 住所:酒々井町中央台4-11	義務教育年齢の児童・生徒	◎	◎	×	直営	相談を随時実施している。問題によっては警察などと連携。
	DV	健康福祉課人権推進室	電話:043-496-1171 月～金 8:30～17:00 住所:酒々井町中央台4-11	DV被害者	◎	◎	△	直営	・月1回第2火曜日 ・13時～16時 ・人権相談
栄町	ひきこもり	福祉・子ども課障害者福祉班	電話:0476-33-7707 月～金曜日 8:30～17:15 住所:栄町安食台1-2 (メール) fukushi@town.sakae.chiba.jp		◎	◎	◎	直営	心の悩みや障がい全般についての相談を受ける
		成田地域生活支援センター相談(福祉・子ども課障害者福祉班)	電話:0476-35-7771 平日:9:00～17:00 日・祝:9:00～16:00 火・土:休館 住所:成田市本三里塚226-13		◎	◎	×	委託	相談員による相談を実施。
	いんば障害者相談センター相談(福祉・子ども課障害者福祉班)	電話:0476-99-2501 住所:印西市岩戸1343-1 平日8:30～17:30まで受付 休日・夜間の相談は事前に連絡が必要 ※緊急時の対応は転送電話にて24時間体制		◎	◎	◎	委託	相談員による相談を実施。	
	学校教育課学務指導班	電話:0476-33-7717 月～金 8:30～17:15 住所:印旛郡栄町安食台1-2 (メール)gakkyou@town.sakae.chiba.jp	義務教育年齢の不登校児 障害児は応相談	◎	◎	△	直営	指導主事が不登校に関する相談等を実施。学校との連絡調整や指導を行う。ふれあいプラザさかえの「ゆうがく館」にて教育相談を実施。また、不登校児童生徒の支援を実施。	
	不登校	福祉・子ども課障害者福祉班	電話:0476-33-7707 月～金曜日 8:30～17:15 住所:栄町安食台1-2 (メール) fukushi@town.sakae.chiba.jp		◎	◎	◎	直営	心の悩みや障がい全般についての相談を受ける
成田地域生活支援センター相談(福祉・子ども課障害者福祉班)		電話:0476-35-7771 平日:9:00～17:00 日・祝:9:00～16:00 火・土:休館 住所:成田市本三里塚226-13		◎	◎	×	委託	相談員による相談を実施。	
いんば障害者相談センター相談(福祉・子ども課障害者福祉班)		電話:0476-99-2501 住所:印西市岩戸1343-1 平日8:30～17:30まで受付 休日・夜間の相談は事前に連絡が必要 ※緊急時の対応は転送電話にて24時間体制		◎	◎	◎	委託	相談員による相談を実施。	

市町村の相談・支援窓口（印旛地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
栄町	発達障害	学校教育課学務指導班	電話:0476-33-7717 月～金 8:30～17:15 住所:印旛郡栄町安食台1-2 (メール)gakkyou@town.sakae.chiba.jp	就学前の幼児、義務教育年齢の児童生徒の保護者	◎	◎	△	直営	指導主事が発達に関する相談等を実施。幼稚園・保育園、学校との連絡調整や指導を行う。 ふれあいプラザさかえの「ゆうがく館」にて教育相談を実施。
		福祉・子ども課障害者福祉班	電話:0476-33-7707 月～金曜日 8:30～17:15 住所:栄町安食台1-2 (メール) fukushi@town.sakae.chiba.jp		◎	◎	◎	直営	心の悩みや障がい全般についての相談を受ける
		成田地域生活支援センター相談 (福祉・子ども課障害者福祉班)	電話:0476-35-7771 平日:9:00～17:00 日・祝:9:00～16:00 火・土:休館 住所:成田市本三里塚226-13		◎	◎	×	委託	相談員による相談を実施。
		いんば障害者相談センター相談 (福祉・子ども課障害者福祉班)	電話:0476-99-2501 住所:印西市岩戸1343-1 平日8:30～17:30まで受付 休日・夜間の相談は事前に連絡が必要 ※緊急時の対応は転送電話にて24時間体制		◎	◎	◎	委託	相談員による相談を実施。
		おやこ相談 (福祉・子ども課)	電話:0476-37-7185 月1回:事前予約制 住所:栄町安食938-1 ふれあいプラザさかえ1階 子育て包括支援室	お子さんの言葉の遅れや発達に心配のある保護者	×	◎	×	直営	言語聴覚士による相談を実施
障害相談 心の健康		福祉・子ども課障害者福祉班	電話:0476-33-7707 月～金曜日 8:30～17:15 住所:栄町安食台1-2 (メール) fukushi@town.sakae.chiba.jp		◎	◎	◎	直営	心の悩みや障がい全般についての相談を受ける
		成田地域生活支援センター相談 (福祉・子ども課障害者福祉班)	電話:0476-35-7771 平日:9:00～17:00 日・祝:9:00～16:00 火・土:休館 住所:成田市本三里塚226-13		◎	◎	×	委託	相談員による相談を実施。
		いんば障害者相談センター相談 (福祉・子ども課障害者福祉班)	電話:0476-99-2501 住所:印西市岩戸1343-1 平日8:30～17:30まで受付 休日・夜間の相談は事前に連絡が必要 ※緊急時の対応は転送電話にて24時間体制		◎	◎	◎	委託	相談員による相談を実施。
児童虐待	福祉・子ども課 (児童福祉)	電話:0476-33-7707 月～金 8:30～17:15 住所:印旛郡栄町安食台1-2 (メール)fukushi@town.sakae.chiba.jp	児童(18歳未満)を監護する家庭	◎	◎	△	直営	関係機関と連携し相談を実施。	

市町村の相談・支援窓口（香取地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
香取市	不登校	学校教育課指導班	電話:0478-50-1239 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県香取市佐原口2127 (メール)gakko2@city.katori.lg.jp	義務教育年齢の不登校児とその保護者	◎	◎	×	直営	担当指導主事が児童生徒の不登校の悩みについて相談・助言等を実施。
	発達障害	児童発達支援センター コスモスの花	電話:0478-70-7373 住所:香取市仁良1194-7 (メール)kosumosu-hana@hyper.ocn.ne.jp		◎	◎	◎	委託	社会福祉士や相談専門員が相談を受け、障害者の自立に向けた努力を支援する。
		社会福祉課障がい者支援班	電話:0478-50-1252 住所:香取市佐原口2127 (メール)shinsho@city.katori.lg.jp 月～金 8:30～17:15		◎	◎	△	直営	発達障害者支援法に基づく相談、関係機関への紹介
	障害相談	香取障害者支援センター	電話:0478-79-6919 住所:香取市高萩1100-2 (メール)katori-s@rosario.jp		◎	◎	◎	委託	社会福祉士や相談専門員が相談を受け、障害者の自立に向けた努力を支援する。
		社会福祉課障がい者支援班	電話:0478-50-1252 住所:香取市佐原口2127 (メール)shinsho@city.katori.lg.jp 月～金 8:30～17:15		◎	◎	△	直営	障害者総合支援法に基づく相談 手帳交付や助成・手当の支給
	生活困窮	生活保護相談窓口 (社会福祉課生活支援班)	電話:0478-50-1209 住所:香取市佐原口2127 香取市役所 (メール)seikatsu@city.katori.lg.jp 月～金 8:30～17:15	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立に向け必要な支援を実施。
		香取自立支援相談センター	電話:0478-79-0516 住所:香取市北3-6-5 アイビービル1階 (メール)katosapo@iaa.itkeeper.ne.jp 月～金 8:30～17:15	生活困窮者	◎	◎	◎	委託	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある方に対し、生活や仕事などの総合的な相談支援を行うとともに、自立に向け必要な就労支援等を包括的に実施。
	児童虐待	子育て世代包括支援センター (子育て支援課)	電話:0478-79-0299 0478-50-1121 月～金 8:30～17:15 住所:香取市佐原口2127 (メール)kosodate-houkatsu@city.katori.lg.jp	妊婦から18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	センターでは妊娠前から子育て期にわたり、切れ目のない総合的な母子保健及び児童福祉に関する相談を受け付けている。 子育ての不安や児童虐待等の相談等には、家庭相談員や社会福祉士、保健師等が対応している。
	DV	市民協働課 人権・市民相談班	電話:0478-54-1138 月～金(閉庁日を除く) 8:30～16:30 住所:香取市佐原口2127 (メール)jinken@city.katori.lg.jp		◎	◎	×	直営	市職員がDV相談を実施。内容により、児童相談所、女性サポートセンターなどの関係機関へつなぐ。 市内居住者が緊急避難支援が必要と判断された場合は、交通費(5千円限度)・宿泊費(8千円限度)の支給を行う。

市町村の相談・支援窓口（香取地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
神崎町	不登校	教育相談	電話:0478-72-1601 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内	小中学生	◎	◎	×	直営	学習、進路、不登校、いじめ等の相談に 随時対応します。
	生活困窮	保健福祉課	電話:0478-72-1603 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内		◎	◎	△	直営	窓口にて相談等に応じて関係団体等へ の紹介を行う。
	障害相談	保健福祉課	電話:0478-72-1603 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内		◎	◎	△	直営	障害者支援法に基づく相談対応。
	DV	保健福祉課	電話:0478-72-1603 受付:月～金 8:30～17:15 住所:神崎町神崎本宿96番地 神崎ふれあいプラザ内		◎	◎	△	直営	DV等の相談に応じ、内容により関係機 関と連携し対応する。
多古町	不登校	紫陽花教室 (学校教育課学校教育 係)	電話:0479-76-7811 火～木 13:30～15:00 住所:千葉県香取郡多古町多古2855 (メール)sha-kyou@town.tako.chiba.jp	小・中学生とそ の保護者	○	○	○	直営	不登校児童・生徒、またその保護者の悩 みについて、家庭教育指導員が相談に 応じる。
	障害相談	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	△	直営	障害者等、障害児の保護者または障害 者等の介護を行う者などからの相談に 応じる。
	心の健康	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	△	直営	精神障害者等、または障害者等の介護 を行う者などからの相談に応じる。 (月1回、精神保健福祉士による面接相 談日あり)
	生活困窮	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	○	直営	生活に困窮する方に対し、必要な支援 や相談等に応じる。
	DV	保健福祉課 福祉係	電話:0479-76-3185 月～金 8:30～17:15 住所:香取郡多古町多古2848 (メール)fukushi@town.tako.chiba.jp		◎	◎	△	直営	DV等の相談に応じる。必要によって関 係機関と連携して対応していく。
	児童虐待	児童相談 (子育て支援課子ども 係)	電話:0479-76-5412 月～金 8:30～17:15 住所:多古町多古584 (メール)kodomo@town.tako.chiba.jp		◎	◎	◎	直営	子育て相談や児童虐待の相談等を実施

市町村の相談・支援窓口（香取地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
東庄町	不登校	教育課学校教育係	電話:0478-86-2311 奇数月 第2水曜日 13:30~16:00	小・中学校の児童生徒とその保護者	△	◎	×	直営	家庭教育指導員や指導主事が学校・家庭での教育問題について相談等を実施
	障害相談	障害に関する出張相談 (健康福祉課福祉係)	電話:0478-80-3300 毎月第3木曜日 13:30~16:00 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 (出張相談以外は、健康福祉課福祉係で対応月~金 8:30~17:15)	障害福祉サービスを利用したい人	△	○	×	委託	障害福祉サービスや心配ごとなど総合的な相談の対応。
	心の健康	定例健康相談 (健康福祉課保健衛生係)	電話:0478-80-3300 第1・3月曜日 13:00~16:00 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4	心の健康問題について相談したい方	○	○	△	直営	保健師による心の健康相談を実施。必要により家庭訪問を実施。
	生活困窮	生活困窮相談 (健康福祉課福祉係)	電話:0478-80-3300 月~金 8:30~17:15 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4	生活困窮者	◎	◎	△	直営	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。
		中核地域生活支援センター（香取CCC） (健康福祉課福祉係)	電話:0478-50-1919 24時間365日対応 住所:千葉県香取市北3丁目2番地13	生活困窮者	◎	◎	△	委託	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、包括的かつ継続的な支援を行い、自立の促進を図る。
児童虐待	児童虐待相談 (健康福祉課子育て支援係)	電話:0478-80-3300 月~金 8:30~17:15 住所:千葉県香取郡東庄町石出2692番地4	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	児童虐待の相談等を実施。	

市町村の相談・支援窓口（海匠地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
銚子市	ひきこもり ・ 不登校	銚子市青少年指導センター (銚子市教育委員会 社会教育課)	電話:0479-21-0345 月～金 8:30～17:00 住所:288-0021 千葉県銚子市小畑新町7756 (メール)shidoucenter@city.choshi.lg.jp	小学生以上18 歳未満の青少年(原則)	◎	◎	◎	直営	本人・保護者・教職員・関係者からの相談に対し、センター職員(指導主事・社会教育指導員)による問題の解決、緩和、改善への援助・支援を実施。
		銚子市教育支援センター (銚子市教育委員会 学校教育課)	電話:0479-21-0345 火～金 8:30～17:00 住所:288-0021 千葉県銚子市小畑新町7756 (メール)shidoucenter@city.choshi.lg.jp	小中学生	◎	◎	△	直営	本人・保護者・教職員・関係者からの相談に対し、専任講師による問題解決、緩和、改善への援助・支援を実施。指導センター職員と連携しての生活・学習支援の実施。 指導センター職員と連携しての生活・学習支援の実施。
	発達障害	銚子市障害者基幹相談支援センター (社会福祉課障害支援室)	電話:0479-24-8968 月～金 8:30～17:15 住所:銚子市若宮町1番地の1 (メール)shogai@city.choshi.lg.jp	障害のある方、 その家族等	◎	◎	○	直営	社会福祉士や保健師等が障害に関する相談と支援を実施。窓口、電話相談のほか、家庭訪問を実施及び関係機関への連絡調整を行う。
	障害相談 ・ 心の健康	銚子市障害者基幹相談支援センター (社会福祉課障害支援室)	電話:0479-24-8968 月～金 8:30～17:15 住所:銚子市若宮町1番地の1 (メール)shogai@city.choshi.lg.jp	障害のある方、 その家族等	◎	◎	○	直営	社会福祉士や保健師等が障害に関する相談と支援を実施。窓口、電話相談のほか、家庭訪問を実施及び関係機関への連絡調整を行う。
		銚子市地域活動支援センターかんらん (I型)	電話:0479-24-7730 火～土9:00～16:30 住所:銚子市東芝町5-1 (メール)kanran@choshinet.or.jp	障害のある方、 その家族等	◎	◎	△	委託	精神保健福祉士等が障害に関する相談と支援を実施。
	児童虐待	健康づくり課 子育て世代包括支援センター すくサポ	電話:0479-26-3777 月～金:8:30～17:15 住所 〒288-0047 銚子市若宮町4番地の8	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	保健師、社会福祉士、家庭児童相談員、子育てコンシェルジュ等が子育て不安や児童虐待の相談等を実施、相談内容に応じ家庭訪問や所内面接、関係機関との連絡調整を実施。
	母子 総合相談	健康づくり課 子育て世代包括支援センター すくサポ	電話0479-26-3777 月～金 8:30～17:15 住所 〒288-0047 銚子市若宮町4番地の8	18歳未満の児童とその保護者並びに妊婦	◎	◎	◎	直営	母子保健施策と子育て支援施策の両面から妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく、きめ細やかな相談や情報提供を実施。
	非行 犯罪被害	銚子市青少年指導センター (銚子市教育委員会 社会教育課)	電話:0479-21-0345 月～金8:30～17:00 住所:〒288-0021 千葉県銚子市小畑新町7756 (メール)shidoucenter@city.choshi.lg.jp	小学生以上18 歳未満の青少年(原則)	◎	◎	◎	直営	本人・保護者・教職員・関係者からの相談に対し、センター職員(指導主事・社会教育指導員)による問題の解決、緩和、改善への援助・支援を実施。専門機関との連携(児童相談所・銚子警察署等)。
	DV	子育て支援課	電話0479-24-8967 月～金8:30～17:15 住所 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1		◎	◎	△	直営	相談員がDVの相談を受け、情報提供し、状況によって直接支援を実施

市町村の相談・支援窓口（海匠地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
旭市	ひきこもり	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	電話:0479-62-5362 月～金曜日 9:00～16:00 住所:旭市二の2132番地	18歳未満の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	不登校・児童養育問題など
		心配ごと相談 (社会福祉協議会)	電話:0479-57-5577 ・第1水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第2水曜日 13:30～15:30 あさひ市民センター ・第3水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第4水曜日 13:30～15:30 あさひ市民センター	市民	×	○	×	直営	家庭内の心配ごとなど
不登校・ 非行 犯罪被害	教育相談(学校教育) (教育総務課)	教育相談(学校教育) (教育総務課)	電話:0479-62-5353 月～金曜日 8:30～17:00 住所:旭市二の2132番地(旭市役所4階)	小・中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	学校教育についての悩みなど
		教育相談(家庭教育) (生涯学習課)	電話:0479-85-8629 月～金曜日 8:30～12:00 住所:旭市二の2132番地(旭市役所4階)	小・中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	家庭教育・子育ての悩みなど
職業相談	旭市地域職業相談室 (旭市商工観光課)	電話:0479-62-5359 月～金曜日 9:00～16:30 住所:旭市二の2787番地1 (あさひ市民センター1階)	市民	×	◎	×	直営	新卒者を除く職業相談・紹介	
障害相談	旭市基幹相談 (社会福祉課)	旭市基幹相談 (社会福祉課)	海匠ネットワーク 電話:0479-60-2578 月～土曜日(祝日を除く)8:30～17:00 住所:旭市口の838番地	障害のある方、 その家族等	◎	◎	◎	委託	日常生活全般に関する相談
		旭市障害児等療育相談 (社会福祉課)	ロザリオ発達支援センター 電話:0479-60-0625 月～土曜日(祝日、12月30日～1月3日を除く) 8:30～17:00 住所:旭市野中3845番地	障害のある方、 その家族等	◎	◎	◎	委託	日常生活全般に関する相談
		地域活動支援センター (社会福祉課)	地域活動支援センター 友の家 電話:0479-60-0608 月～土曜日(祝日、12月30日～1月3日を除く) 8:30～17:00 住所:旭市野中3820番地15	障害のある方、 その家族等	◎	◎	◎	委託	日常生活全般に関する相談
生活困窮	自立支援相談窓口 (旭市社会福祉協議会)	自立支援相談窓口 (旭市社会福祉協議会)	電話:0479-57-3133(直通) 月曜日～金曜日(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:旭市横根3520番地 飯岡福祉センター内	市民	◎	◎	◎	委託	生活困窮に関する相談
		心配ごと相談 (社会福祉協議会)	電話:0479-57-5577 ・第1水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第2水曜日 13:30～15:30 あさひ市民センター ・第3水曜日 13:30～15:30 飯岡福祉センター ・第4水曜日 13:30～15:30 あさひ市民センター	市民	×	○	×	直営	家庭内の心配ごとなど
		消費生活相談 (旭市消費生活センター)	電話:0479-62-8019 月～金 9:00～16:00 住所:旭市二の2132番地 (旭市役所2階)	市民	◎	◎	×	直営	物品購入時のトラブル、多重債務の相談など

市町村の相談・支援窓口（海匠地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
旭市	児童虐待	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	電話:0479-62-5362 月～金 9:00～16:00 住所:旭市二の2132番地	18歳未満の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	不登校・児童養育問題など
		福祉の総合相談	中核地域生活支援センター海匠ネットワーク、旭市障害者虐待防止センター 365日24時間 訪問相談も実施 夜間は電話転送にて対応 (電話:0479-60-2578 FAX:0479-60-2579)	市民	◎	◎	◎	委託	障害者への虐待問題、権利擁護など福祉(生活)全般にわたる相談
	DV	市民生活課市民生活支援班	電話:0479-62-5396 月～金 8:30～17:00 住所:旭市二の2132番地 人権・行政相談 第2火曜日(祝日の場合は翌日)13:30～15:30	パートナーからの暴力等に悩む人	◎	◎	×	直営	配偶者からの暴力に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し、助言、支援等を行う。
匠瑛市	ひきこもり	匠瑛市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠瑛市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が学校や家庭生活における困り事等の相談を実施。
	不登校	匠瑛市指導センター	電話:0479-72-1504 月～金 9:00～17:00 住所:匠瑛市八日市場ハ793-35 (メール)g-shido@city.sosa.lg.jp	小中学生とその保護者	◎	◎	◎	直営	教員が不登校等の相談を実施
		匠瑛市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠瑛市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が学校や家庭生活における困り事等の相談を実施。
	発達障害・心の健康	匠瑛市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠瑛市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が発達相談等の相談を実施。
	児童虐待	匠瑛市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠瑛市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員が、家庭で子どもを育てることが難しい等の悩みごとの相談を実施。
	非行犯罪被害	匠瑛市指導センター	電話:0479-72-1504 月～金 9:00～17:00 住所:匠瑛市八日市場ハ793-35 (メール)g-shido@city.sosa.lg.jp	小中学生とその保護者	◎	◎	◎	直営	教員が非行、犯罪被害等の相談を実施
	DV	匠瑛市家庭児童相談室 (福祉課子育て支援班)	電話:0479-73-0096 月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 住所:匠瑛市八日市場ハ793-2 (メール)f-kosodate@city.sosa.lg.jp	18歳未満の児童とその保護者、65歳以下の被害者	◎	◎	◎	直営	母子父子自立支援員が、今後の生活支援等について相談を実施。
	生活困窮総合相談	生活支援相談窓口 (匠瑛市社会福祉協議会)	電話:0479-67-5200 月～金 8:30～17:15 住所:匠瑛市今泉6491番地1 野栄福祉センター内 (メール)chiiki04@sousashishaky.jp	市内在住で困りごとがある方(子ども・若者の本人、家族、その他関係者)	◎	◎	◎	委託	経済的な問題やひきこもりなど、生活上のさまざまな困りごとについて、相談支援員(社会福祉士等)が対応します。適切な制度を紹介したり、一人ひとりの事情に合わせた支援計画を作成して就労支援等の継続的な支援を行います。同じ窓口で、学費等を貸し付ける生活福祉資金の相談も可能です。相談費用は無料です。

市町村の相談・支援窓口（山武地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
東金市	ひきこもり	家庭教育相談室 (生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	家庭支援を中心として、家庭教育指導員による相談業務を行う。
		いじめ・生徒指導相談窓口(学校教育課指導係)	電話:0475-50-1204 月～金 8:30～17:15 住所:東金市東岩崎1番地1	学齢期の児童生徒の保護者	◎	◎	○	直営	職員が、相談内容を聞き取り、対応についてアドバイスする。また、ケースによって、学校との協議や子育て支援課や児童相談所と連携して、対応する。
	いじめ	いじめ・生徒指導相談窓口(学校教育課指導係)	電話:0475-50-1204 月～金 8:30～17:15 住所:東金市東岩崎1番地1	学齢期の児童生徒の保護者	◎	◎	○	直営	職員が、相談内容を聞き取り、対応についてアドバイスする。また、ケースによって、学校との協議や子育て支援課や児童相談所と連携して、対応する。
		家庭教育相談室 (生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	学校と連携を取りながら、家庭教育指導員による相談業務を行う。
	不登校	いじめ・生徒指導相談窓口(学校教育課指導係)	電話:0475-50-1204 月～金 8:30～17:15 住所:東金市東岩崎1番地1	学齢期の児童生徒の保護者	◎	◎	○	直営	職員が、相談内容を聞き取り、対応についてアドバイスする。また、ケースによって、学校との協議や子育て支援課や児童相談所と連携して、対応する。
		家庭教育相談室 (生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	情報提供を行うなど、家庭教育指導員による相談業務を行う。 若者サポートステーションの紹介。
	若者の就労関係	家庭教育相談室 (生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	学校との連携を取りながら、家族支援を含め、家庭教育指導員による相談業務を行う。
	発達障害	家庭教育相談室 (生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	来所・電話・訪問・メールなど相談者に合わせた手段で、障がいのある方が安心して生活できるよう情報提供や適切な支援機関への紹介を行う総合相談窓口です。
	障がい福祉	山武郡市障がい者基幹相談支援センター	電話:0475-86-6474 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み 8:30～17:15 住所:東金市南上宿41-8 (メール)sanbu-kikan@wanahome.or.jp	障がい福祉に関する相談をしたい人	◎	◎	◎	委託	医療機関の紹介や診察までの手助けなどを家庭教育指導員が相談業務の一環として行う場合もある。
	心の健康	家庭教育相談室 (生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	健康(こころの健康も含む)や病気に関する相談に対応。
健康増進課健康づくり係		電話:0475-50-1174 月 9:00～11:00 住所:東金市田間3丁目9番地1		◎	◎	△	直営		

市町村の相談・支援窓口（山武地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
東金市	生活困窮	家庭教育相談室 (生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	家庭教育指導員が窓口となり、子育て支援課(母子・父子自立支援員)を紹介する。
		東金ひと・しごと・くらしサポートセンターこころん(特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎)	電話:0475-50-4251 月～金 9:00～17:00 住所:東金市田間3丁目9番地1	生活困窮者(生活保護受給者は除く)	◎	◎	△	委託	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援
東金市	児童虐待	家庭児童相談室(子育て支援課 児童家庭係)	電話:0475-50-1168 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地1	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	子育て上の悩みや親子関係・虐待などの相談に対応。
		家庭教育相談室(生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	家庭教育指導員が窓口となり、子育て支援課(家庭相談員)を紹介する。
東金市	非行 犯罪被害	家庭教育相談室(生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	学校を通じて警察(生活安全課)と連携を図りながら、家庭教育指導員による相談業務を行う。
		いじめ・生徒指導相談窓口(学校教育課指導係)	電話:0475-50-1204 月～金 8:30～17:15 住所:東金市東岩崎1番地1	学齢期の児童生徒の保護者	◎	◎	○	直営	職員が、相談内容を聞き取り、対応についてアドバイスする。また、ケースによって、学校との協議や子育て支援課や児童相談所と連携して、対応する。
東金市	DV	子育て支援課 児童家庭係	電話:0475-50-1215 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地1		◎	◎	△	直営	配偶者等からのDVIに関する相談に対応。
		家庭教育相談室(生涯学習課文化学習振興係)	電話:0475-54-0783 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地3	原則として18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	×	直営	家庭教育指導員が窓口となり、子育て支援課(婦人相談員)を紹介する。
東金市	ひとり親の相談	子育て支援課児童家庭係	電話:0475-50-1215 月～金 9:00～16:00 住所:東金市東岩崎1番地1		◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談や経済的支援、貸付相談や就労支援を実施。

市町村の相談・支援窓口（山武地区）

「対応方法」欄の記号 ◎：常時実施している ○：実施しているが不定期 △：実施することもある ×：実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)		
					電話	面接	訪問				
山武市	ひきこもり	生活・就労相談室	電話:0475-80-1301 8:30~17:15 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台296番地 山武市役所 社会福祉課内		△	◎	◎	委託	支援員が相談を受け、必要により家庭訪問を実施。自立に向けた支援計画の作成や伴走支援を行う。相談内容に応じた適正な専門機関の紹介。就職に向けた活動支援。		
	不登校	子ども教育課	電話:0475-80-1443 8:30~17:15 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台279-1 教育委員会内	学齢期の児童生徒		◎	◎	△	直営	学校からの報告により、担任等と家庭訪問を実施。長期欠席者は訪問相談担当教員と連携して定期的に家庭訪問を実施。スクールカウンセラーや心の相談員が担任と情報を共有し、相談等を実施。状況により、教育相談センターを紹介。	
		子ども教育課	電話:0475-80-1456 9:00~16:30 (水土日祝日を除く) 住所:山武市殿台279-1 教育委員会内	幼児及び学齢期の児童生徒の保護者		◎	◎	△	直営	・電話相談が中心 ・来所相談、訪問、相談内容に応じた適正な専門機関の紹介。	
	若者の就労関係	生活・就労相談室	電話:0475-80-1301 8:30~17:15 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台296番地 山武市役所 社会福祉課内		△	◎	◎	委託	支援員が相談を受け、必要により家庭訪問を実施。自立に向けた支援計画の作成や伴走支援を行う。相談内容に応じた適正な専門機関の紹介。就職に向けた活動支援や一定条件内での家賃相当額の支給。		
	発達障害	子ども教育課	電話:0475-80-1443 8:30~17:15 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台279-1 教育委員会内	学齢期の児童生徒と保護者		◎	◎	△	直営	学校からの要請により、専門家による発達検査を実施。結果により、特別支援学校等への紹介や進学支援を実施。	
	障害相談	社会福祉課	電話:0475-80-2614 8:30~17:15(土日祝日を除く) 住所:山武市殿台296番地 山武市役所			◎	◎	△	直営	日常生活や就業についての相談を実施。各種制度の案内及び必要に応じて専門機関への紹介。	
	心の健康	健康支援課	電話:0475-80-1171 8:30~17:15 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台296番地 成東保健福祉センター				◎	◎	△	直営	保健師によるこころの健康についての相談の実施。
		社会福祉課	電話:0475-80-2614 8:30~17:15 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台296番地 山武市役所				◎	◎	△	直営	精神保健福祉士による障害福祉サービスや自立支援医療に関する相談の実施。心と体の相談室やデイサービス教室の開催。訪問による相談と支援の実施。
	生活困窮	生活・就労相談室	電話:0475-80-1301 8:30~17:15 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台296番地 山武市役所 社会福祉課内			△	◎	◎	委託	支援員が相談を受け、必要により家庭訪問を実施。自立に向けた支援計画の作成や伴走支援を行う。相談内容に応じた適正な専門機関の紹介。就職に向けた活動支援や一定条件内での家賃相当額の支給。	
	児童虐待	子ども教育課内 家庭児童相談室	電話:0475-80-2634 9:00~17:00 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台279-1 教育委員会内	18歳未満の児童とその保護者		◎	◎	○	直営	家庭相談員が子育て不安や児童虐待の相談等を実施。必要により家庭訪問を実施。	

市町村の相談・支援窓口（山武地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
山武市	非行 養育相談	子ども教育課内 家庭児童相談室	電話:0475-80-2634 9:00~17:00 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台279-1 教育委員会内	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	家庭相談員が子どもの非行や養育全般の相談等を実施。 必要により家庭訪問を実施。 状況によっては、専門機関につなぐ。
	DV	子ども教育課内 家庭児童相談室	電話:0475-80-2634 9:00~17:00 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台279-1 教育委員会内		◎	◎	×	直営	婦人相談員がDVに関する相談実施。内容によっては関係の専門機関を紹介。
	ひとり親 支援	子ども教育課内 家庭児童相談室	電話:0475-80-2634 9:00~17:00 (土日祝日を除く) 住所:山武市殿台279-1 教育委員会内	ひとり親	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談や経済的支援、貸付相談や就労支援を実施。
大網白里市	不登校	教育委員会 管理課	電話:0475-70-0372 月~金 8:30~17:15 住所:大網白里市大網115番地2 (メール)kanri@city.oamishirasato.lg.jp	15歳以下の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	職員が、相談内容を丁寧に聞き取り、対応について助言する。学校と情報共有したり、教育相談センターにつなげたりして、対応する。
	発達障害	教育委員会 管理課	電話:0475-70-0372 月~金 8:30~17:15 住所:大網白里市大網115番地2 (メール)kanri@city.oamishirasato.lg.jp	15歳以下の幼児児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	職員が、相談内容を丁寧に聞き取り、対応について助言する。また、ケースによって学校と協議したり、大網特別支援学校や関係機関につなげたりして対応する。
	障害相談	社会福祉課	電話:0475-70-0337 月~金 8:30~17:15 住所:大網白里市大網115番地2 (メール)fukushi@city.oamishirasato.lg.jp	障害福祉サービスを利用したい人	◎	◎	◎	直営	・障害事由に応じた相談内容の傾聴。 ・日常生活及び社会生活の充実に向けた総合支援。
	心の健康	健康増進課	電話:0475-72-8321 月~金 8:30~17:15 住所:大網白里市大網100番地2 (メール)kenko@city.oamishirasato.lg.jp		◎	◎	◎	直営	こころの健康についての相談の実施。
		教育委員会 管理課	電話:0475-70-0372 月~金 8:30~17:15 住所:大網白里市大網115番地2 (メール)kanri@city.oamishirasato.lg.jp	15歳以下の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	職員が、相談内容を丁寧に聞き取り、対応について助言する。また、関係機関につなげたりして、対応する。
	生活困窮	社会福祉課	電話:0475-70-0330 月~金 8:30~17:15 住所:大網白里市大網115番地2 (メール)fukushi@city.oamishirasato.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	生活困窮者に対する相談支援や関係機関への紹介を行う
		生活困窮者自立相談 支援窓口 (大網白里市生活相談 センター)	電話:0475-77-8770 月~金 9:00~17:00 住所:大網白里市大網33番地8 サンモア5号室	生活困窮者 (生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	委託	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援

市町村の相談・支援窓口（山武地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
大網白里市	児童虐待	こども家庭相談室 (子育て支援課児童家庭班)	電話:0475-70-0328 月～金 9:00～16:00 住所 大網白里市大網115番地2	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	こども家庭支援員等が子育て不安や児童虐待の相談等を実施。必要に応じて家庭訪問を実施。
	非行 犯罪被害	こども家庭相談室 (子育て支援課児童家庭班)	電話:0475-70-0328 月～金 9:00～16:00 住所 大網白里市大網115番地2	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	こども家庭支援員等が年1回学校訪問等を実施。必要に応じて学校等の関係機関と面談を実施。
	DV	こども家庭相談室 (子育て支援課児童家庭班)	電話:0475-70-0328 月～金 9:00～16:00 住所 大網白里市大網115番地2		◎	◎	×	直営	婦人相談員がDV相談等、必要に応じて相談や支援を行う。
	ひとり親 支援	こども家庭相談室 (子育て支援課児童家庭班)	電話:0475-70-0328 月～金 9:00～16:00 住所 大網白里市大網115番地2	ひとり親	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談や経済的支援、貸付相談や就労支援を実施。
九十九里町	不登校	教育委員会事務局 学校教育係	電話:0475-70-3191 火・木・金 10:00～15:00 住所:九十九里町片貝4099番地	全住民	○	○	×	直営	学校と連携を取りながら、相談業務を行う。
	発達障害	社会福祉課 社会福祉係	電話:0475-70-3162 月～金 8:30～17:15 (土日祝日を除く) 住所:九十九里町片貝4099番地	全住民	◎	◎	◎	直営	窓口設置でなく、相談者が来た場合に対応している。
	障害相談	社会福祉課 社会福祉係	電話:0475-70-3162 月～金 8:30～17:15 (土日祝日を除く) 住所:九十九里町片貝4099番地	全住民	◎	◎	◎	直営	窓口設置でなく、相談者が来た場合に対応している。
		地域活動支援センター ゆりの木	電話:0475-50-4545 月～土(日、祝日、1/1～1/3を除く) 9:00～17:30 住所:東金市東金1060番地6	三障害(身・知・精)、障害児	◎	◎	◎	委託	精神の病気、障害福祉の相談。
	生活困窮	社会福祉課 社会福祉係	電話:0475-70-3162 月～金 8:30～17:15 (土日祝日を除く) 住所:九十九里町片貝4099番地	全住民	◎	◎	◎	直営	窓口設置でなく、相談者が来た場合に対応している。
	児童虐待	社会福祉課 子育て支援係	電話:0475-70-3164 月～金 8:30～17:15 (土日祝日を除く) 住所:九十九里町片貝4099番地	18歳未満の児童とその保護者	◎	△	△	直営	窓口設置でなく、相談者が来た場合に対応している。
	DV	社会福祉課 子育て支援係	電話:0475-70-3164 月～金 8:30～17:15 (土日祝日を除く) 住所:九十九里町片貝4099番地	パートナーからの暴力等に悩む人	◎	△	×	直営	窓口設置でなく、相談者が来た場合に対応している。

市町村の相談・支援窓口（山武地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
芝山町	不登校	教育委員会教育課 学校教育係	電話:0479-77-1861 月～金8:30～17:15 住所:山武郡芝山町小池973 芝山町教育委員会 (メール)gakukyo@town.shibayama.lg.jp	小中学生とその保護者	◎	◎	△	直営	不登校に限らず学校教育に関する相談を随時受け付けている。
	発達障害	福祉保健課 福祉係	電話:0479-77-3914 月～金8:30～17:15 住所:山武郡芝山町小池992 (メール)fukushi@town.shibayama.lg.jp	発達障害者(児)との家族、関係者	◎	◎	△	直営	相談を受け付けている。必要に応じて専門機関との連携。
		福祉保健課 保健衛生係	電話:0479-77-1891 月～金8:30～17:15 住所:山武郡芝山町小池980 (メール)hoken-c@town.shibayama.lg.jp	発達障害児とその家族	◎	◎	△	直営	・保健師や希望により心理士、言語相談員による相談を受け付けている。必要に応じて専門機関の紹介や連携体制をとっている。
	障害相談	福祉保健課 福祉係	電話:0479-77-3914 月～金8:30～17:15 住所:山武郡芝山町小池992 (メール)fukushi@town.shibayama.lg.jp	障害福祉サービスの利用を希望される方	◎	◎	△	直営	障害をもつ方の相談を受け付け、相談者の希望や支援が必要な程度に応じたサービスの提供体制を構築する。
	心の健康	福祉保健課 福祉係	電話:0479-77-3914 月～金8:30～17:15 住所:山武郡芝山町小池992 (メール)fukushi@town.shibayama.lg.jp	心の問題について相談したい方	◎	◎	△	直営	精神保健福祉全般に関する相談を精神保健福祉士が実施。必要により家庭訪問を行う。
	生活困窮	福祉保健課 福祉係	電話:0479-77-3914 月～金8:30～17:15 住所:山武郡芝山町小池992 (メール)fukushi@town.shibayama.lg.jp	生活に困っている方	◎	◎	△	直営	経済的に困っている方、仕事や生活に困っている方への相談支援を行う。専門の支援員が他の機関と連携して解決に向けた支援を行う。
		さんぶ生活相談センター リンクサポート	電話:0475-77-7532 月～金9:00～17:30 住所:山武市津辺171-1	生活に困っている方(生活保護受給者除く)	◎	◎	◎	委託	・経済的に困っている方、仕事や生活に困っている方への相談支援を行う。専門の支援員が他の機関と連携して解決に向けた支援を行う。 ・千葉県委託事業
社会福祉法人 芝山町社会福祉協議会		電話:0479-78-0850 月～金9:00～17:00 住所:山武郡芝山町飯櫃126-1	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	◎	◎		その他	生活福祉資金(福祉資金、教育支援資金)貸付制度 高等学校等就学支援金の支給 千葉県公立高等学校等の奨学のための給付金	
DV・ 児童虐待	福祉保健課 子育て支援係	電話:0479-77-3914 月～金8:30～17:15 住所:山武郡芝山町小池992 (メール)kosodate@town.shibayama.lg.jp	児童虐待は胎児期～18歳 DVIは年齢制限なし	◎	◎	△	直営	DV(男女間の暴力)について、家庭相談員が相談を実施。必要に応じて、関係各課、関係機関との連携し、家庭訪問を行う。	

市町村の相談・支援窓口（山武地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
横芝光町	不登校	横芝光町教育委員会 教育課	電話:0479-84-4116 毎週火・水曜日 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町宮川11907-2 (メール)kyouiku@town.yokoshibahikari.chiba.jp	小学校1年から 中学校3年まで の児童生徒と その保護者	◎	◎	◎	直営	教育指導専門員が教育に関する相談を実施
	若者の 就労関係	産業課 経済班	電話:0479-84-1215 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町宮川11902 (メール)sangyou@town.yokoshibahikari.chiba.jp	全住民	△	△	×	直営	東側玄関口ビルに「求人情報コーナー」を設置し、ハローワークインターネット検索用/パソコンと求人情報を掲出しているため、自由に閲覧可能
		産業課 経済班	電話:0479-84-1215 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町宮川11902 (メール)sangyou@town.yokoshibahikari.chiba.jp	全住民	×	△	×	その他	・ジョブカフェちば・近隣市町と共催でセミナーを開催
	発達障害	健康こども課 健康づくり班	電話:0479-82-3400 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町栗山1076 (メール)kenkoukodomotown.yokoshibahikari.chiba.jp	全住民	◎	○	○	直営	保健師等が随時、相談を実施し、必要に応じて専門機関(医療機関、療育機関、福祉サービス等)を紹介する。また、臨床心理士等による子育て相談(就学前幼児が主)を実施。
		福祉課 障害福祉班	電話:0479-84-1257 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町宮川11902 (メール)fukushi@town.yokoshibahikari.chiba.jp	発達障害者 (児)とその保護者	◎	◎	△	直営	障害者総合支援法、児童福祉法に関する相談窓口(相談支援・障害児通所サービス・地域生活支援事業・自立支援医療等)
	障害相談	福祉課 障害福祉班	電話:0479-84-1257 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町宮川11902 (メール)fukushi@town.yokoshibahikari.chiba.jp	手帳所持者 難病患者等	◎	◎	△	直営	障害者総合支援法に関する相談窓口(相談支援・障害福祉サービス・地域生活支援事業・自立支援医療等)
	心の健康	健康こども課 健康づくり班	電話:0479-82-3400 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町栗山1076 (メール)kenkoukodomotown.yokoshibahikari.chiba.jp メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」 時間指定なし http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/	全住民	◎	○	○	直営	保健師が随時、相談を実施し、必要に応じて専門機関(保健所、医療機関等)を紹介する。また、関係機関と協力し家庭訪問等を実施する。
	生活困窮	福祉課 社会福祉班	電話:0479-84-1257 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町宮川11902 (メール)fukushi@town.yokoshibahikari.chiba.jp	生活困窮者	◎	◎	△	直営	生活保護相談窓口
	児童虐待	健康こども課 こども班	電話:0479-82-3400 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町栗山1076 (メール)kenkoukodomotown.yokoshibahikari.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	△	△	直営	子育ての不安や児童虐待の相談等に対応、必要により家庭訪問を実施
	DV	福祉課 社会福祉班	電話:0479-84-1257 月~金 8:30~17:15 住所:山武郡横芝光町宮川11902 (メール)fukushi@town.yokoshibahikari.chiba.jp	パートナーからの暴力等に悩む人	◎	◎	△	直営	DV等に関する相談
消費生活	消費生活相談室 産業課 経済班	電話:0479-84-1233 火 10:00~16:00 住所:山武郡横芝光町宮川11902	全住民	○	○	×	直営	多重債務や訪問販売など商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどを専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる。	

市町村の相談・支援窓口（長生地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
茂原市	不登校	学校教育課	電話:0475-20-1558 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市道表1 (メール)gakkou@city.mobara.chiba.jp	義務教育児童生徒とその保護者及び学校職員	◎	◎	△	直営	・指導主事が相談等に対応。 ・不登校児童生徒を抱えている学校への相談・支援等の実施。
		適応指導教室 (豊田教室) (学校教育課)	電話:0475-26-3746 火・木・金 9:00～15:00 住所:茂原市長尾148(豊田福祉センター内)	義務教育児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	・指導員が不登校児童生徒の保護者に対する相談等を実施。 ・学校復帰の支援。
		適応指導教室 (五郷教室) (学校教育課)	電話:0475-26-3747 火・木・金 9:00～15:00 住所:茂原市綱島656(五郷福祉センター内)	義務教育児童生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	・指導員が不登校児童生徒の保護者に対する相談等を実施。 ・学校復帰の支援。
発達障害	発達障害	健康相談 (健康管理課 保健センター)	電話:0475-25-1725 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市高師3001 (メール)hoken@city.mobara.chiba.jp	就学前の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	保健師が子供の発達についての心配や子育て不安の相談等を実施。必要に応じ、子育て支援課の子育て相談、ことばの相談や療育機関の相談へつなげる。
		子育て家庭相談室 (子育て支援課)	電話:0475-23-5500・0475-20-1573 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市道表1 (メール)kosodate@city.mobara.chiba.jp	就学前の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	・保健師、家庭相談員 ・保健師が子供の発達についての心配や子育て不安の相談等を実施。当室で実施しているひまわりっこ教室、子育て相談、ことばの相談への案内やつくも幼児教室の発達相談へつなげる。
		障害福祉課	月～金 8:30～17:15 住所:茂原市道表1 電話:0475-20-1666 FAX:0475-20-1610 (メール)syogai@city.mobara.chiba.jp	発達障害について相談したい方	◎	◎	△	直営	発達障害に関する相談については、関係機関の紹介を行う。発達障害児に関しては、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施。
		学校教育課(指導係)	電話:0475-20-1558 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市道表1 (メール)gakkou@city.mobara.chiba.jp	未就学児・義務教育児童生徒とその保護者及び学校職員	◎	◎	◎	直営	・指導主事・指導員が未就学児・義務教育児童生徒の保護者の相談等を実施。 ・幼稚園・保育所・小中学校の教職員への指導・支援。
障害相談	障害福祉課	月～金 8:30～17:15 住所:千葉県茂原市道表1 電話:0475-20-1666 FAX:0475-20-1610 (メール)syogai@city.mobara.chiba.jp	障害福祉サービスを利用したい方	◎	◎	△	直営	障害者等へ必要な情報の提供及び権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談に応じます。また、精神疾患等の精神保健福祉全般に関する相談に応じる。	
心の健康	健康相談 (健康管理課 保健センター)	電話:0475-25-1725 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市高師3001 (メール)hoken@city.mobara.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	保健師が心の健康についての相談等を実施。必要により障害福祉課へつなげる。	
生活困窮	健康相談 (健康管理課 保健センター)	電話:0475-25-1725 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市高師3001 (メール)hoken@city.mobara.chiba.jp	就学前の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	保健師が生活困窮等の相談等を実施。必要により生活保護担当部署へ、年齢によっては子育て支援課へ相談をつなげる。	

市町村の相談・支援窓口（長生地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
茂原市	生活困窮	子育て家庭相談室 (子育て支援課)	電話:0475-23-5500・0475-20-1573 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市道表1 (メール)kosodate@city.mobara.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	保健師、家庭相談員が生活困窮等の相談等を実施。必要により生活保護担当部署や自立相談支援センター(長生ひなた)へ相談をつなげる。
		茂原市自立相談支援センター (社会福祉課)	電話:0475-36-3013 FAX:0475-22-7844 住所 茂原市長尾2694 長生ひなた (メール)hinata.tyousei@lilac.plala.or.jp 月～金 9:00～18:00	生活困窮者:現在経済的に困窮し最低生活を維持することができなくなる(生活保護に至る)恐れのある者	◎	◎	◎	委託	生活困窮者に対して、広く相談を行う相談窓口を設置し、生活困窮者の意志を十分に確認したうえで様々な事業の活用等支援計画を策定し、継続的に支援していく。また、アウトリーチにより、埋もれている生活困窮者を早期に発見し、適切な支援に繋げていく。
	児童虐待	健康相談 (健康管理課 保健センター)	電話:0475-25-1725 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市高師3001 (メール)hoken@city.mobara.chiba.jp	就学前の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	保健師が子育て不安や児童虐待の相談等を実施。必要に応じ、子育て支援課や東上総児童相談所へつなげます。
		子育て家庭相談室 (子育て支援課)	電話:0475-23-5500・0475-20-1573 住所:茂原市道表1 月～金 8:30～17:15 (メール)kosodate@city.mobara.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	保健師、相談員等が子育て不安や児童虐待の相談等を実施。必要により家庭訪問を実施。母子自立支援員等がひとり親家庭の相談支援を実施。
	非行 犯罪被害	茂原市青少年指導センター	電話:0475-22-0080 月～金 9:00～16:30 住所:茂原市千代田町2-8-20 令和5年4月1日から以下の住所に移転 茂原市早野17-1	小学校就学の始期から20歳に達するまでの者とその保護者	◎	◎	△	直営	青少年の非行や悩み全般に対し相談を実施。必要に応じ、適切な支援機関へつなげます。
	DV	健康相談 (健康管理課 保健センター)	電話:0475-25-1725 月～金 8:30～17:15 住所:茂原市高師3001 (メール)hoken@city.mobara.chiba.jp	就学前の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	保健師がDVIに関する相談等を実施し、子育て支援課や東上総児童相談所へつなげます。高齢者虐待は、地域包括支援センターへつなげます。
子育て家庭相談室 (子育て支援課)		電話:0475-23-5500・0475-20-1573 住所:茂原市道表1 月～金 8:30～17:15 (メール)kosodate@city.mobara.chiba.jp	65歳未満	◎	◎	△	直営	・保健師、相談員等がDVIに関する相談等を実施。 関係機関との連携による情報収集やシェルターへの緊急的対応など、被害者の支援を図る。 ・65歳以上は高齢者支援課で対応	
一宮町	不登校	教育課学校教育係	電話:0475-42-4574 平日8:30～17:15 住所:一宮町一宮2461 (メール)gakkou@town.ichinomiya.chiba.jp	小中学校児童生徒及びその保護者	◎	◎	△	直営	不登校についての相談・支援
	若者の 就労関係	福祉健康課福祉係	電話:0475-42-1431 平日8:30～17:15 住所:一宮町一宮2457 (メール)welfare@town.ichinomiya.chiba.jp	障害者	◎	◎	△	直営	障害者の就労に向けての支援に対する相談を実施
	発達障害	福祉健康課福祉係	電話:0475-42-1431 平日8:30～17:15 住所:一宮町一宮2457 (メール)welfare@town.ichinomiya.chiba.jp	障害児	◎	◎	△	直営	発達障害をもっている子の支援をする事業所の紹介等実施

市町村の相談・支援窓口（長生地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
一宮町	障害相談	福祉健康課福祉係	電話:0475-42-1431 平日8:30~17:15 住所:一宮町一宮2457 (メール)welfare@town.ichinomiya.chiba.jp	障害者	◎	◎	△	直営委託	障害者手帳申請受付や障害に関するサービスについての相談を実施
	児童虐待	子育て支援課子育て支援係	電話:0475-42-1415 平日8:30~17:15 住所:一宮町一宮2457 (メール)kodomo@town.ichinomiya.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	児童相談所、長生健康福祉センター、担当部署で連携し対応 随時ケース会議を実施
	DV	子育て支援課子育て支援係	電話:0475-42-1415 平日8:30~17:15 住所:一宮町一宮2457 (メール)kodomo@town.ichinomiya.chiba.jp	住民	◎	◎	△	直営	女性サポートセンター、男女共同参画センター等DV相談窓口の紹介を実施
睦沢町	ひきこもり	福祉課福祉班	電話:0475-44-2504 月~金 8:30~17:15 住所:睦沢町下之郷1650-1 (メール)hukusi@town.mutsuzawa.chiba.jp		◎	◎	△	直営	電話や窓口などで相談があれば対応。 状況によっては保健師等の訪問も検討する。
		教育課学校教育班	電話:0475-44-2509 月~金 8:30~17:15 住所:睦沢町上之郷1654-1 (メール)gakko@town.mutsuzawa.chiba.jp		◎	◎	△	直営	電話や窓口などで相談があれば対応。
	不登校	教育課学校教育班	電話:0475-44-2509 月~金 8:30~17:15 住所:睦沢町上之郷1654-1 (メール)gakko@town.mutsuzawa.chiba.jp		◎	◎	△	直営	電話や窓口などで相談があれば対応。
	発達障害・障害相談	福祉課福祉班	電話:0475-44-2504 月~金 8:30~17:15 住所:睦沢町下之郷1650-1 (メール)syougai@town.mutsuzawa.chiba.jp		◎	◎	△	直営	電話や窓口などで相談があれば対応。 状況によっては保健師等の訪問も検討する。
	心の健康	健康保険課健康推進班	電話:0475-44-2506 月~金 8:30~17:15 住所:睦沢町下之郷1650-1 (メール)kenkou2@town.mutsuzawa.chiba.jp		◎	◎	△	直営	電話や窓口などで相談があれば対応。 状況によっては保健師等の訪問も検討する。
		心の電話相談 (健康保険課健康推進班)	電話:0475-44-0022 週1回 10:00~12:00 13:00~15:00 日程については健康保険課健康推進班へお問い合わせください。 (0475-44-2506)		◎	×	×	直営	週1回、専門相談員による心の電話相談事業を実施
	生活困窮	福祉課福祉班	電話:0475-44-2504 月~金 8:30~17:15 住所:睦沢町下之郷1650-1 (メール)hukusi@town.mutsuzawa.chiba.jp		◎	◎	△	直営	電話や窓口などで相談があれば対応。 状況によっては保健師等の訪問も検討する。
	児童虐待・DV	福祉課子育て推進班	電話:0475-44-2578 月~金 8:30~17:15 住所:睦沢町下之郷1650-1 (メール)kosodate@town.mutsuzawa.chiba.jp		◎	◎	△	直営	電話や窓口、通報などあれば対応。状況によっては保健師等の訪問も検討する。

市町村の相談・支援窓口（長生地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
長生村	ひきこもり	健康推進課健康指導係	電話:0475-32-6800 月～金曜日 8:30～17:15 住所:長生村本郷1-77		◎	◎	◎	直営	
		障がい者基幹相談支援センター (福祉課障がい者支援係)	電話:0475-32-6810 月～金曜日 8:30～17:15 住所:長生村本郷1-77 (メール)syoushien@vill.chosei.lg.jp		◎	◎	◎	直営	電話や窓口での相談。必要により、家庭訪問を実施。
	不登校	子ども教育課	電話:0475-32-0111 月～金 8:30～17:15(土日祝日年末年始を除く) 住所:長生郡長生村本郷1-77 (メール)cho-gakko@vill.chosei.lg.jp	小・中学生	◎	◎	×	直営	不登校についての相談。
	発達障害・ 障害相談	障がい者基幹相談支援センター (福祉課障がい者支援係)	電話:0475-32-6810 月～金曜日 8:30～17:15 住所:長生村本郷1-77 (メール)syoushien@vill.chosei.lg.jp		◎	◎	◎	直営	・発達支援、関係者等への助言。 ・障がいをもつ方々への全般的な相談窓口
	心の健康	健康推進課健康指導係	電話:0475-32-6800 月～金曜日 8:30～17:15 住所:長生村本郷1-77		◎	◎	◎	直営	悩みの相談。必要に応じて家庭訪問の実施や医療機関の紹介を行う。
	生活困窮	福祉課福祉係	電話:0475-32-2112 月～金曜日 8:30～17:15 住所:長生村本郷1-77 (メール)cho-fukushi@vill.chosei.lg.jp	生活困窮者(現に経済的に困窮し、保護を要する者)	◎	◎	△	直営	・生活保護相談窓口。 ・生活保護の実施機関は千葉県。
		長生ひなた (自立相談支援センター)	電話:0475-36-3013 月～金曜日 8:30～17:15 住所:茂原市長尾2694 (メール)hinata.tyousei@ilac.plala.or.jp	生活困窮者(生活保護に至る恐れのある者)	◎	◎	◎	委託	・専門の支援員が生活に困窮する方に対し、必要な支援や相談等に応じる。 ・無料。 ・千葉県委託事業。
	児童虐待	子ども教育課	電話:0475-32-0111 月～金曜日 8:30～17:15 住所:長生村本郷1-77	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	虐待に対しての相談、通報の対応。必要により家庭訪問の実施。
	DV	福祉課福祉係	電話:0475-32-2112 月～金曜日 8:30～17:15 住所:長生村本郷1-77 (メール)cho-fukushi@vill.chosei.lg.jp	パートナーからの暴力等に悩む者	◎	◎	△	直営	・DV(配偶者、同居の交際相手からの暴力等)について、担当者が相談に応じる。 ・必要に応じて関係各課、関係機関との連携や緊急一時避難について対応。
		人権相談 (福祉課福祉係)	電話:0475-32-2112 原則毎月第2月曜日(要予約) 10:00～15:00(12:00～13:00は除く) 住所:長生村本郷1-77	人権について相談したい者	◎	◎	×	直営	・法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じる。 ・相談日前日までに予約が必要。

市町村の相談・支援窓口（長生地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
白子町	不登校	教育課学校教育係	電話:0475-33-2144 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5038-1 (メール)kyouiku@town.shirako.lg.jp	小中学校児童生徒及びその保護者	◎	◎	△	直営	不登校の児童生徒及びその保護者の悩みを聞き助言を行う。
	若者の就労関係	商工観光課商工係	電話:0475-33-2117 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)syoukou@town.shirako.lg.jp	就労希望者	○	○	△	直営	雇用に関する相談を受ける。
	発達障害	健康福祉課福祉係	電話:0475-33-2113 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)hoken@town.shirako.lg.jp	発達障がい者とその関係者	◎	◎	△	直営	就労支援、発達支援、関係者等への支援や情報提供を行う。
	障害相談	健康福祉課福祉係	電話:0475-33-2113 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)hoken@town.shirako.lg.jp	手帳保持者	◎	◎	○	直営	障がい福祉サービスを必要とする者に対し、必要な支援と助言を行う。
	心の健康	健康福祉課福祉係	電話:0475-33-2113 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)hoken@town.shirako.lg.jp	手帳保持者	◎	◎	○	直営	精神保健福祉サービスを必要とする者に対し、必要な支援と助言を行う。
		健康福祉課 健幸づくり係	電話:0475-33-2114 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5038-1 (メール)hoken@town.shirako.lg.jp	心の問題について相談したい者	◎	◎	○	直営	心の問題について相談を受ける。
	生活困窮	健康福祉課福祉係	電話:0475-33-2113 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)hoken@town.shirako.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	○	直営	生活に困窮する者に対し、自立を助長するための支援を行う。
	児童虐待	住民課子育て支援係	電話:0475-33-2112 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)jyumin@town.shirako.lg.jp	18歳未満の児童生徒及びその保護者	◎	◎	○	直営	虐待などに関する相談を受ける。
	非行犯罪被害	健康福祉課福祉係	電話:0475-33-2113 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)hoken@town.shirako.lg.jp	非行問題に悩む者及び犯罪からの離脱を目指している者	×	×	×	直営	・犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について支援する。 ・保護司が対応
DV	健康福祉課福祉係	電話:0475-33-2113 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡白子町関5074-2 (メール)hoken@town.shirako.lg.jp	パートナーからの暴力等に悩む者	◎	◎	○	直営	パートナーからの暴力等に悩む者の相談を受ける。	

市町村の相談・支援窓口（長生地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
長柄町	総合相談	教育相談窓口 (教育委員会学校教育課)	電話:0475-35-2437 月～金 9:00～17:00 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)gakkou@town.nagara.lg.jp	就学児童及び 小中学校在籍 の児童生徒と その保護者	◎	◎	△	直営	・教育委員会職員が、就学先や学校生活を送る上での児童・生徒・保護者の不安や悩みについての相談等を実施。
	不登校	学校教育課学校教育係	電話:0475-35-2437 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)gakkou@town.nagara.lg.jp	小中学校児童 生徒及びその 保護者	◎	◎	△	直営	不登校についての相談。
	発達障害	健康福祉課福祉係	電話:0475-35-2414 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)fukushi@town.nagara.lg.jp	発達障がい者 とその関係者	◎	◎	○	直営	相談支援、発達支援、就労支援。 関係者等への助言。
	障害相談	健康福祉課福祉係	電話:0475-35-2414 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)fukushi@town.nagara.lg.jp	手帳保持者	◎	◎	○	直営	障がい福祉サービスを必要とする者に対し、必要な支援と助言を行う。
	心の健康	健康福祉課健康管理係	電話:0475-35-2414 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)hoken@town.nagara.lg.jp		◎	◎	○	直営	心の健康についての相談を行い、電話や窓口で相談を受ける。
	生活困窮	健康福祉課福祉係	電話:0475-35-2414 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)fukushi@town.nagara.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	○	直営	生活に困窮する者に対し、自立を助長するための支援を行う。
	児童虐待	健康福祉課福祉係	電話:0475-35-2414 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)fukushi@town.nagara.lg.jp	18歳未満の児童生徒及びその保護者	◎	◎	○	直営	虐待などに関する相談を受ける。
	DV	健康福祉課福祉係	電話:0475-35-2414 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県長生郡長柄町桜谷712 (メール)fukushi@town.nagara.lg.jp	パートナーからの暴力等に悩む者	◎	◎	○	直営	パートナーからの暴力等に悩む者の相談を受ける。

市町村の相談・支援窓口（長生地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
長南町	不登校	学校教育課 学校教育係	電話:0475-46-3398 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地	小・中学生	◎	◎	○	直営	不登校についての相談。
	ひきこもり	学校教育課 学校教育係	電話:0475-46-3398 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地	小・中学生	◎	◎	○	直営	電話や窓口での相談。
		福祉課 福祉児童係	電話:0475-46-2116 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	○	直営	電話や窓口での相談。
	心の健康	健康保険課 健康管理係	電話:0475-46-3392 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地		△	△	△	直営	心の健康についての相談。
	生活困窮	福祉課 福祉児童係	電話:0475-46-2116 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地		◎	◎	○	直営	生活困窮者への相談・支援
	発達障害・ 障害相談	福祉課 福祉児童係	電話:0475-46-2116 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地		◎	◎	○	直営	電話や窓口での相談。
	DV	福祉課 福祉児童係	電話:0475-46-2116 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地	パートナーからの暴力等に悩む者	◎	◎	○	直営	パートナーからの虐待に対しての相談、通報の対応。
	児童虐待	福祉課 福祉児童係	電話:0475-46-2116 月～金 8:30～17:15 住所:長南町長南2110番地	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	○	直営	虐待に対しての相談、通報の対応。

市町村の相談・支援窓口（夷隅地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)	
					電話	面接	訪問			
勝浦市	不登校	学校教育課	電話:0470-73-6664 受付:月～金 8:30～17:15 住所:勝浦市新官1343-1	小中学校の生徒・児童とその保護者	○	○	×	直営	・学校教育指導員による学校教育に関する相談等を実施 ・電話、面接は8:30～16:00の受付	
	発達障害	学校教育課	電話:0470-73-6664 受付:月～金 8:30～17:15 住所:勝浦市新官1343-1	小中学校の生徒・児童及び就学前の児童の保護者	◎	◎	×	直営	学校生活や就学に関しての相談	
	障害相談	福祉課 障害福祉係	電話:0470-73-6619 受付:月～金 8:30～17:15 住所:勝浦市新官1343-1			◎	◎	◎	直営	障害者の福祉に関する相談
		いすみ地域活動支援センター レインボー	電話:0470-82-2220 受付:月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) 住所:大多喜町上原786			◎	◎	◎	委託	障害者の福祉に関する相談
	生活困窮	福祉課 社会福祉係	電話:0470-73-6621 受付:月～金 8:30～17:15 住所:勝浦市新官1343-1			◎	◎	◎	直営	生活困窮者に対する相談や支援
	児童虐待	福祉課 子育て支援係	電話:0470-73-6618 受付:月～金 8:30～17:15 住所:勝浦市新官1343-1	18歳未満の児童とその保護者		◎	◎	◎	直営	児童の養育相談、虐待に関する相談、支援
	DV	福祉課 子育て支援係	電話:0470-73-6618 受付:月～金 8:30～17:15 住所:勝浦市新官1343-1			◎	◎	◎	直営	DVIに関する相談を実施。 必要に応じて関係の専門機関を紹介。
いすみ市	教育相談専用ダイヤル (学校教育課)	電話:0120-340-874 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1			◎	×	×	直営	就学に関すること、学習に関すること、進路に関すること、問題行動に関すること、学校・家庭生活に関すること、心身の障害に関すること、その他子どもに関することに対する相談を実施。	
	ひきこもり ・ 不登校	家庭児童相談室 (子育て支援課)	電話:0470-62-1919 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1	18歳未満の児童とその保護者		◎	◎	◎	直営	・相談員が保護者等からの相談を受付。 必要に応じ、保健師、学校等関係者、児童相談所、警察、医療機関による個別ケース会議を開催。家庭訪問を行う。 ・要保護児童対象地域協議会でのケース検討は年3回
	若者の 就労関係	教育相談専用ダイヤル (学校教育課・生涯学習課)	電話:0120-340-874 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1			◎	×	×	直営	就学に関すること、学習に関すること、進路に関すること、問題行動に関すること、学校・家庭生活に関すること、心身の障害に関すること、その他子どもに関することに対する相談を実施。

市町村の相談・支援窓口（夷隅地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
いすみ市	発達障害・ 障害相談	教育相談専用ダイヤル (学校教育課)	電話:0120-340-874 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1		◎	×	×	直営	就学に関すること、学習に関すること、進路に関すること、問題行動に関すること、学校・家庭生活に関すること、心身の障害に関すること、その他子どもに関する ことに対する相談を実施。
		福祉課社会・障害福祉 班	電話:0470-62-1117 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1	18歳未満の児 童とその保護 者	○	○	○	直営	発育発達に心配のある子ども、保護者 に対して相談を受けて、必要に応じて サービスの利用を紹介する。
	心の健康	教育相談専用ダイヤル (学校教育課・生涯学習 課)	電話:0120-340-874 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1		◎	×	×	直営	就学に関すること、学習に関すること、進路に関すること、問題行動に関すること、学校・家庭生活に関すること、心身の障害に関すること、その他子どもに関する ことに対する相談を実施。
	生活困窮	教育相談専用ダイヤル (学校教育課・生涯学習 課)	電話:0120-340-874 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1		◎	×	×	直営	就学に関すること、学習に関すること、進路に関すること、問題行動に関すること、学校・家庭生活に関すること、心身の障害に関すること、その他子どもに関する ことに対する相談を実施。
		いすみ市社会福祉協 議会	電話:0470-87-8857 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市岬町東中滝720-1 いすみ市岬ふれあい会館内	生活に困っ ている世帯	◎	◎	○	委託	様々な要因で生活上困難に直面してい る方に対して、地域で安心して生活で けるよう個々に応じた相談支援を実施。
	児童虐待・ 非行 犯罪被害	教育相談専用ダイヤル (学校教育課・生涯学習 課)	電話:0120-340-874 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1		◎	×	×	直営	就学に関すること、学習に関すること、進路に関すること、問題行動に関すること、学校・家庭生活に関すること、心身の障害に関すること、その他子どもに関する ことに対する相談を実施。
		家庭児童相談室 (子育て支援課)	電話:0470-62-1919 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1	18歳未満の児 童とその保護 者	◎	◎	◎	直営	・保護者児童からの相談を相談員が受 付、内容により家庭訪問。保健師、児童 相談所等関係者でケース会議で支援を 検討。 ケース会議(月1回及び緊急時) ・要保護児童対象地域協議会でのケ ース検討は年3回
	DV	教育相談専用ダイヤル (学校教育課・生涯学習 課)	電話:0120-340-874 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1		◎	×	×	直営	就学に関すること、学習に関すること、進路に関すること、問題行動に関すること、学校・家庭生活に関すること、心身の障害に関すること、その他子どもに関する ことに対する相談を実施。
		福祉課社会・障害福祉 班	電話:0470-62-1117 月～金 8:30～17:15 住所:いすみ市大原7400-1	母親・子ども	○	○	○	直営	配偶者及びパートナーから女性への暴 力に対して相談(一時保護等)を随時受 付。
	大多喜町	健康福祉課保健予防 係	電話:0470-82-2168 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 住所:大多喜町大多喜93	未就学	◎	◎	◎	直営	心理士等による発達相談を月1回実施。 また、電話、面接、訪問での相談を実 施。
発達障害		健康福祉課社会福祉 係	電話:0470-82-2168 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 住所:大多喜町大多喜93		◎	◎	◎	直営	手帳取得や各種制度の利用についての 相談等を実施。

市町村の相談・支援窓口（夷隅地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
大多喜町	障害相談	健康福祉課社会福祉係	電話:0470-82-2168 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 住所:大多喜町大多喜93		◎	◎	◎	直営	障がい者手帳の申請の相談、福祉サービス利用についての相談及び各種制度についての利用相談を実施。必要に応じて家庭訪問を行う。
	心の健康	健康福祉課保健予防係	電話:0470-82-2168 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 住所:大多喜町大多喜93		◎	◎	◎	直営	保健師等により電話及び訪問により相談を実施。各相談機関を紹介。
	生活困窮	健康福祉課社会福祉係	電話:0470-82-2168 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 住所:大多喜町大多喜93		◎	◎	◎	直営	生活保護の申請相談等を実施。必要に応じ訪問
	DV	健康福祉課社会福祉係	電話:0470-82-2168 月～金(祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 住所:大多喜町大多喜93		◎	◎	◎	直営	電話及び面接により相談を実施。必要に応じ、各相談機関を紹介し、対応を行う。
御宿町	ひきこもり	教育課	電話:0470-68-2514 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	学校・教育課・保健福祉課の保健師と状況に応じて連携し、状況把握したり随時対応。
		保健福祉課	電話:0470-68-6717 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	学校・教育課・保健福祉課の保健師と状況により連携し、随時対応。
	不登校	教育課	電話:0470-68-2514 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	学校、教育、保健師、家庭教育相談員と状況により連携し、随時対応。
		保健福祉課	電話:0470-68-6717 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	学校、教育、保健師、家庭教育相談員と状況により連携し、随時対応。
	若者の就労関係	地域福祉センター	電話:0470-68-6725 月～金9:00～17:00 住所:御宿町久保1135-1	就労対象年齢	◎	◎	△	委託	心配ごと相談に一旦相談可。一般的にはハローワークに相談をすすめる。
	発達障害	保健福祉課	電話:0470-68-6716 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522		◎	◎	△	直営	窓口として相談可。専門機関につなぐ。(夷隅郡市特別支援教育連携協議会など)

市町村の相談・支援窓口（夷隅地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
御宿町	障害相談	保健福祉課	電話:0470-68-6716 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522		◎	◎	△	直営	窓口として相談可。専門機関につなぐ。
	心の健康	地域福祉センター	電話:0470-68-6725 月～金9:00～17:00 住所:御宿町久保1135-1		◎	◎	△	委託	窓口として相談可。状況により専門機関につなぐ。
		教育課	電話:0470-68-2947(公民館) 火～日9:00～17:00 住所:御宿町久保2200		◎	◎	△	直営	・公民館にて家庭教育相談窓口。相談員につなぐ。 ・家庭教育相談日 ・月3日
	生活困窮	保健福祉課	電話:0470-68-6716 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522		◎	◎	△	直営	窓口として相談可。保健所や、夷隅ひなたと連携
	児童虐待	教育課	電話:0470-68-2514 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	学校、教育、保健師、家庭教育相談員と状況により連携し、随時対応。
		保健福祉課	電話:0470-68-6717 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	学校、教育、保健師、家庭教育相談員と状況により連携し、随時対応。
	非行 犯罪被害	教育課	電話:0470-68-6514 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522		◎	◎	△	直営	学校・教育課・児童相談所・保健福祉課・警察と状況により連携し、随時対応。
		保健福祉課	電話:0470-68-6716 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522		◎	◎	△	直営	学校・教育課・児童相談所・保健福祉課・警察と状況により連携し、随時対応。
	DV	保健福祉課	電話:0470-68-6716 月～金8:30～17:15 住所:御宿町須賀1522		◎	◎	△	直営	教育課・保健福祉課・児童相談所・警察と状況により連携し、随時対応。

市町村の相談・支援窓口（安房地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
館山市	ひきこもり・不登校	家庭児童相談室	電話:0470-22-3133 月～金8:30～17:15 住所:館山市北条1145-1 館山市役所こども課内 (メール)kodomo@city.tateyama.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	○	直営	家庭相談員による相談を実施。必要に応じて、関係機関に引き継ぐ。
	いじめ	いじめ相談室	電話:0120-105-783 月～金(祝日除く):10:00～18:00 FAX:0120-783-817 (メール)tateyama783817@crocus.ocn.ne.jp	館山市内小中学生のいじめに関する児童生徒及び関係者	◎	◎	△	直営	・いじめ問題アドバイザーが相談を実施。必要に応じて、アドバイザーが学校や関係者や関係機関と調整しながら、いじめの解決に当たる。 ・いじめ問題アドバイザーが不在の場合は、留守番電話にメッセージを残してください。 メールやFAXもあります。
	心の健康	家庭教育相談	電話:0470-23-3111 月～金のうち週3日9:00～16:00 住所:館山市北条740-1 (メール)kouminkan@city.tateyama.chiba.jp	18歳未満の児童・生徒とその保護者	◎	◎	×	直営	家庭教育指導員等が市内の子育て家庭を対象に家庭教育の相談等を実施(家庭教育指導員等の勤務日に相談可能)
	DV	社会福祉課 社会福祉係	電話:0470-22-3492 月～金8:30～17:15 住所:館山市北条1145-1 (メール)fukusika@city.tateyama.chiba.jp	DV被害者	◎	◎	△	直営	配偶者からの暴力を受けた被害者及び当該被害者が同伴する家族に対し、緊急避難支援等を行う。
	障害相談	社会福祉課 障害福祉係	電話:0470-22-3492 月～金8:30～17:15 住所:館山市北条1145-1 (メール)fukusika@city.tateyama.chiba.jp	障害児・障害者	◎	◎	△	直営	障害児・障害者の保護者など介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。
	生活困窮	社会福祉課 保護係	電話:0470-22-3491 月～金8:30～17:15 住所:館山市北条1145-1 (メール)fukusika@city.tateyama.chiba.jp	生活困窮者	◎	◎	△	直営	・生活保護相談窓口 ・生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保持し、自立を助長するための支援を実施。
		館山市社会福祉協議会	電話:0470-24-0294 月～金8:30～17:15 住所:館山市北条402(市役所4号館内) (メール)madoguchi@fukushi-tateyama.or.jp	生活困窮者(生活保護受給者は除く)	◎	◎	△	委託	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援
児童虐待	家庭児童相談室	電話:0470-22-3133 月～金8:30～17:15 住所:館山市北条1145-1 館山市役所こども課内 (メール)kodomo@city.tateyama.chiba.jp	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭相談員や子ども家庭支援員による相談や面接を実施する。また、市民や関係機関(園・学校・病院等)からの虐待通告を受理し、必要により家庭訪問等を実施する。	
鴨川市	いじめ・不登校	家庭教育相談室 (生涯学習課)	電話:04-7094-0910 水～金 9:00～16:00 住所:鴨川市天津1092番地7 天津小湊公民館内	18歳未満の児童、生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	・家庭教育指導員が児童、生徒もしくはその保護者からの相談等(無料)を実施。 ・来所相談は要予約
	障害相談	福祉課 障害福祉係	電話:04-7093-7112 住所:鴨川市八色887番地1 月・水～金 8:30～17:15 火 8:30～19:00	障害福祉サービスを利用したい人	◎	◎	◎	直営	障害者総合支援法に基づく相談窓口を実施。
		社会福祉法人 三芳野会 安房地域生活支援センター	電話:0470-36-4888 月～金 9:00～17:00 住所:南房総市谷向166番地2	障害福祉サービスを利用したい人	◎	◎	◎	委託	地域活動支援センターI型として障害者総合支援法に基づく相談業務を委託。

市町村の相談・支援窓口（安房地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
鴨川市	生活困窮	鴨川市 福祉総合相談センター (健康推進課)	電話:04-7093-1200 24時間対応 住所:鴨川市八色887-1	福祉全般について相談したい方及び生活困窮者(生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	直営	就職、学習、住まい、家計、生きづらさなど、暮らしに悩みを抱えた人の状況に合わせ、自立に向け支援します。訪問支援に加え、地域住民や関係機関と連携しながら、複合的な生活課題を抱える人の早期発見に努め、自立支援に繋がります。
		福祉課 生活支援係	電話:04-7093-7112 月・水～金 8:30～17:15 火 8:30～19:00 住所:鴨川市八色887-1	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	・生活保護相談窓口 ・生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保持し、自立を助長するための支援を実施。
	総合相談	家庭児童相談室 (子ども支援課)	電話:04-7093-7113 月～金 9:00～16:00 住所:鴨川市八色887-1	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭相談員が子育て不安等の相談を実施。必要により家庭訪問を実施。市民や関係機関(学校・病院等)からの虐待通告を受け、母子自立支援員等がひとり親家庭の相談や経済的支援、母子家庭への貸付相談や就労支援を実施。
	DV	鴨川市 福祉総合相談センター (健康推進課)	電話:04-7093-1200 24時間対応 住所:鴨川市八色887-1	DV被害者	◎	◎	◎	直営	DV相談窓口は24時間対応しており、情報提供や被害者支援の体制を整えて相談を実施。避難対応や、関係機関への同行支援等の対応。
南房総市	不登校	子ども教育課支援係	電話:0470-46-2966 月～金 8:30～17:15 住所:南房総市岩糸2489番地	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	家庭児童相談員・教育相談担当職員等が不登校の相談等を実施。必要により家庭訪問・関係機関との連絡調整を実施。
	発達障害	子ども教育課支援係	電話:0470-46-2966 月～金 8:30～17:15 住所:南房総市岩糸2489番地	15歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	特別支援教育相談員・就学指導担当職員が、学習の遅れや偏り、発達のこと、就学先や進路、養育上の相談等を実施。必要により家庭訪問を実施。
		社会福祉課 障害福祉係	電話:0470-36-1151 月～金 8:30-17:15 住所:南房総市谷向100番地 (メール)shakai@city.minamiboso.lg.jp	障害児・障害者	◎	◎	△	直営	障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。
		社会福祉法人 三芳野会 安房地域生活支援センター	電話:0470-36-4888 月曜日～金曜日9:00-17:00 住所:南房総市谷向166番地2 (メール)shien@miyoshinokai.or.jp	障害児・障害者	◎	◎	△	委託	障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。
	障害相談	社会福祉課 障害福祉係	電話:0470-36-1151 月～金 8:30-17:15 住所:南房総市谷向100番地 (メール)shakai@city.minamiboso.lg.jp	障害児・障害者	◎	◎	△	直営	障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。
		社会福祉法人 三芳野会 安房地域生活支援センター	電話:0470-36-4888 月曜日～金曜日9:00-17:00 住所:南房総市谷向166番地2 (メール)shien@miyoshinokai.or.jp	障害児・障害者	◎	◎	△	委託	障害児・障害者の保護者などの介護を行う人からの相談に応じ、各種サービスの紹介を行う。

市町村の相談・支援窓口（安房地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
南房総市	生活困窮	南房総市社会福祉協議会	社会福祉協議会 電話:0470-29-3729 月～金 9:00～17:00 住所:南房総市谷向109番地1 (メール)mail@shakyo-minamiboso.or.jp	生活困窮者(生活保護受給者は除く)	◎	◎	◎	委託	・現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方への支援。 ・市内7か所に福祉サポートセンター設置
		社会福祉課保護係	電話:0470-36-1151 月～金 8:30～17:15 住所:南房総市谷向100番地 (メール)hogo@city.minamiboso.lg.jp	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	・生活保護相談窓口 ・生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保持し、自立を助長するための支援を実施。
	児童虐待	子ども教育課支援係	電話:0470-46-2966 月～金 8:30～17:15 住所:南房総市岩糸2489番地	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	◎	直営	保健師や家庭児童相談員等が子育て不安や児童虐待の相談等を実施。必要により家庭訪問・関係機関との連絡調整を実施。
	DV	社会福祉課児童福祉係	電話:0470-36-1153 月～金 8:30～17:15 住所:南房総市谷向100番地 (メール)shakai@city.minamiboso.lg.jp	DV被害者	◎	◎	×	直営	配偶者からの暴力を受けた被害者及び当該被害者が同伴する家族に対し、緊急避難支援等を行う。
鋸南町	ひきこもり不登校発達障害こころの健康	教育委員会教育課	電話:0470-55-2120 住所:鋸南町吉浜516 鋸南町中央公民館内 月～金 8:30～17:00 オアシス対応時間:月に1回 18:00～20:00	年齢制限などなし	◎	◎	◎	直営	・子育てに関する家庭内の問題についてカウンセリングを行う。 ・開催日は、町報に記載。
		保健福祉課	電話:0470-50-1172 fax 0470-55-4148 月～金8:30～17:15	町民(原則)	◎	◎	◎	直営	電話、面接、家庭訪問などで相談に応じる
	若者の就労関係障害相談	保健福祉課	電話:0470-50-1172 fax 0470-55-4148 月～金8:30～17:15	町民(原則)	◎	◎	◎	直営	電話、面接、家庭訪問などで相談に応じる

市町村の相談・支援窓口（君津地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
木更津市	ひきこもり・不登校・発達障害	教育相談教室 (まなび支援センター)	木更津市まなび支援センター相談室 実施日の予約は学校からの申請による 住所:木更津市朝日1-8-17	小・中学校の生徒とその保護者及び担任	×	◎	×	直営	・精神科医や臨床心理士等が不登校等様々な問題を抱えた児童生徒とその保護者・学校関係者を対象にカウンセリングを実施し、正常な学校生活を過ごすことができるよう指導する。 ・年間50日程度実施
		青少年・子育て相談 (まなび支援センター)	0438-25-5000 電話相談:月～金 9:00～16:30 来所相談:同上 要予約 住所:木更津市朝日1-8-17 (メール) mailsoudan@kisarazu.ed.jp	20歳までの青少年とその保護者	◎	◎	×	直営	・社会教育指導員が様々な問題に悩む幼児から青少年を対象に本人やその保護者からの相談を受けとめ支援する。 ・必要があれば適切な支援機関への「つなぎ」を行う。
	妊娠・出産・育児・こどもの発達	きさらづネウボラ (子育て支援課 子育て世代包括支援担当)	電話:0438-23-7244 月～金 8:30～17:15 メール:kosodate@city.kisarazu.lg.jp 住所:木更津市朝日3-10-19 木更津市役所朝日庁舎	妊産婦および未就学児までの子とその保護者	◎	◎	△	直営	保健師・母子保健コーディネーター、保育士、臨床心理士等が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。必要があれば適切な支援機関への「つなぎ」を行います。
	障害相談	青少年・子育て相談 (まなび支援センター)	0438-25-5000 電話相談:月～金 9:00～16:30 来所相談:同上 要予約 住所:木更津市朝日3-10-19 (メール) mailsoudan@kisarazu.ed.jp	20歳までの青少年とその保護者	◎	◎	×	直営	・社会教育指導員が様々な問題に悩む幼児から青少年を対象に本人やその保護者からの相談を受けとめ支援する。 ・必要があれば適切な支援機関への「つなぎ」を行う。
		障がい福祉課 基幹相談支援係 障がい支援係	電話:0438-23-8499 0438-23-8497 月～金 8:30～17:15 住所:木更津市朝日3-10-19 木更津市役所 朝日庁舎 (メール) shofuku@city.kisarazu.lg.jp (FAX) 0438-25-1213	障がい児・障がい者	◎	◎	△	直営	ケースワーカーや相談員による相談の実施。身体・療育・精神障害者保健福祉手帳の申請や障害福祉サービス利用への支援を実施。
	心の健康	教育相談教室 (まなび支援センター)	木更津市まなび支援センター相談室 実施日の予約は学校からの申請による 住所:木更津市朝日1-8-17	小・中学校の生徒とその保護者及び担任	×	◎	×	直営	・精神科医や臨床心理士等が不登校等様々な問題を抱えた児童生徒とその保護者・学校関係者を対象にカウンセリングを実施し、正常な学校生活を過ごすことができるよう指導する。 ・年間50日程度実施
		青少年・子育て相談 (まなび支援センター)	0438-25-5000 電話相談:月～金 9:00～16:30 来所相談:同上 要予約 住所:木更津市朝日1-8-17 (メール) mailsoudan@kisarazu.ed.jp	20歳までの青少年とその保護者	◎	◎	×	直営	・社会教育指導員が様々な問題に悩む幼児から青少年を対象に本人やその保護者からの相談を受けとめ支援する。 ・必要があれば適切な支援機関への「つなぎ」を行う。
		基幹相談支援センター (障がい福祉課 基幹相談支援係)	電話:0438-23-8499 月～金 8:30～17:15 住所:木更津市朝日3-10-19 木更津市役所 朝日庁舎 (メール) shofuku@city.kisarazu.lg.jp (FAX) 0438-25-1213	障がい児・障がい者	◎	◎	△	直営	・社会福祉士、保健師及び精神保健福祉相談員、聴覚障がい者相談員による個別相談を実施。必要に応じ家庭訪問等を行い、関係機関につなげている。 ・精神保健福祉相談員は週3～4日の出勤
	生活困窮	自立支援課	電話:0438-23-6716 (月～金 8:30～17:15) FaX:0438-25-1213 (メール) jiritu@city.kisarazu.lg.jp 住所:木更津市朝日3-10-19 木更津市役所 朝日庁舎	生活困窮者	◎	◎	◎	直営	就労や生活の問題や困り事などについての相談等を実施
	家庭児童相談 児童虐待	子育て支援課 子ども家庭係	電話:0438-23-7249 月～金 8:30～17:15 住所:木更津市朝日3-10-19 木更津市役所 朝日庁舎	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	家庭相談員等が、子育ての不安や児童虐待の相談等を実施。

市町村の相談・支援窓口（君津地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
木更津市	非行 犯罪被害	青少年・子育て相談 (まなび支援センター)	0438-25-5000 電話相談:月～金 9:00～16:30 来所相談:同上 要予約 住所:木更津市朝日1-8-17 (メール)mailsoudan@kisarazu.ed.jp	20歳までの青 少年とその保 護者	◎	◎	×	直営	・社会教育指導員が様々な問題に悩む 幼児から青少年を対象に本人やその保 護者からの相談を受けとめ支援する。 ・必要があれば適切な支援機関への「つ なぎ」を行う。
	DV	子育て支援課 こども家庭係	電話:0438-23-7249 月～金 8:30～17:15 住所:木更津市朝日3-10-19 木更津市役所 朝日庁舎	65歳未満	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員等が、配偶者等 からの暴力被害の相談や支援を実施。
		青少年・子育て相談 (まなび支援センター)	0438-25-5000 電話相談:月～金 9:00～16:30 来所相談:同上 要予約 住所:木更津市朝日1-8-17 (メール)mailsoudan@kisarazu.ed.jp	20歳までの青 少年とその保 護者	◎	◎	×	直営	・社会教育指導員が様々な問題に悩む 幼児から青少年を対象に本人やその保 護者からの相談を受けとめ支援する。 ・必要があれば適切な支援機関への「つ なぎ」を行う。
	ひとり親 家庭	子育て支援課 こども家庭係	電話:0438-23-7249 月～金 8:30～17:15 住所:木更津市朝日3-10-19 木更津市役所 朝日庁舎	20歳未満の子 を扶養している ひとり親及び寡 婦等	◎	◎	×	直営	母子・父子自立支援員等が、ひとり親家 庭の相談や、母子・父子・寡婦福祉資金 の貸付相談や就業支援を実施。
君津市	発達障害	ほほえみ相談 (教育センター)	電話 0439-56-1647 住所 君津市久保2-13-1(君津市役所内) 毎週火曜日(午前)	就学前から高 校生までの子 どもおよびその 保護者	◎	◎	△	直営	就学に関する相談を特別支援学校教諭 により実施。
	心の健康	さわらび相談室 (教育センター)	電話 0439-56-1647 住所 君津市久保2-13-1(君津市役所内) 月1回午後(要申し込み)	幼小中学校に 通っている児 童・生徒および その保護者	×	◎	×	直営	園児・児童・生徒の不登校や情緒障害等 の精神的・心理的な課題を解決するた めに、専門医によりカウンセリングを 実施。
	相談全般	教育センター	電話 0439-56-1618月～金 9:00～16:00 住所 君津市久保2-13-1 (君津市役所内)	幼小中学校に 通っている児 童・生徒および その保護者	◎	◎	△	直営	・教育相談全般を実施 ・相談内容によっては高校生も対象に含 む
		こども家庭相談室 (健康こども部こども政 策課)	電話 0439-56-1616 月～金 8:30～17:15 住所 君津市久保2-13-1(君津市役所内)	0歳～18歳	◎	◎	△	直営	子育て相談、子育て支援に関する情報 提供、児童虐待の相談通告窓口、関係 機関との連絡調整を実施。
	妊娠・出 産・育児・ 子どもの 発達	君津市子育て世代包括 支援センター すこやか 親子サポート『つみき』 (健康こども部健康づく り課すこやか親子係)	電話:0439-57-2233 月～金 8:30～17:15 住所 君津市久保3-1-1 (君津市保健福祉センター1階)	妊産婦および 未就学児まで の子とその保 護者	◎	◎	○	直営	妊娠期から子育て期にわたり、保健師、 助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生 士、臨床心理士等の専門職が相談に応 じ、関係機関と連携して支援する。
	生活困窮	生活自立支援センター きみつ (福祉部厚生課)	電話 0439-56-1245 月～金 8:30～17:15 住所 君津市久保2-13-1(君津市役所内)	生活困窮者 経済的に困窮 し、最低限度の 生活を維持す ることができな くなるおそれ のある方	◎	◎	◎	委託	相談内容:生活全般の相談、就労支援 対応者職種:相談支援員、就労支援員

市町村の相談・支援窓口（君津地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
富津市	ひきこもり	富津市基幹相談支援センター (健康福祉部福祉の窓口課)	電話:0439-66-1750 住所①富津市佐貫255 佐貫ビル202号 住所②富津市下飯野2443(富津市役所内相談室) 月～金 上記住所①9:00～17:00 上記住所②8:30～17:15 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) (緊急時・やむを得ない場合には時間外でもご連絡ください) (メール)houkiboshi@hakukou-kai.or.jp	障がいをお持ちの方やその保護者	◎	◎	◎	委託	在宅生活をしている、又は、在宅生活を希望する障がい者の福祉に関する様々な相談を受け、関係機関との連絡調整やサービスに関する調整を行う。
	不登校	教育センター	電話:0439-80-1346 月～金 9:00～16:00 住所:293-8506 富津市下飯野2443番地 市役所5階	小中学校の児童生徒とその保護者	◎	◎	△	直営	教育センター職員が、児童生徒・保護者の学校生活上の悩みや問題行動解決のため、教育相談を行う。
		富津市基幹相談支援センター (健康福祉部福祉の窓口課)	電話:0439-66-1750 住所①富津市佐貫255 佐貫ビル202号 住所②富津市下飯野2443(富津市役所内相談室) 月～金 上記住所①9:00～17:00 上記住所②8:30～17:15 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) (緊急時・やむを得ない場合には時間外でもご連絡ください) (メール)houkiboshi@hakukou-kai.or.jp	障がいをお持ちの方やその保護者	◎	◎	◎	委託	在宅生活をしている、又は、在宅生活を希望する障がい者の福祉に関する様々な相談を受け、関係機関との連絡調整やサービスに関する調整を行う。
	若者の就労関係	富津市基幹相談支援センター (健康福祉部福祉の窓口課)	電話:0439-66-1750 住所①富津市佐貫255 佐貫ビル202号 住所②富津市下飯野2443(富津市役所内相談室) 月～金 上記住所①9:00～17:00 上記住所②8:30～17:15 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) (緊急時・やむを得ない場合には時間外でもご連絡ください) (メール)houkiboshi@hakukou-kai.or.jp	障がいをお持ちの方やその保護者	◎	◎	◎	委託	在宅生活をしている、又は、在宅生活を希望する障がい者の福祉に関する様々な相談を受け、関係機関との連絡調整やサービスに関する調整を行う。
	発達障害	富津市基幹相談支援センター (健康福祉部福祉の窓口課)	電話:0439-66-1750 住所①富津市佐貫255 佐貫ビル202号 住所②富津市下飯野2443(富津市役所内相談室) 月～金 上記住所①9:00～17:00 上記住所②8:30～17:15 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) (緊急時・やむを得ない場合には時間外でもご連絡ください) (メール)houkiboshi@hakukou-kai.or.jp	市内に住所を有する方やその保護者	◎	◎	◎	委託	在宅生活をしている、又は、在宅生活を希望する障がい者の福祉に関する様々な相談を受け、関係機関との連絡調整やサービスに関する調整を行う。
		地域療育支援室/パンダ (健康福祉部福祉の窓口課)	電話:0439-80-1260 毎週月曜日・木曜日・金曜日9:00～16:30 住所:富津市下飯野2443 (メール)mb038@city.futtsu.chiba.jp	市内に住所を有する児童やその保護者	△	◎	×	委託	子どもの発達障害に関する相談や必要に応じて言語訓練や心理療法を実施。
	障害相談	健康福祉部福祉の窓口課	電話:0439-80-1260 各公民館等(富津公民館・中央公民館・市民会館)で月に一箇所、第二木曜日に一回/一時間。 富津市役所相談室でも第三木曜日に実施。 ※利用予約の連絡は市役所開庁日のおとり(利用希望者は前日までにご連絡ください)	障がいに関することについて	×	◎	×	直営	身体・知的・精神・難病・その他、障がいに関することであればなんでも、地域にいる専門職者が対応者となり、相談室を開催。
	生活困窮	くらしと仕事の相談支援センター (健康福祉部社会福祉課生活福祉係)	電話:0439-32-1520 080-5877-9611 月～金 8:30～17:15 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) 富津市下飯野2443番地 市役所1階	生活困窮者 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方	◎	◎	◎	委託	相談内容:生活全般の相談、就労支援、家計改善支援 対応者職種:相談支援員、就労支援員
	児童虐待	健康福祉部福祉の窓口課	電話:0439-80-1221 時間9:00～16:30 児童家庭相談 毎週水・金 母子・父子自立支援相談 毎週月・木	18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	△	直営	家庭相談員や母子・父子自立支援員等が子育ての不安や家庭相談等を実施。必要により家庭訪問を実施。

市町村の相談・支援窓口（君津地区）

「対応方法」欄の記号 ◎:常時実施している ○:実施しているが不定期 △:実施することもある ×:実施していない

市町村名	相談項目	対応窓口名称 (担当部署)	連絡先(電話・住所)・対応時間	対象 年齢制限等	対応方法			運営 方式	特色 (対応者職種等)
					電話	面接	訪問		
富津市	DV	健康福祉部福祉の窓口課	電話:0439-80-1221 時間9:00~16:30 児童家庭相談 毎週水・金 母子・父子自立支援相談 毎週月・木	どなたでも	◎	◎	△	直営	家庭相談員や母子・父子自立支援員等がDV相談や家庭相談等を実施。母子自立支援員がひとり親家庭の相談や貸付相談を実施。
袖ヶ浦市	不登校	総合教育センター (総合教育センター)	電話:0438-63-3717 月～金 9:00~16:00 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市蔵波634-1	小中学生とその保護者	◎	◎	○	直営	不登校等に関する電話相談及び来所相談活動を実施。
	障害相談	障害者相談支援事業所「えがお袖ヶ浦」 (障がい者支援課)	電話:0438-62-3334 月～金 9:00~17:00 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市坂戸市場1-1 袖ヶ浦市役所北庁舎1階	障がいをお持ちの方やその家族	◎	◎	×	委託	障害者総合支援法に基づく障がい相談全般
		基幹相談支援センター「えがお袖ヶ浦」 (障がい者支援課)	電話:0438-62-3334 月～金 9:00~17:00 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市坂戸市場1-1 袖ヶ浦市役所北庁舎1階	障がいをお持ちの方やその家族	◎	◎	△	委託	地域における相談支援の中核的な役割を担う相談窓口として、社会福祉士などの専門的な職員を配置し、相談や支援を実施。
	精神障害相談	ケアセンターさつき (障がい者支援課)	電話:0438-60-1501 月～土 9:00~18:00 (日曜日・祝祭日・年末年始を除く) 住所:袖ヶ浦市長浦駅前4-2-1	市内に居住地を有する精神障がいのある方等	◎	◎	×	委託	障害者総合支援法に基づく障がい相談
	発達障害	児童サービスセンター (障がい者支援課)	障がい者支援課にご連絡ください 電話:0438-62-3187 月～金 8:30~17:15 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く)	市内に居住地を有する在宅障がい児及びその家族	◎	◎	×	委託	子どもの発達障害に関する相談や必要に応じて言語訓練や心理療法を実施。
	生活困窮	生活保護・生活困窮者自立相談支援室 (地域福祉課)	電話:0438-62-2111 月～金 8:30~17:15 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市坂戸市場1-1 袖ヶ浦市役所1階	生活困窮者、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある方	◎	◎	○	直営	生活に困窮する方、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある方の相談、支援
	児童虐待	子育て世代総合サポートセンター (子育て支援課)	子育て支援課 電話:0438-62-3220 月～金 8:30~17:15 家庭児童相談室 電話:0438-62-2111 月～金 9:00~16:00 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市坂戸市場1-1	児童とその家族等	◎	◎	○	直営	社会福祉士や家庭児童相談員等が子育ての不安や児童虐待の相談、支援等を実施
	DV	子育て世代総合サポートセンター (子育て支援課)	子育て支援課 電話:0438-62-3220 月～金 8:30~17:15 家庭児童相談室 電話:0438-62-2111 月～金 9:00~16:00 母子父子自立支援相談 電話:0438-62-2111 月、火、木 9:00~16:00 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市坂戸市場1-1	DV被害者等	◎	◎	○	直営	社会福祉士や母子父子自立支援相談員等が配偶者等からの暴力被害相談や支援等を実施
	妊娠・出産・育児相談	子育て世代総合サポートセンター (子育て支援課) (健康推進課)	電話:0438-62-3220 月～金 8:30~17:15 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市坂戸市場1-1	妊婦及び18歳未満の児童とその保護者	◎	◎	○	直営	社会福祉士や保健師・助産師等が妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの子育て等に関する相談や支援等を実施

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称（運営主体）	相談・支援内容	対象年齢制限等障害児（者）の受入	開所日	連絡先（電話・住所等）・対応時間	その他特記事項（費用の有無等）
千葉市	不登校	教育センター（教育委員会）	①ライトポート（教育支援センター） ②教育センター内中学校グループ活動を実施 ③教育センター内小学校グループ活動を実施 ※指導員が学習指導やグループ活動を実施	千葉市立小中学校在籍児童生徒。	①月～金 9:30～15:00 水12:00まで 小学生専用教室は木は閉級 ②火・水・金 10:00～15:00 ③火・木 火 9:30～11:30 木 9:30～11:30、 13:30～15:30	電話 043-255-3702 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 住所：千葉市稲毛区轟町3-7-9	通級にかかる費用は無料。 ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
	学習支援	保護課	経済的に生活にお困りの世帯に属する、中学2年生及び3年生のお子さんを対象に、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援及び生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支援を実施。 実施場所は、各区保健福祉センター社会福祉協議会 会議室等。 学習科目は5教科（国語、数学、英語、理科、社会）。 参加する保健福祉センターについては、学区外でも可能。但し、事業に参加する際の交通費については、自己負担。（生活保護受給者については、交通費が生活保護費として支給になる場合がある。）	中学2年生及び3年生	①中央区・花見川区の一部・若葉区の一部・緑区・美浜区（火・金） 花見川区の一部・稲毛区・若葉区の一部（月・木） 18:00～20:00 ②中央区（土） 18:00～20:00 ③稲毛区（土） 15:00～17:00	※申込みは直接受託業者へ。受託業者の連絡先については、下記の保護課までお問い合わせください。 ※お問い合わせ先 【保健福祉局保護課 自立支援班】 電話：043-245-5188 FAX：043-245-5541 月～金 8:30～17:30 （祝日、年末年始を除く） （メール）hogo.HW@city.chiba.lg.jp	参加費無料。
市原市	不登校	適応指導教室フレンド市原（教育委員会）	・心理的なさまざまな要因により、不登校状態が長期化している児童・生徒への積極的な援助を行う。 ・面接相談 ・学習活動 ・スポーツ活動 ・体験活動（農業等） ・校外学習 等	市内公立小中学校在籍の児童・生徒（小1～中3）	火・水・木・金 10:00～14:30	・相談専用電話0436-41-2825 ・月～金9:00～16:00（祝日・年末年始除く） ・住所：市原市八幡20番地 ・フレンド市原（八幡、姉崎、鶴舞の3教室） ・入級については要教育相談	・費用は無料 ・行事参加費及び教材費は徴収
	学習支援	子どもの学習・生活支援事業（いちはら生活相談サポートセンター）	生活保護世帯及び生活困窮世帯（就学援助 準要保護）の子どもたちを対象に、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的に、学力向上のための学習支援や居場所の提供などを通じて高等学校等への進学を支援。市内4教室（市原・菊間・五井・姉崎）にて実施。	市内中学校在籍の中学校1～3年生	週2回/2時間 曜日は教室により異なる	いちはら生活相談サポートセンター 電話：0436-37-3400 住所：市原市東国分寺台3丁目10番地15 対応時間：8:15～17:30 ※年度途中での受講生募集を行っていない場合があります。	無料

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称（運営主体）	相談・支援内容	対象年齢制限等障害児（者）の受入	開所日	連絡先（電話・住所等）・対応時間	その他特記事項（費用の有無等）
市川市	不登校	適応指導教室 ふれんどルーム市川 (教育委員会)	心理的な要因等で不登校の状態になっている児童生徒に対して、小集団での活動を通じて、自己肯定感を高め集団生活への適応力を育む等、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行う。	市内小中学校 在籍の小学4 年生から中学 3年生	月～金 9:15～14:15	電話:047-320-3336 火～金 8:40～17:25 住所: 千葉県市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階	通級にかかる費用は無料。 ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
		訪問員派遣(教育委員会)	不登校の児童生徒の家庭に訪問員(大学院生)を派遣し、訪問員との交流を通して児童生徒の情緒の安定と自信の回復を図る。	市内小中学校 在籍の児童生徒	不定期(月1回 程度訪問)	電話:047-320-3336 火～金 8:40～17:25 住所: 千葉県市川市鬼高1-1-4 市川市生涯学習センター3階	保護者の要望により、学校長が申請。 ※訪問回数に制限があります。
船橋市	不登校	適応指導教室 「ひまわり」 (教育委員会)	指導主事や指導員が集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善のための相談・指導を行い、社会的自立へ向けての支援を実施。	総合教育センターにおいて、相談を受けている児童生徒のうち、本人及び保護者が希望し、在籍校の校長が認められた者。	月～金 10:00～15:00	電話:047-425-1277 月～金 9:00～17:00 住所: 船橋市宮本6-33-1 峰台小学校内	無料
	生活困窮	生活困窮世帯等学習支援事業 (地域福祉課)	次世代への貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等の中学生に学習支援及び居場所となる場を提供し、高等学校等進学に向けた支援を行う。 また、高等学校等中退防止のための取り組みとして、学習支援事業に参加し高等学校等に進学した生徒を対象に、通学や家庭の悩み事相談及び学習の場を提供する。	中学1年生～3年生 ※高等学校等中退防止の取り組みについては、学習支援事業に参加し高等学校等に進学した生徒	週2日	電話:047-436-2314 住所:船橋市湊町2-10-18(地域福祉課) 月～金9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)	無料
	学習支援	ひとり親家庭高校生キャリア支援事業 「Bridge」 (児童家庭課)	児童扶養手当受給の高校生世代を対象にした学習支援教室を開催。 また、基本的な生活・学習習慣の定着・意欲向上を目指した各種セミナーを実施。	児童扶養手当受給世帯または同等の所得水準の高校生世代(概ね高校1年生～3年生に相当する世代)	市内2カ所の公共施設で週2回(会場により開催日が異なる)	電話:047-436-3316 住所:船橋市湊町2-10-25 児童家庭課 月～金9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)	無料
習志野市	不登校	適応指導教室 「フレンドあいあい」 (教育委員会)	指導主事や指導員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。週に1回、市の体育館で体育活動を実施。 年に1回校外学習と自然体験学習を計画。児童生徒の状況により、調理実習・英語活動・書道教室・パソコン学習・栽培活動・創作活動等も計画・実施。	義務教育年齢の不登校児童生徒 小1～3までの児童に関して保護者が総合教育センターの個別相談を継続的に受けることを条件とする。	月～金 9:00～15:00 体育活動の日 9:00～12:00	電話:047-471-1236 月～金(体育活動日以外) 9:00～15:00 電話:047-475-8341 体育活動日 9:00～12:00 住所: 習志野市東習志野3-4-1 (習志野市立東習志野こども園内2階)	通級にかかる費用は無料。 ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
	学習支援・生活支援	子どもの学習・生活支援事業 (生活相談課)	生活保護受給世帯及び準要保護世帯に対して学習支援と子ども及び保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等を実施。	中学1年生から高校3年生まで	中学生:火・金 高校生:水 18:00～20:00	電話:047-453-2090 相談時間:月～金 9:00～17:00 住所:習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼ビル 6階 (メール) lifeup@jigyoudan.com	通所にかかる費用は無料。

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称（運営主体）	相談・支援内容	対象年齢制限等障害児（者）の受入	開所日	連絡先（電話・住所等）・対応時間	その他特記事項（費用の有無等）
八千代市	不登校	適応支援センター「フレンド八千代」（教育委員会）	指導主事や相談員が本人の状態に合わせて、学習支援やグループ活動を実施。カウンセラーによる相談活動・カウンセリングを実施。児童・生徒の状況により、スポーツやレクリエーション、花などの栽培活動や創作活動等の体験活動も計画・実施。	義務教育年齢の不登校児童・生徒	月～金 9時～17時	電話：047-486-1019 住所：八千代市八千代台北8-9-12 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始除く	通所にかかる費用は無料。
	学習支援	福祉総合相談室（健康福祉課）	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援、居場所の提供や進路相談等を行う学習支援事業を実施。	小学4年生から高校3年生まで	週2回	電話：047-421-6732 住所：八千代市大和田新田312-5 対応時間：月～金8:30～17:00 祝日・年末年始除く	無料
浦安市	不登校	いちょう学級学習支援（指導課教育研究センター）	心理的・情緒的・その他の要因によって、不登校及び不登校傾向になった児童生徒に対し、個々に応じた指導・援助を実施。小集団での活動を通して、人間関係の改善と自立心の確立、情緒の安定を図り、学校復帰等を支援。	浦安市内に在住する小中学校の不登校児童生徒	月～金（祝日除く） 9:30～15:00（水は14:00）	【いちょう学級猫実】 電話：047-351-1151 住所：浦安市猫実2-1-1 対応時間： 月～金 9:30～15:00（水は14:00） 【いちょう学級入船】 電話：047-711-2336 住所：浦安市入船5-45-1 対応時間： 月～金 9:30～15:00（水は14:00）	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
	ニート・ひきこもり・不登校など	青少年発達サポートセンター（障がい事業課）	社会性の向上を目指す療育支援、こども・者・家族のニーズに応じた交流事業、学校生活・社会生活・就労等に関する総合的な相談支援などを行う。	発達障がいまたはその疑いのある学齢期～概ね25歳までの方とその家族	月～土 9:00～19:00	電話・ファックス： 047-316-1159 月～土 9:00～19:00 住所：〒279-0012 浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内	無料
	発達障がい者等地域活動支援センター（障がい事業課）	日中活動プログラムを通じた創作的活動及び生産活動の機会の提供、フリースペースの提供、発達障がいに関する各種相談支援を行う。	15歳以上で発達障がい等のある方、家族	火～土 9:00～17:00	電話：047-390-7700 住所：〒279-0042 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設（東野パティオ）通所棟3F 対応時間：火～土 9:00～17:00	無料	
	学習支援	総合相談窓口（社会福祉課）	生活保護受給世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯の子ども等に対して学習支援を実施。（業務委託）	小学4年生から高校3年生まで	火・水・金 17:00～20:00	電話：047-712-6856 相談時間： 月～金 9:00～17:00 住所：浦安市猫実1-1-1（メール） shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp	無料

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
松戸市	不登校	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」(児童生徒課)	将来的な社会的自立への支援。本人の状態に合わせて、個別支援、学習支援、グループ活動、体験学習を実施する。	市内在住の小学校4年生～中学校3年生	小学部:火・木・金 中学部:月～金(祝日、県民の日は休み) 9:00～14:05	問合せ先:047-366-7461(児童生徒課) 住所:松戸市古ヶ崎1-3073 松戸市立第一中学校・みらい分校隣接	行事参加費等の実費については、保護者負担。
		ほっとステーション(児童生徒課)	個別のニーズに応じた支援や活動(ほっとステーションへの通室、家庭訪問、学校訪問等)	市内在住の小中学生	火～木曜日 9:30～14:30	問合せ先:047-366-7461(児童生徒課) 【常盤平分室】 住所:松戸市常盤平7-1 常盤平第一小学校第3校舎 【古ヶ崎分室】 住所:松戸市古ヶ崎1-3073 松戸市立第一中学校・みらい分校隣接	行事参加費等の実費については、保護者負担。
	生活困窮	子どもの学習支援事業(生活支援一課・子育て支援課)	生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯等の児童・生徒に対して、学習支援・居場所の提供・必要に応じたカウンセリングを行う。	・小学5・6年生 中学1～3年生 ・高校生は、松戸地区で学習支援のみ実施	居場所 ・新松戸地区 月～木 16:00～19:00 ・常盤平地区 月・水・木 15:30～19:30 土・日 13:00～18:00 ・六実地区 月・水・木 16:00～20:00 金 16:30～20:30 土 10:00～14:00 ・小金原地区 水 16:00～20:00 土 10:00～14:00 ・東部地区 木・金 15:30～18:30	松戸市自立相談支援センター(就学援助受給世帯の窓口) 電話:047-366-0077 平日9:00～17:00 子育て支援課(児童扶養手当受給世帯の窓口) 電話:047-366-7347	
	子ども居場所	常盤平児童福祉館(子どもわかもの課)	子どもの遊びの拠点、子どもの居場所	0歳から18歳未満の児童・生徒 未就学児は保護者同伴	常盤平児童福祉館 火・木・金・日 9:30～17:00 水・土 9:30～19:00	電話 047-387-3320 住所 松戸市常盤平西窪町12	予約なし 無料
		野菊野こども館(子どもわかもの課)	子どもの遊びの拠点、子どもの居場所	0歳から18歳未満の児童・生徒 未就学児は保護者同伴	火・木・日 13:00～18:00 水・金 10:00～18:00 土 10:00～20:00	電話 047-331-1144 住所 松戸市野菊野6	予約なし 無料
		根木内こども館(子どもわかもの課)	子どもの遊びの拠点、子どもの居場所	0歳から18歳未満の児童・生徒 未就学児は保護者同伴	火～金 15:30～17:00 土・日・長期休み 14:00～17:00	電話 047-315-2985 住所 松戸市根木内145	予約なし 無料

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
松戸市	子ども居場所	六実こども館 (子どもわかもの課)	子どもの遊びの拠点、子どもの居場所	0歳から18歳 未満の児童・生徒 未就学児は保護者同伴	月・水 14:30～17:00 土・日・祝・長期休み 10:30～17:00	電話 080-3507-3538 住所 松戸市六高台3-71	予約なし 無料
		樋野口こども館 (子どもわかもの課)	子どもの遊びの拠点、子どもの居場所	0歳から18歳 未満の児童・生徒 未就学児は保護者同伴	月・水 15:00～19:30 土・日・祝・長期休み 10:30～17:30	電話 047-393-8415 住所 松戸市樋野口543	予約なし 無料
	松戸市青少年プラザ	中高生世代(在勤も含む)の居場所の提供	中高生世代 (在勤も含む)	第3月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始を除く毎日 9:30～20:30	住所:松戸市東松戸2-14-1 東松戸複合施設2階 電話:047-703-0620 担当課:子どもわかもの課 電話:047-366-7464	予約なし 無料	
	中高生の居場所(松戸地区) (子どもわかもの課)	中高生世代(在勤も含む)の居場所の提供	中高生世代 (在勤も含む)	金 17:00～20:00 土・日 11:00～18:30	Popcorn Matsudo 会場:松戸市文化ホール講座室 住所:松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング4階 電話:090-9397-4830 担当課:子どもわかもの課 電話:047-366-7464	予約なし 無料	
	中高生の居場所(新松戸地区) (子どもわかもの課)	中高生世代(在勤も含む)の居場所の提供	中高生世代 (在勤も含む)	毎週金曜 15:30～20:30	ユーススペース 会場:青少年会館 住所:松戸市新松戸南2-2 電話:047-344-0544 担当課:子どもわかもの課 電話:047-366-7464	予約なし 無料	
	中高生の居場所(五香六実地区) (子どもわかもの課)	中高生世代(在勤も含む)の居場所の提供	中高生世代 (在勤も含む)	月・金 15:00～20:00 土・日・祝 13:00～20:00	アティーズ元山 住所:松戸市五香南1-5-1 新京成電鉄元山駅ビル内 電話:080-2560-5134 担当課:子どもわかもの課 電話:047-366-7464	予約なし 無料	
	中高生の居場所(八柱地区) (子どもわかもの課)	中高生世代(在勤も含む)の居場所の提供	中高生世代 (在勤も含む)	火・木 15:00～20:00 土・日・祝 13:00～20:00	アティーズ八柱 住所:松戸市日暮1-1-1 新京成電鉄八柱駅ビル内 電話:080-4614-1192 担当課:子どもわかもの課 電話:047-366-7464	予約なし 無料	
野田市	不登校	適応指導学級(教育委員会)	教科指導員が個別に学習支援を実施。保護者の会やデイキャンプ等実施、ひばり教育相談の相談員による相談も定期的実施。 ※感染症対応のため、支援内容の変更有。	市内小学校(小4以上)中学校の不登校児童生徒	小学部 月・水・金 10:00～11:30 中学部 月～金 9:00～15:30 土曜授業日 9:00～11:50	電話:04-7125-8088 月～金9:00～16:00 住所:野田市柳沢53 青少年センター内	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
柏市	不登校	教育支援センター きぼうの園 (教育委員会)	元教員が本人の状態に合わせて、学習指導や相談活動を実施。校外学習やキャンプも実施しており、スポーツ交流活動も実施している。また、電話相談、来所相談も実施。	市内小中学校に通う義務教育年齢の不登校児童生徒	月～金 9:15～15:45	電話:04-7133-9400 月～金9:15～15:45 住所:柏市十余二313-92	通級にかかる費用は無料。
	不登校・ひきこもり	豊四季台学習相談室 (教育委員会)	学校に行けない児童生徒の家に家庭訪問し、学習指導や相談活動を実施。保護者の相談にも対応。通室児童生徒にも学習指導や相談活動を、本人の状態に合わせて実施している。校外学習やキャンプも実施しており、スポーツ交流活動も実施している。また、電話相談、来所相談も実施。	市内小中学校に通う義務教育年齢の不登校児童生徒	月～金 9:15～15:45	電話:04-7143-7724 月～金9:15～15:45 住所:柏市豊四季台4-2-1	通室にかかる費用は無料。
		増尾台学習相談室 (教育委員会)	学校に行けない児童生徒の家に家庭訪問し、学習指導や相談活動を実施。保護者の相談にも対応。通室児童生徒にも学習指導や相談活動を、本人の状態に合わせて実施している。校外学習やキャンプも実施しており、スポーツ交流活動も実施している。また、電話相談、来所相談も実施。	市内小中学校に通う義務教育年齢の不登校児童生徒	月～金 9:15～15:45	電話:04-7175-7755 月～金9:15～15:45 住所:柏市増尾台3-5-9	通室にかかる費用は無料。
		大津ヶ丘学習相談室 (教育委員会)	学校に行けない児童生徒の家に家庭訪問し、学習指導や相談活動を実施。保護者の相談にも対応。通室児童生徒にも学習指導や相談活動を、本人の状態に合わせて実施している。校外学習やキャンプも実施しており、スポーツ交流活動も実施している。また、電話相談、来所相談も実施。	市内小中学校に通う義務教育年齢の不登校児童生徒	月～金 9:15～15:45	電話:04-7191-3366 月～金9:15～15:45 住所:柏市大津ヶ丘4-8	通室にかかる費用は無料。
	生活困窮	柏市学習支援事業 (こども福祉課)	ひとり親世帯や生活保護世帯などの生活困窮世帯の小学生に対して、生活・学習支援と居場所の提供を行う。	児童扶養手当、生活保護等の受給世帯の小学4年生から中学2年生	週1日 (市内11会場) 火水木金 15:30～19:00 夏休み期間 12:30～16:00 土 12:00～15:30	電話:04-7167-1595 月～金8:30～17:15 住所:柏市柏5-10-1	参加費用は無料。
		柏市学習支援事業 (生活支援課)	生活困窮世帯やひとり親世帯などの中学3年生・高校生(中退者含む)に対して、生活・学習支援を行う。	生活保護世帯及び就学援助等受給世帯	週1日 (中学3年生は任意の3か月間週2日)	電話:04-7167-1138 月～金8:30～17:15 住所:柏市柏5-10-1	参加費用は無料。

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称（運営主体）	相談・支援内容	対象年齢制限等障害児（者）の受入	開所日	連絡先（電話・住所等）・対応時間	その他特記事項（費用の有無等）
流山市	不登校	教育支援センター「フレンズステーションエルズ」（教育委員会）	指導員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。校外学習・栽培活動・調理実習などの体験活動も実施している。	市内小中学生	月火木金 9:00～15:00 水 9:00～12:00	電話：04-7150-8388 月～金9:00～16:30 住所：流山市中110 流山市生涯学習センター 流山エルズ内	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
		教育支援センター「フレンズステーションしんかわ」（教育委員会）	指導員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。校外学習・栽培活動・調理実習などの体験活動も実施している。	市内小中学生	月火木金 9:00～15:00 水 9:00～12:00	電話：04-7150-8388 ：04-7153-1885（直通） 月～金9:00～16:30 住所：流山市中野久木339 新川小学校内	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
我孫子市	むぎの会	我孫子市障害者就労支援センター（障害者支援課）	一般就労をしている障害者に対し、余暇支援を通じて障害者間の交流を図ると共に、現状把握と相談を実施する。	一般就労をしている障害者	年3回日曜日	電話：04-7185-1917 月～金 8:30～17:00 住所：我孫子市新木1637	実費を負担
	教室アルコール	障害者支援課	本人及び家族によるミーティング。お酒をやめて立ち直った人や苦しみを乗り越えた家族の方たちが相談に応じる場として開催。	アルコール問題で困っている方・家族	毎月第1金曜日 14:30～16:00	電話：04-7185-1111 （内線385・475） 月～金 8:30～17:00 住所：我孫子市我孫子1858	場所：保健センター
	ク心ラのブ健康	障害者支援課	家族の思いを語り合い、家族の心の癒しとお互いに支えあう場として開催。	心の病気を持つ方の家族	毎月第3月曜日 14:00～16:00	電話：04-7185-1111 （内線385・475） 月～金 8:30～17:00 住所：我孫子市我孫子1858	場所：保健センター
	学習支援の場	社会福祉課	主に、小学生・中学生を対象とした子どもの学習支援事業。学習を身近に感じてもらい、学習が習慣化され、勉強がわかるようになることで、「勉強は楽しい」と感じてもらうような学習支援事業を実施している。市直営教室である「マナビトラぼ」の他、市民団体等が実施する教室もある。	市内在住（住民票のある・なしを問わず）小学生、中学生、高校生（中退者含む）*障害がある・なしは問わない。	週1回×市内19拠点（曜日は教室により異なる）	電話：04-7185-1111（内線394） 月～金 8:30～17:00 住所：我孫子市我孫子1858（我孫子市役所）	市内に19拠点の無料の学習教室があり、拠点により開催曜日異なる。
不登校	教育支援センター「かけはし」「ひだまり」（教育委員会）	指導員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。校外学習・調理実習などの体験活動も不定期ではあるが実施。市の心理相談の巡回・カウンセリングを実施する。	義務教育年齢の不登校児	平日 「かけはし」 9:30～15:30 「ひだまり」 10:00～14:30 市内小中学校開校日と同様	電話：04-7187-5671 「かけはし」我孫子市湖北台4-3-1（湖北台東小学校内） 「ひだまり」我孫子市本町3-1-2けやきプラザ11階 問い合わせ対応時間：平日8:30～16:30	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。	

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称（運営主体）	相談・支援内容	対象年齢制限等障害児（者）の受入	開所日	連絡先（電話・住所等）・対応時間	その他特記事項（費用の有無等）
鎌ヶ谷市	不登校	ふれあい談話室（教育相談室併設）	さまざまな悩み抱える子どもが、その悩みを克服し、毎日元気に登校して、楽しく学校生活を送れるようになることを目指す場として設置。教育相談員（常時）や学習指導員（週2日）が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。市心理発達相談員による巡回相談あり。ふれあい体験学習（遠足）を年2回実施。保護者による相談にも対応。家庭訪問相談員による支援も実施。	義務教育年齢の不登校児童生徒、保護者	月～金	電話：047-445-4953 月～金9:00～16:00 住所：鎌ヶ谷市富岡2丁目6番1号 鎌ヶ谷市生涯学習推進センター（まなびいプラザ）2階	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
	学習・生活支援	「鎌フレ」健康福祉部社会福祉課	経済的な理由等により、学校以外に学習の機会が少ない市内在住の原則小学4年生から中学3年生の生徒を対象に、学習支援及び居場所の提供を通じて日常生活習慣の形成や社会性の育成などを行う。主に学校終了後に総合福祉保健センターで週1回、全50回及びイベントを実施。	原則小学4年生から中学3年生	月曜日 17:00～20:00	電話：047-445-1286 月～金8:30～17:15 住所：鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 メール： syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp	無料
成田市	不登校	成田市適応指導教室「ふれあいむ21」（教育指導課）	指導員やカウンセラーが本人の状態に合わせて、学習指導や運動などのグループ活動を実施。校外学習や調理実習なども不定期に実施。	市内小中学校に在籍の児童生徒	月・火・木・金 9:30～14:30 水のみ 9:30～12:00	電話：0476-20-1414 月～金 8:30～17:15 住所：成田市花崎町143-6	通所にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
佐倉市	不登校	佐倉市適応指導教室「佐倉教室・志津教室」（教育委員会） （令和5年4月から「ルームさくら」に名称変更予定）	学校教育相談員が本人の状態に合わせて、学習指導や創作活動などを実施。校外学習や調理実習なども定期的実施。	佐倉市在住で市立小中学校に通う義務教育年齢の不登校児	月～金 10:00～15:00	住所： （佐倉教室） 佐倉市栄町8-7 ヤングプラザ2階 （志津教室） 佐倉市西志津4-1-2 西志津ふれあいセンター2階 電話： （佐倉教室）043-484-6611 （志津教室）043-489-1002 対応日：月曜日～金曜日 ※志津教室については、第2、第4月曜日は複合施設休館のため、お休み ※両教室とも、学校の長期休業期間はお休み 対応時間： 10:00～15:00	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
	学習支援	くらしサポートセンター佐倉（社会福祉課）	市内ボランティア（6団体、7箇所）による学習支援	市内の小中高生	市内公民館等（7箇所）で実施。開所日・時間は実施場所により異なります。※詳細はお問い合わせください。	電話：043-309-5483 （くらしサポートセンター佐倉） 月～金：8:30～17:15 （祝日・年末年始除く） 住所：佐倉市海隣寺町97	

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
四街道市	不登校	学校教育相談室 ルームよつば (教育委員会)	①面接相談…指導課指導主事、指導員による不登校児童生徒及び保護者との面接相談 ②学習支援…指導員による不登校児童生徒の学習支援 ③適応指導…不登校児童生徒が集団生活に適応できるようにするための活動(スポーツ、ゲーム、調理実習等)	市内小中学校に在籍する児童生徒	月～金 10:00～14:30	電話:043-422-8729 四街道市鹿渡917 中央小学校内 月～金9:00～16:00 夏季、冬季、学年末休業中は閉室	通室にかかる費用は無料。昼食は弁当持参 行事参加費等の実費については、保護者負担。
八街市	不登校	八街市教育支援センター ナチュラル (教育委員会)	学校教育相談員・カウンセラー・指導主事が、一人一人の状態に応じた適応指導を実施。 屋外学習・調理実習・体験学習等も不定期ではあるが実施。	小・中学生の不登校児	月～金 10:00～15:00	電話:043-443-8040 月～金 10:00～15:00 住所:八街市八街ほ208-260	
印西市	精神疾患	デイケアクラブ心のいずみ(障がい福祉課支援係)	精神疾患をお持ちの方を対象に市営のデイケアクラブを実施。	精神疾患をお持ちの方	第1～4金曜日	電話:0476-33-4136 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県印西市大森2364-2 (メール) syoufukuka@city.inzai.chiba.jp	
	不登校	適応指導教室 「緑のまきば」 「森のステーション」 (教育委員会)	退職教員、支援員や指導主事らが、個に応じた学習支援や様々な活動を支援。 校外学習、自然散策、調理実習や軽スポーツなどの活動も不定期で実施。 学期に1回保護者会「緑のまきばであったまる会」を開催。	義務教育年齢の不登校児(生徒)	9:30～13:30 9:30～15:30 (日により異なる)	電話:0476-47-0400 月～金9:00～16:00 「緑のまきば」 住所:印西市草深924 (そうふけふれあいの里3階) 「森のステーション」 住所:印西市中根1375 (本埜公民館4階)	通級にかかる費用は無料。 ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
白井市	ひきこもり	こころのcafe	引きこもりにならないよう、外に出る機会をつくり、人とのコミュニケーションを取れるように同じ境遇の女性と自尊心を高めていくことを支援する。(自助グループの立ち上げ支援)	15歳から35歳まで	月1回	電話:047-492-2022 住所:白井市清戸766-1	
	不登校	ヤングハートしろい (教育支援課)	支援員が本人の状態に合わせて、学習指導や運動、グループ活動を実施。 校外学習・調理実習などの体験活動も不定期ではあるが実施。	義務教育年齢の不登校児 障害児は応相談	月～金 9:30～15:30	電話:043-497-2588 月～金9:30～15:30 電話:043-492-2301 月～金8:30～17:15 住所:白井市根63-2	通級にかかる費用は無料。 ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
	精神障害患者	白井市デイケアクラブ	居場所やレクリエーションの場を提供。職員がスタッフとしていて、参加する中で制度や関係機関の紹介も行う。	精神科・心療内科に通院中の市民とその家族	毎月第1・第3木曜日 13:00～15:00 変動あり	電話:047-497-3483 住所:白井市復1123 白井市保健福祉センター	

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口 名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
白井市	若者の居場所	桜台児童館 (指定管理者しろい光夢迪)	第1～第4金曜日 開館時間を延長して、若者の居場所を提供。	中学生～18歳未満の児童	毎週金曜日 9:00～19:00	電話:047-491-7111 住所:白井市桜台2-14	事前に登録が必要
		白井児童館 (指定管理者しろい光夢迪)	第1～第4金曜日 開館時間を延長して、若者の居場所を提供。	中学生～18歳未満の児童	毎週金曜日 9:00～19:00	電話:047-491-0166 住所:白井市復1458-1	事前に登録が必要
		駅前児童館 (指定管理者ワーカーズコープ)	火～日(祝日、年末年始を除く)開館時間を延長して、若者の居場所を提供。中学生は9時から19時、高校生は9時から20時。	中学生～18歳未満の児童	火～日 9:00～20:00	電話:047-497-1151 住所:白井市堀込1-2-2	事前に登録が必要
	学習支援の場	桜台児童館 (指定管理者しろい光夢迪)	開館時間を延長して提供: 毎月第1週目金曜(数学)、第2～3週目金曜(各教科)学習支援者を配置(中学教科書レベル)	中学生～18歳未満の児童	1～3週の 金曜日 17:00～19:00	電話:047-491-7111 住所:白井市桜台2-14 白井市桜台センター	事前に登録が必要
		白井児童館 (指定管理者しろい光夢迪)	開館時間を延長して提供: 毎月第1～3週目金曜(各教科)学習支援者を配置(中学教科書レベル)	中学生～18歳未満の児童	1～3週の 金曜日 17:00～19:00	電話:047-491-0166 住所:白井市復1458-1	事前に登録が必要
富里市	不登校	ふれあいセンター 適応指導教室 (学校教育課指導班)	学校適応専門指導員, 教育相談員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。校外学習・調理実習などの体験活動も不定期ではあるが実施。	義務教育年齢(小1～中3)	火～金 9:30～15:00	電話:0476-91-6600 火～金9:30～15:00 住所: 富里市七栄653-1 富里市立図書館2階	通級にかかる費用は無料。 ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
酒々井町	不登校	適応指導教室 (ふれあいルーム)	学校適応専門相談員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。 調理実習などの体験活動も実施。	義務教育年齢の不登校児童・生徒		電話:043-496-1171 月～金 9:00～15:00 住所:酒々井町中央台4-11	通級にかかる費用は無料。
栄町	不登校	教育支援センター ゆうがく館 (教育委員会)	教育相談員や指導主事が児童生徒の実態に合わせて、学習活動やグループ活動を実施。校外学習などの体験活動も不定期ではあるが実施。	義務教育年齢の不登校児童 障害児は応相談	火・水・木・金 9:00～15:00	電話:0476-80-1520 火～金9:00～15:00 住所:印旛郡栄町安食938-1	通級にかかる費用は無料。 ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
香取市	不登校	学校教育課指導班	香取市教育支援センター(通称ふれあいステーション)において、香取市学校教育相談員4名が本人の状態に合わせて、学習指導や生活指導等を実施。	義務教育年齢の不登校児	月～金 10:30～15:00	電話:0478-50-1239 月～金 8:30～17:15 住所:千葉県香取市佐原口2127 (メール) gakko2@city.katori.lg.jp	通級にかかる費用は無料。
東庄町	不登校	教育支援センター(適応指導教室)ふれあいルーム東庄(教育委員会)	支援センター指導員が本人の状態に合わせて、学習指導を実施。調理実習などの体験学習も不定期ではあるが実施。	義務教育年齢の不登校児	月・水・金 9時～15時	電話:0478-86-2311 (東庄町教育委員会教育課) 月～金8:30～17:15 住所:東庄町石出939-1	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
銚子市	障害相談	地域活動支援センターかんばん(委託)	障害のある方の居場所を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。また、社会との交流促進を図り、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援。	18歳以上の障害のある方(主に精神障害)	火～土 9:00～16:30	電話:0479-24-7730 火～土9:00～16:30 住所:銚子市東芝町5-1	利用にかかる費用は無料。ただし、行事参加等は実費負担。
	不登校	銚子市教育支援センター(銚子市教育委員会学校教育課)	専任講師による問題解決、緩和、改善への援助・支援を実施。指導センター職員と連携しての生活・学習支援の実施。	小中学生	火～金 9:00～11:30	電話:0479-21-0345 火～金8:30～17:00 住所:288-0021 千葉県銚子市小畑新町7756 (メール) shidoucenter@city.choshi.lg.jp	
旭市	不登校	適応指導教室フレンドあさひ(教育委員会)	不登校の小・中学生を対象に、適応指導教室を週4日(月・火・水・木午前9時～正午 旭市役所2階)開級しています。	不登校の小・中学生	月・火・水・木 9:00～正午	電話:0479-62-5353 住所:289-2595 千葉県旭市二の2132番地 窓口:教育総務課学校教育指導室	通級にかかる費用は無料。
匝瑳市	不登校	適応支援教室さわやかルーム(教育委員会)	指導員や臨床心理士が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。	義務教育年齢の不登校児童生徒 障害児は応相談	月～金 9:00～11:45	電話:0479-73-0094 080-1986-3698 月～金8:30～17:15 住所: 匝瑳市八日市場ハ793-35 (メール) g-shido@city.sosa.lg.jp	通級にかかる費用は無料。
東金市	不登校	適応指導教室ハートフルさんぶ 東金教室(山武郡市広域行政組合)	指導員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施しながら、学校復帰のための準備を行なう。調理実習や運動などを、児童生徒の現状やニーズに応じて実施。	義務教育年齢(小1～中3)の児童生徒	月～金 9:00～15:00	連絡先 山武郡市広域行政組合 山武郡市教育相談センター 東金市東岩崎1-17 0475-54-0367	通級にかかる費用は保護者負担。弁当持参。

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
山武市	不登校	適応指導教室 ハートフルさんぶ 山武教室 (山武郡市広域行政組合)	指導員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。 調理実習や栽培活動など児童生徒の希望にそって実施。 カウンセラーによる相談を実施。	学齢期の児童生徒	月～金 9:00～15:00	電話:0475-82-8007 住所:山武市成東2553-1 連絡先 山武郡市教育相談センター 0475-54-0367	通級にかかる費用は無料。 通級に要する交通費、昼食代等は保護者負担。
大網白里市	不登校	ハートフルさんぶ 大網白里教室 (山武郡市広域行政組合)	指導員が、児童生徒の話に耳を傾け、本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施している。 小中学校の担任や保護者と面談を行うなど、学校・家庭と連携して児童生徒の学校復帰を支援している。	義務教育年齢(小1～中3)の不登校児童生徒	月～金	電話:0475-73-0072 9:00～15:00 住所:大網白里市 上貝塚74 (青少年研修センター) ・連絡先 電話:0475-54-0367 住所:東金市東岩崎1-17 山武郡市広域行政組合 山武郡市教育相談センター	通級にかかる費用は無料。
九十九里町	不登校	ハートフルさんぶ 東金教室 (山武郡市広域行政組合)	不登校の児童生徒の自立に向けた指導を行い、学校復帰を目指す適応指導教室を運営。	小・中学生	月～金 9:00～15:00	住所:千葉県東金市東岩崎1-3 東金市役所別棟2階 山武郡市教育相談センター 電話:0475-54-0367	
芝山町	不登校	適応指導教室 ハートフルさんぶ 横芝光教室 (山武郡市広域行政組合)	適応指導教室指導員が本人の状態に合わせて、学習指導等を実施。	小中学生	月～金 9:00～15:00	・教室場所 住所:山武郡横芝光町宮川11907-2 横芝光町町民会館内学習室 ・連絡先 電話:0475-54-0367 住所:東金市東岩崎1-17 山武郡市広域行政組合 山武郡市教育相談センター	
		適応指導教室 ハートフルさんぶ 山武教室 (山武郡市広域行政組合)	指導員が本人の状態に合わせて、学習指導やグループ活動を実施。 調理実習や栽培活動など児童生徒の希望にそって実施。 カウンセラーによる相談を実施。	小中学生	月～金 9:00～15:00	・教室場所 住所:山武市成東2554-1 ・連絡先 電話:0475-54-0367 住所:東金市東岩崎1-17 山武郡市広域行政組合 山武郡市教育相談センター	
横芝光町	不登校	適応指導教室 ハートフルさんぶ 横芝光教室 (山武郡市広域行政組合)	適応指導教室指導員が本人の状態に合わせて、学習指導等を実施。	小学校1年から中学校3年までの児童生徒	月～金 9:00～15:00	・教室場所 住所:山武郡横芝光町宮川11907-2 横芝光町町民会館内談話室 ・連絡先 電話:0475-54-0367 住所:東金市東岩崎1-17 山武郡市広域行政組合 山武郡市教育相談センター	

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
茂原市	不登校	適応指導教室(豊田教室) (教育委員会)	指導員が本人の状態に合わせて、学習・生活指導を実施。また、個別で児童生徒及び保護者の相談も実施。	義務教育年齢	火・木・金 9:00～15:00	電話:0475-26-3746 火・木・金 9:00～15:00 住所:茂原市長尾148 (豊田福祉センター内)	通級にかかる費用は無料。
		適応指導教室(五郷教室) (教育委員会)	指導員が本人の状態に合わせて、学習・生活指導を実施。また、個別で児童生徒及び保護者の相談も実施。	義務教育年齢	火・木・金 9:00～15:00	電話:0475-26-3747 火・木・金 9:00～15:00 (第2のみ火・水・金) 住所:茂原市綱島656 (五郷福祉センター内)	通級にかかる費用は無料。
いすみ市	不登校	適応指導教室「いすみほっとスクール」 (教育委員会)	何らかの理由で学校生活に適應できない夷隅郡市内の小・中学生が「いすみほっとスクール」に通級することにより、様々な活動を通して、自立と集団への適應を図る。併せて、在籍校への復帰を促す。 1 教育相談 生活・進路・対人関係等にかかわる相談 2 自主活動 学習・読書・絵画・室内ゲーム等の援助 3 集団活動 製作活動・スポーツ・合唱等・グループ活動や体験活動への援助	夷隅郡市内小中学校在籍の児童生徒	月・水・金 9:00～15:00	利用相談は、いすみ市教育委員会学校教育課 電話:0470-62-3621 住所:いすみ市大原7400-1	通級にかかる費用は無料
館山市	不登校	館山市教育支援センター (教育委員会)	市内の不登校児童生徒に対して、学習指導やグループ活動を実施。学校復帰をめざす相談、指導、支援を行う。	館山市立小中学校に在籍する児童生徒	月～金(祝日・学校休業日を除く) 9:00～14:00	電話:0470-22-1732 住所:館山市北条740-1(館山市コミュニティセンター内) (メール)tateyama-e.s.c@soleil.ocn.ne.jp	
鴨川市	学習支援	「わくわく☆ステップ」 業務委託: 特定非営利活動法人タナギ	経済的な理由等により、学校以外に学習の機会の少ない市内在住の小中学生を対象に、学習支援及び居場所の提供を通じて日常生活習慣の形成や社会性の育成などを行う。学校終了後に週1回、年間で全50回程度実施。	小中学生	金曜日 16:30～18:00	電話:04-7093-1200 月～金8:30～17:15 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く) 住所:鴨川市八色887-1	無料
南房総市	不登校	子ども教室「スマイル」 (教育委員会)	不登校や学校生活に悩みを抱える児童生徒の活動の場として開設。面談をはじめ学習やスポーツ、創作、自立に向けたトレーニング等、一人一人に応じた様々な活動を行う。	市内の小中学生・高校生・保護者・関係者等	月～金 9:00～16:00	電話:0470-46-2966 月～金 8:30～17:15 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く) 住所:南房総市岩糸2489	無料

困難を有する子ども・若者の居場所（市町村設置）

市町村名	対応項目	対応窓口名称 (運営主体)	相談・支援内容	対象 年齢制限等 障害児(者)の 受入	開所日	連絡先(電話・住所等)・対応時間	その他特記事項 (費用の有無等)
木更津市	不登校	学校適応指導教室 あさひ学級 (教育委員会)	集団生活への適応指導を積極的に行い、自主性及び主体性の育成や人間関係の改善を図り、原籍校への復帰をめざす。	原籍校の校長が認め教育長が許可した不登校児童及び生徒	月～金 9:00～16:00	電話:0438-23-4564 月～金 8:30～17:15 住所: 木更津市朝日1-8-17 木更津市まなび支援センター内	通級にかかる費用は無料。ただし、行事参加費等の実費については、保護者負担。
	学習・生活支援	子どもの学習支援事業 (木更津市社会福祉協議会) (委託)	家庭環境等に事情のある中学生等と地域の若者、住民の交流を通して、学習の機会を確保する。中学生の進路や生活上の相談、保護者の養育相談のきっかけづくりをする。	市内に居住する中学生 (家庭等の状況により小学生及び高校生)	・岩根地区 毎週水曜日 17:30～19:30 ・三中地区 毎週火曜日 17:30～19:30 ・一中地区 毎週木曜日 17:30～19:30	電話:0438-25-2089 住所:木更津市潮見2-9 対応時間:月～金 8:30～17:15	原則無料
君津市	不登校	教育支援センター きみつメイト (教育委員会)	個々の状況に応じた学習・創作活動・体験活動を通じ、学校への復帰および社会的自立を支援する。	小中学生	月～金 9:00～15:00	電話:0439-32-5511 住所:君津市糠田103-1 対応時間:月～金 9:00～15:00	通級にかかる費用は無料。ただし、通級に要する交通費、昼食費、行事の参加費等の実費については、保護者負担。
	学習支援	福祉部厚生課、健康こども部こども政策課	生活困窮世帯等の子どもに対して学習支援を実施する。(業務委託)	小学4年生から中学3年生	週2回×市内2拠点(曜日は会場により異なる) 17:30～20:00	電話:0439-56-1183(厚生課) 電話:0439-56-1616(こども政策課) 住所:君津市久保2-13-1 対応時間:月～金 8:30～17:15	無料
富津市	不登校	富津市適応指導教室 さわやか教室 (教育センター)	・相談員(元教員)が通級している児童生徒のそれぞれの状況に合わせて、学習支援を行う。 ・不定期ではあるが、校外学習・自然体験学習・図書館学習・スポーツ活動を実施。	小中学校の児童生徒	火～金 9:00～16:00	電話:0439-80-1346(教育センター) 火～金 9:00～16:00 住所:293-0042 富津市小久保2958-1 中央公民館2階3会議室	・通級にかかる費用は無料。 ・通級に要する交通費・昼食代・行事等の実費については保護者が負担。
	学習支援	健康福祉部社会福祉課	生活困窮世帯等の子どもに対して学習支援を実施する。(業務委託)	小学4年生～中学生	金・土 小学4年～6年: 17:00～18:00 中学生:18:00～20:00	電話:0439-80-1259 住所:富津市下飯野2443 対応時間:月～金 8:30～17:15	無料
袖ヶ浦市	不登校	教育支援教室 のぞみ学級 (教育センター)	・市内の不登校児童生徒に対して、個別対応と小集団活動を効果的に活用し、学習支援や教育相談を実施。 ・不登校児童生徒を持つ親の相談会を定期的に開催し、保護者への支援を実施。	小中学生とその保護者	月～金 (学校の休業日は除く) 9:30～15:00	電話:0438-62-2254 月～金 9:00～16:00 (国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日までを除く) 住所:袖ヶ浦市蔵波634-1	通級にかかる費用は無料。ただし、通級に要する交通費、昼食費、行事の参加費等の実費については、保護者負担。

障害者総合支援法に基づく支援

市町村では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき様々なサービスを実施しています。

各サービスの内容や利用方法については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

障害者総合支援法に基づくサービスの分類

障害者総合支援法による総合的支援は「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。個別給付の対象となる福祉サービスには、大きく分けて（１）利用者の介護という視点で給付される「介護給付」、（２）利用者への訓練という視点で給付される「訓練等給付」、（３）利用者が地域の生活へ移行定着するために給付される「地域相談支援給付」、の３つの障害福祉サービスがあります。これらのサービスを利用するためには、市町村窓口で支給申請の手続きをする必要があり、障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向などの事項などを踏まえ、個々に支給決定が行われます。

「地域生活支援事業」は、市町村の創意工夫により、地域の実情と利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行うものです。

障害福祉サービスの内容（例）

・自立支援給付

サービス名	内容
短期入所	介護者の疾病等の理由により、居宅において介護を受けることができない障害児・障害者が施設等に短期間の入所をします。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型、 B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する障害者について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を提供します。

・地域生活支援事業

事業名称	内容
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う施設です。
自発的活動支援	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	障害のある人、その保護者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供・権利擁護のために必要な援助を行います。

4 . 民間支援団体

ここに掲載している民間団体は、県内で「ひきこもり」・「不登校」・「若者の就労関係」に関する相談・支援等を行っている団体のうち、当協議会構成機関や市町村と連携した取組を行い、かつ、本冊子の趣旨に賛同いただいた団体です。

(県内全ての支援団体を網羅しているものではありません。)

掲載された情報につきましては、各団体に直接お問い合わせください
ますようお願いいたします。

民間掲載団体一覧

【凡例】(特非):特定非営利活動法人 (株):株式会社 ○:実施している △:実施することもある (※):当協議会構成団体

団体名 (五十音順)	ページ	活動内容							備考
		親の会	相談	居場所 フリー スペース	居場所 フリー スクール	学校 復帰 支援	社会 復帰 支援	その他	
(特非)キャリアデザイン研究所	127	○	○	○		△	○		中高生の居場所 (※)
(認定特非)教育支援三アイの会	127	△	○	○	○	○	○	○	教職員研修講座
(特非)KHJ千葉県なの花会	128	○	○	○		△	△	○	親の学習会・グループカ ウンセリング(※)
子どもの問題を考える会千葉	128	○	△						
(特非)セカンドスペース	129	○	○	○		○	○	○	(※)
東京シューレ流山 ((特非)東京シューレ)	129	○	○	○	○				
(特非)ニュースタート事務局	130		○			△	○	○	訪問支援・共同生活 (※)
フリースクール ネモ (特非)ネモチば不登校・ひきこもりネットワーク)	130	○	○		○			○	フリースクール、相談・交 流事業、講演会(※)
(特非)ひきこもりコア・クライシス	131	○	○					○	交流会
(株)ヒューマン・タッチ	131	△	○			○	○		セミナー開催
不登校親子応援ねっと	132		○			○	△	○	情報誌発行
(特非)ユース・サポート・センター・友懇塾	132	○	○			○	○	○	訪問支援、就労支援 (※)
(特非)ユニバーサル就労ネットワークちば	133	○	○	△		○	○	○	講演会、就労支援、 サポーター養成
(特非)ワーカーズコレクティブ風車	134	○	○	○				○	講演会、ニュースレター、 文化活動
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 (成田地域福祉事業所)	134	○	○	○				○	(※)

認定特定非営利活動法人 キャリアデザイン研究所		対象者	(年齢)15～49歳の若者、及び保護者 一般層 (地域)主として東葛地区 および近隣県や周辺都市部
		利用料	入会金 10,000円 年会費 10,000円(うち3,000円は寄付金=任意)
連絡先	住所: 柏市柏3-1-9(丹羽ビル)	スタッフ	会員数 90名 産業カウンセラー、キャリアコンサルタント(国家資格)、公認心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、ジョブコーチ、教員 等の有資格者多数
	電話: 04-7162-7771		協力 連携機関
	電話受付時間: 9:00～17:00(月～金)	Eメール: Npo-cdi@wit.ocn.ne.jp	
	ホームページ: 有		
設立趣旨	働きたくても働けない、一歩踏み出せないでいる若者に対して、各分野で活躍した経験者・現役のキャリアコンサルタント、産業カウンセラーがカウンセリングを通じて自己理解・就業支援などを行う。 併せて、引きこもりの保護者支援も行う目的で設立。		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆厚生労働省認定・就業を目指す若者(15～49歳)を支援し、より多くの若者の就業を実現 <ul style="list-style-type: none"> ・かしわ地域若者サポートステーションの運営 ・まつど地域若者サポートステーションの運営 ◆ニート・ひきこもり親セミナーの定期開催(過去14回実施)及びひきこもり親の互助会「さなぎの会」運営(毎月第3土曜) ◆高校生～大学生～一般向け 就職個別相談 講座 セミナーの実施(適時) ◆社会人対象 ビジネススキル(マナー リーダーシップ 課題解決 コーチング クレーム対策 etc)研修の実施及び講師派遣 ◆障害者就労支援事業(就労相談・企業へのジョブコーチ支援) ◆中高生の居場所「青少年プラザ」(新京成 元山駅ビル内・八柱駅ビル内=松戸市委託事業) 運営 運営 平日(週4日)=15:00～20:00 土日・休日13:00～20:00開所 * 青少年プラザ登録の中高生へのSNS相談 		

特定非営利活動法人教育支援三アイの会		対象者	(年齢)小学生～30歳まで (地域)千葉県東葛地区	
連絡先	住所: 柏市柏3-6-14増谷第一ビル4階402	利用料	利用料はなし 会員となれば入会金1,000円 年会費3,000円	
	電話: 04-7162-2130		スタッフ	教職経験 19名 心理士 6名 ボランティア 21名
	電話受付時間: 10:00～16:00	協力 連携機関		学校 サポート校
	Eメール:			
ホームページ: 有				
設立趣旨	学校や家庭において目的を失い内面的苦痛を持っている児童・生徒並びに青年に対して精神的立ち直りを図れるよう教育環境を中心に援助、支援を図ります。また、子育てに悩む親に対する相談活動も行います。また、教育実践で悩む教職員への教育支援活動も行います。			
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆教育電話相談 開設日 月～土(10:00～16:00) 但し土曜日は12:00まで ◆夢未来塾 土曜日(10:00～12:00) 不登校、ひきこもりで悩んでいる生徒・学生への学習指導と生活指導、親への対応 ◆講座支援 地区の方々の諸講座を開設し活動することを支援しています。 居場所・宣伝・事務処理のお手伝いをします。 ◆講座の開催 日本語教室 毎週水曜日10:00～12:00 場所: 教育支援三アイの会 市民のための教育講座 2か月に1回、年6回開催 ミドルリーダー養成講座 場所: 教育支援三アイの会 ◆会報の発行 年間4回「三愛」を発行し、本会の活動について、会員地域の行政に送っています。 			

特定非営利活動法人KHJ千葉県なの花会		対象者	(年齢)特になし。家族・本人 (地域)主に千葉県内であるが特になし
連絡先	住所:千葉県中央区椿森1-2-2 志村社201	利用料	入会金 1,000円 参加費:下記のとおり
	電話:070-2191-4888	スタッフ	認定心理士 2名 精神保健福祉士 1名 社会福祉士 1名 ひきこもり支援相談士 4名 ピアサポーター 5名 家族ボランティア 8名
	電話受付時間:9:00~18:00		
	Eメール:nanohanakai2003@yahoo.co.jp	協力 連携機関	地域若者サポートステーション、病院、 ひきこもり地域支援センター、就労移行支援機関、 若者自立仕事センター、中核地域支援センター
ホームページ:有 http://khj-nanohana-chiba-org			
設立趣旨	ひきこもり・ニート・不登校の当事者を持つ家族と、若者を支援しています。 親が学んで力をつけ我が子をサポートしていきます。		
活動内容	<p>支援の3つの柱</p> <p>◆月例会(月1回開催)第3土曜日13:00~17:00 参加費:1回1家族1,000円 ひきこもり・ニート等の体験者・関係団体・医師等の講師を招き講演会を開催する。 後半は小グループに別れて親御さん同士で思いを共有する</p> <p>◆学習会(月2回実施)第1・3木曜日18:10~20:30 参加費:1人1回1,500円(夫婦1回2,000円) 親の理解や対応、コミュニケーションスキル等を学び親自身の変化が子どもへの変化になり回復につながります。 失いがちな 親子の信頼関係を取り戻し家族の再生を目指します。</p> <p>◆居場所 第1・2・3金曜日13:00~16:00、参加費:200円 青年が気軽に集まってお茶を飲みながらおしゃべりや、トランプ・将棋等をしてゆっくりのんびりと楽しむことを大事にしています。テニスや青葉の森に散歩に行くこともあり、ボーリング・お花見・動物園・お寺合宿・クリスマス会などのイベントもあります。同世代と交流して社会に出る前の人間関係のリハビリの場所になっています。</p> <p>◆その他 隔月1回、親父の会・親の勉強会・グループカウンセリング 月1回:親御さんの会 を実施しています。</p>		

子どもの問題を考える会千葉		対象者	(年齢)主に母親、成人の子どもの立場の人も (地域)千葉市周辺
連絡先	住所:千葉市稲毛区小中台町1776-4	利用料	入会金 なし 月会費 2,000円
	電話:043-287-7470	スタッフ	自律訓練法講師 1名 SW 1名 PSW 1名 ボランティア 6名
	電話受付時間:随時		
	Eメール:info@kodo-mon.com	協力 連携機関	
ホームページ:有 kodo-mon.com			
設立趣旨	不登校・ひきこもり・発達障害などのお子さんの問題を抱える親たちへの支援を目的に発足。孤立しがちな親たちをサポートし、意識改革を促すことで、子ども達が学校・社会へと復帰することを目指す。		
活動内容	<p>◆親の会 毎月第1土曜日 13:00~17:00 主に千葉市民会館の会議室で開催 講師を招いて自律訓練法の講習を受け、心と体をリフレッシュした後グループディスカッションを行う。 講師からのアドバイスや、他の人の話から問題解決へのヒントを得ている。</p> <p>◆その他 年数回無料の子育て講座や講演会を開催。 依頼があれば公民館などに出張して自律訓練法講座を開催している。</p>		

特定非営利活動法人セカンドスペース		対象者	(年齢)下記事業内容により異なる (地域)千葉県を中心とした関東近県 (下記事業内容により異なる)
連絡先	住所: 船橋市湊町2-1-2 Y.M.A officeビル5階	利用料	入会金: 下記規定による 月会費: 下記規定による
	電話: 047-434-2678	スタッフ	上級カウンセラー1名 電話相談員等9名 キャリアコンサルタント5名 精神保健福祉士1名 勉強・資格取得指導員1名 情報管理2名 経理2名 社会保険労務士1名 公認心理師1名 計23名
	電話受付時間: 火～土 9:00～17:00		
	Eメール: support@secondspace.jp	協力 連携機関	学校、地域若者サポートステーション、病院、企業、 児童相談所、各福祉機関
ホームページ: 有 https://secondspace.jp			
設立趣旨	不登校・ひきこもり・ニート状態の若者の学校復帰・社会復帰支援を目的に設立		
活動内容	<p>※令和5年4月以降、住所と電話番号が変更になる可能性がありますので、ホームページで御確認ください。</p> <p>◆千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」の運営: 千葉県委託事業 ◇電話相談・来所面談・オンライン面談・メール相談[受付のみ]若者支援プログラム: 無料 開所日: 火～日10:00～17:00(月曜日が祝日の場合は開所・その場合、翌日火曜日が閉所) 若者支援プログラム: 義務教育終了後から概ね30歳前後の無業若者を対象に、生活リズムの改善、スポーツ等での体力づくり、就労のための様々な訓練・学習支援を行う。無料 開所日: 週3回(木・金・日)10:00～14:00</p> <p>◆ふなばし地域若者サポートステーションの運営: 厚生労働省・船橋市・習志野市委託事業: 無料 ◇保護者のための個別土曜相談 平日来所が難しい親御さんの為に月2回実施: 無料 開所日: 第1・第3土曜日13:00～17:00 対象年齢: 15歳～49歳までの本人と保護者 ◇学び直し支援 高卒認定試験合格に向けて、学び直しの支援開設日: 無料 開所日: 木曜日 10:00～16:00 ※ライトハウスちばとふなばし地域若者サポートステーションの連絡先や詳細情報は、セレクトシステム該当ページでご確認ください。</p> <p>◆船橋はるかぜクリニックデイケアプログラムの運営: 船橋はるかぜクリニック委託事業 医療的な背景のある方に対して、医師と連携しながら通所型支援を実施: 有料 ◇不登校・発達課題プログラム◇: 9歳～18歳 開所日: 週2回: 火・水10:00～13:00 ◇就労支援プログラム◇: 19歳～概ね50代まで 開所日: 週4回: 木・土10:00～16:00および火・水13:00～16:00 TEL: 047-436-8681 (電話受付は午前中のみ また祝日および第五週は閉所日)</p>		

東京シューレ流山 (特定非営利活動法人東京シューレ)		対象者	(年齢)6～22歳まで (地域)指定なし
連絡先	住所: 千葉県流山市西初石3-103-5 グローリアビル初石II 401	利用料	入会金 153,000円 月会費 52,800円(税込) 相談: 無料
	電話: 04-7199-7141	スタッフ	常勤: 2名 非常勤: 1名 教免保持者 不登校経験者
	電話受付時間: 10:00～17:00		
	Eメール: nagareyama@shure.or.jp	協力 連携機関	千葉県フリースクール等ネットワーク
ホームページ: 有			
設立趣旨	不登校児童生徒が将来への夢と希望を持ち、個性、能力に応じた進路を見出せるような新しい居場所作りを応援する。参加する子ども自身が他の子どもたちと仲間を作り協働しながら自らの居場所を作ることで安心と自信を得るための活動を応援する。		
活動内容	<p>◆開設日 月・火・木・金 10:00～17:00 水 13:00～17:00 (春・夏・冬期休暇有)</p> <p>◆参加人数 25人前後</p> <p>◆特徴 活動内容は子どもミーティングで決定。いろいろな講座(ギター・ドラム・製菓・料理・ダンス)や活動(サークル・軽音部など)を子どもたちと共に企画している。進路や学習、悩みなどの相談は、随時受け付けていて個別対応している。 高校卒業資格を希望する場合は高校コース(花沢学園明聖高等学校と連携)も選べる。 月に1度「流山不登校を考える親の会」があり、一般参加も可能。外部講師を招いての講演会・勉強会なども開催している。</p>		

特定非営利活動法人ニュースタート事務局		対象者	(年齢)原則として18歳～上限はなし (年齢)原則として18歳～上限はなし (地域)全国
連絡先	住所: 〒272-0122 市川市宝2-10-18	利用料	入会制ではありません。「保護者面談」「レンタルお姉さんによる訪問支援」「入寮」などによって異なりますので、詳細はお問合せください。 初回のご相談の機会としては、「個別相談」(一家族3000円)、無料見学会(無料)があります。
	電話: 047-307-3676		
	電話受付時間: 10:00～17:30 (水・日・祝祭日休み)	スタッフ	
	Eメール: info@newstart-jimu.org	協力	地域若者サポートステーション(運営母体)、病院、企業
	ホームページ: 有	連携機関	
設立趣旨	「訪問活動(レンタルお姉さん・お兄さん)」、「若者寮での共同生活」、「仕事体験塾」の3つの柱で、ひきこもりや無業の若者たちの再出発を支援。“親離れ・子離れ”を基本に、さまざまな社会参加体験を積んでもらい、自分なりの人生を歩きだすまでをサポートする。		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談・講演会・具体的な支援等 個別相談会(保護者対象 木・土曜日/午後12時半～13時半、14時半～15時半) 無料見学会(保護者・当事者対象 第2・第4土曜日/午後4時～5時) 保護者面談(随時、訪問支援など具体的なニュースタートの支援をご希望の方) 理事・二神による講演会(5月、11月)入寮した若者たちによる講演会(随時) レンタルお姉さん・お兄さんによる訪問支援(随時/「保護者面談」が必須) 入寮と共同生活(開始日は随時/「保護者面談」が必須) ◆若者たちによる活動 カフェバーカーイーんがわ、IT事業部、なんでもお手伝い屋、音楽ライブの運営や月刊誌ニュースタート通信の発行など。 ◆いちかわ・うらやす若者サポートステーションの運営 (tel.047-395-3053/火～土、午前10時～午後5時) ◆孤立無業の若者を管理人として社会参加につなげる「お遍路ハウス四国88」事業 		

フリースクール ネモ (特定非営利活動法人ネモちば不登校・ひきこもりネットワーク)		対象者	(年齢)小学1年生～ (地域)特に制限はなし
連絡先	住所: 習志野市本大久保3-8-14-401	利用料	入会金 50,000円 月会費 37,000円
	電話: 047-411-5159		
	電話受付時間: 月水木金曜日 10:00～17:00	スタッフ	常勤スタッフ 4名 非常勤スタッフ 3名 ボランティア3名
	Eメール: info@nponemo.net	協力	学校、フリースクール全国ネットワーク、千葉県フリースクール等ネットワーク
	ホームページ: 有	連携機関	
設立趣旨	千葉県の不登校・ひきこもりの当事者と家族と関係者に対して、当事者の意思でサポートを求める時、情報提供、親の会・当事者のネットワークづくり、居場所の確保、社会参加の機会提供、政策提言等に関する事業を行い、健全な社会構築に若者が参画し、寄与することを目的とする。		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆フリースクール(年齢制限上限無し) 開設日: 月水木金曜日 10:00～17:00 規模: 30名弱 場所: 習志野市(京成大久保駅徒歩2分)、市川市(京成市川真間駅から徒歩2分) 特徴: プログラムの無いフリースクール。「居ること・在ること」を大切にし、活動内容は会員とスタッフで話し合っ決めていきます(料理・お菓子作り、工作、ドラム講座、スポーツ、合宿、お出かけ企画など)。 ◆親サロン 実施日: 毎月第2日曜日 13:00～16:00 場所: フリースクールネモ(参加費: 会員500円、非会員1000円) 特徴: 不登校・ひきこもり経験者の家族が世話人をしていきます。 ◆電話相談(当事者とその家族対象) 実施日: 毎週火曜日 13:00～15:00 ◆個人相談(初回90分4000円、2回目以降60分4000円) 実施日: 応相談 ◆ひきこもりサロン 毎月第2日曜日14:00～16:00(参加費無料) 		

特定非営利活動法人 ひきこもりコア・クライシス		対象者	(年齢)不問 (地域)香取市近郊
		利用料	入会金 なし 月会費 なし 1回参加につき500円
連絡先	住所:千葉市美浜区幸町2-16-11-107	スタッフ	4名
	電話:043-241-3718、070-1473-8247		
	電話受付時間:随時	協力 連携機関	特定非営利活動法人香取の地域を考える会、保健所、社協
	Eメール:rsb85181@nifty.com		
ホームページ:有			
設立趣旨	香取市と近郊の地域で生活しているひきこもり当事者の方、家族の方、そしてひきこもりに関心を持っている方との交流会を開催している。安全安心な「場」の提供で生まれた会員同士の関係性・信頼性を大切にしていきたい。		
活動内容	<p>ひきこもっている当事者の方、そして親御さん、ひきこもり問題に関心のある方、どうぞ以下の通り交流会にいらして下さい。</p> <p>◆場所:香取市佐原中央公民館</p> <p>◆交通:JR佐原駅北口より徒歩2分</p> <p>◆日時:毎月第4日曜日(変更の場合あり) 13:30~17:00(この時間内いつでも可)</p> <p>◆会場費:500円(お茶代含む)</p>		

株式会社ヒューマン・タッチ		対象者	(年齢)小学生~大人まで (地域)東京・千葉・神奈川・埼玉(遠隔地は応相談)
		利用料	入会金 5,000円(初回のみ・チーパス提示により無料) ご利用料金: ■こころの家庭教師 5,000円~/60分 ■カウンセリング 8,000円~/相談50分 ※税別
連絡先	住所:船橋市本町7-10-2 ユニマツガーデンスクエア 7階	スタッフ	臨床心理士 40名 精神保健福祉士 10名、公認心理師、認定心理士、学校心理士、教員、その他 複数名(登録パートナー含む)
	電話:047-407-4712		
	電話受付時間:9:00~17:30	協力 連携機関	学校、地域若者サポートステーション、病院、企業
	Eメール:info2@human-touch.co.jp		
ホームページ:有			
設立趣旨	不登校やひきこもりの子供・若者に、心理に詳しいインストラクターが直接ご自宅を訪問し、精神的なサポートとともに、学習の支援を行う「こころの家庭教師」サービス。		
活動内容	<p>◆こころの家庭教師 心理専攻の大学生、院生などの専門家が、ひきこもり、不登校、ニートなどの問題を有する方の家をご訪問し、共に時間を過ごします。学習指導はもちろん、心理的な問題に対しても対応可能です。時には良き友達、時には良きお兄さんお姉さんになり、子ども達の「こころの元気」を目指します。 例えば、120分のセッションのうち、60分を遊びや興味のあることに、残りの60分を学習や目標に向けた具体的な取組みを行うなど、ご本人に合わせた個別のプログラムをともに考え、ご提供いたします。まずは、小さな目標から設定し、最終的に社会参加や登校の再開を目指します。</p> <p>(注)心理の専門家(臨床心理士・カウンセラー等)のご訪問を希望される場合は、「訪問カウンセリング 10,000円~(50分)・税別・別途交通費」 こちらのサービス詳細につきましては、弊社HPをご確認ください。 http://www.human-touch.co.jp/learning_support/</p> <p>◆カウンセリング 本社カウンセリングルームにてカウンセリングを実施します。臨床心理士などの専門家による心理療法を提供いたします。うつ病、パニック障害、強迫性障害、不安障害など、大学病院や提携病院と連携しての対応も可能です。</p> <p>◆セミナーの開催 子育てのお悩みを持つ保護者向け「kokoroケアセミナー」開催(HPセミナー情報にて案内、不定期)</p>		

不登校親子応援ねっと		対象者	(年齢)学齢期(小・中・高)の子どもとその家族 (地域)千葉県北西部エリア(2022年12月現在)
		利用料	無料
連絡先	住所:	スタッフ	6名(うち社会福祉士1名)
	電話:090-4846-1496		
	電話受付時間:9:00~20:00	協力 連携機関	フリースクール、居場所、親の会、スクールソーシャルワーカー、 スクールカウンセラー、公立および私立学校
	Eメール:f.ohen-net@live.jp		
ホームページ:https://ouennet.com/			
設立趣旨	不登校で悩む子どもたちやその家族が孤立することがないよう、身近で相談できる場所の情報をボランティア(無償)で提供するとともに、支援団体(居場所や親の会)をつなげるにより地域におけるセーフティネットを構築する。		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆不登校で悩む子どもや家庭を支援している団体に関する情報をまとめた冊子『不登校親子応援ガイドマップ』を発行し、当事者や行政機関に無償で提供している。 ◆定例会においてスタッフ間で情報交換と共有を行い、不登校関連の問題に関する勉強会を開催している。 ◆年に1度、掲載協力団体に呼びかけ「支援団体交流会」を開催し、団体間における情報交換や不登校当事者家族へのマッチング等を行っている。 ◆随時、新しい団体への訪問および取材を行い、紙面の充実を図っている。 		

特定非営利活動法人 ユース・サポート・センター・友懇塾		対象者	(年齢)小学生~50代ぐらいまで (地域)千葉県全域
		利用料	相談料無料
連絡先	住所:千葉県緑区あすみが丘8-2-3	スタッフ	45名(正会員数)実質相談員は3名体制、 里山活動、清掃活動のスタッフ体制は5名から10名
	電話:090-8598-0278 FAX:043-308-9374		
	電話受付時間:10:00~18:00	協力 連携機関	
	Eメール:yukon@world.ocn.ne.jp		
ホームページ:http://yukonsupport.sakura.ne.jp/			
設立趣旨	非行や不登校、引きこもりからニートまで社会に一步踏み出せない若者及び保護者に対する相談や就労支援まで幅広く対応している。特に、家庭訪問を中心に相談者に向き合って活動している。		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談活動 電話:090-8598-0278(井内) 時間:「いつでも相談してください」が基本です。 内容:家庭訪問が基本。若者の様々な問題を親身になって対応します。 子どもの非行問題から不登校・引きこもり・就労支援まで幅広く立ち直り支援をしています。 ◆清掃活動 いつ:毎月第三月曜日。午後3時から5時00分(雨天中止) 場所:JR千葉駅前「フクロウ交番前」から歓楽街を中心 参加:少年とその保護者及び協力者 		

特定非営利活動法人 ユニバーサル就労ネットワークちば		対象者	(年齢)全世代 (地域)委託事業:委託市町村、独自事業:千葉県内
		利用料	なし(独自事業のみ一部実費負担有)
連絡先	住所:千葉県花見川区幕張本郷2-5-1 タカソープラザ405	スタッフ	27名(2022年10月時点)
	電話:043-372-9790	協力 連携機関	千葉市こころの健康センター、千葉市生活困窮者自立相談支援機関、対象者に応じ千葉市外生活困窮者自立相談支援機関、中核地域生活支援センターなど。
	電話受付時間:9:00~17:00		
	Eメール:info@uwnchiba.net		
ホームページ: http://uwnchiba.net			
設立趣旨	多くの人が「その人なり」のはたらき方で社会参加できるユニバーサルな地域社会作りに貢献し、自身の持つ可能性を最大限生かせる伴走型支援を行う。		
活動内容	<p>◆千葉市子ども・若者総合相談センターLink(千葉市委託事業) 子ども・若者に関する総合的な相談窓口。学校、家族、自分自身の事など、どこに相談したらよいか迷うときに、電話や来所で相談を受ける。電話や面談等の継続相談を重ね関係性を構築し、課題解決の継続相談や必要な専門機関に丁寧につなぐ支援を実施。居場所事業、家族のつどいなども実施。 受付:9:00~17:00 電話:050-3775-7007 対象:概ね30代までの本人・家族</p> <p>◆千葉市ひきこもり地域支援センター(千葉市委託事業) ひきこもりについて本人、家族からの相談を受け、電話やセンターでの面談、アウトリーチ面談などを通して関係性を構築。家族と一緒に本人を支え、社会に出る第一歩から自立へ向けた支援につなげる。市民向け公開講座、ひきこもりサポーター養成、居場所事業、OB会、家族のつどいなども実施。 受付:9:00~17:00 電話:043-204-1606 対象:ひきこもっている本人と家族(年齢制限なし)</p> <p>◆就労支援(独自事業) 様々な事情で就労支援が必要な方を対象として職場体験の場の提案、企業とのマッチング、就労に至る前段階の居場所的な就労現場の提案。受付:連絡先と同様 対象:概ね18歳以上</p> <p>◆千葉市就労準備支援事業(千葉市委託事業) 生活困窮者自立支援法で自立相談の支援決定を受け、一般就労(や中間的就労)などを目指し、実際に仕事を体験する短期就労体験や人と関わることに慣れるグループワークなどを組み合わせたオーダーメイドの伴走型就労支援。職場実践型就労支援。 受付:9:00~17:00 電話:043-306-2564 対象:概ね18歳~65歳</p> <p>◆生活自立仕事相談センター花見川(千葉市委託事業) 生活困窮者自立支援法の自立相談窓口のうち花見川区での事業として、総合相談窓口を実施。生活困窮状態にある人、今後生活困窮になる恐れのある人、または世帯全体の支援を実施。またその世帯の義務教育年齢の児童を主な対象として子どもナビゲーターを配置し、子どもへの支援も実施。 受付:9:00~17:00 電話:043-307-6765 対象:生活困窮状態、または今後生活困窮になる恐れのある人</p> <p>◆ダイバシティ就労モデル事業(日本財団・千葉県助成事業) 様々な事情で働きずらさを抱える障害者手帳を持たない人が、障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援A型、B型)を使って、就労に向けた訓練ができる就労システム。</p>		

<p style="text-align: center;">特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ風車</p>		対象者	(年齢)登録時18才～65才 (地域)主に千葉県、全国
		利用料	無料
連絡先	住所: 佐倉市稲荷台2-14-3	スタッフ	10名
	電話: 043-309-8667		
	電話受付時間: 平日 10:00～16:00	協力 連携機関	ネモ・ちば不登校ひきこもりネットワーク、登校拒否を考える会・佐倉、NPOワーカーズコレクティブ千葉県連合会、生活クラブ生活協同組合千葉虹の街、社会福祉法人生活クラブ、NPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ、佐倉市社会福祉協議会、NPO法人こども食堂支援センター・むすびえ
	Eメール: reuse.fuusha@nifty.com		
ホームページ: 有			
設立趣旨	<p>病気や障害も含めて全ての人がありのまま肯定され、尊重される社会をめざします。当事者を社会に出すために訓練するのではなく、それぞれが主体的に関わることで創っていく仕事付きの居場所、そして居るだけでいい場所として開いています。</p>		
活動内容	<p>毎週月～金 10:00～16:00、不定期で土曜日または日曜日にイベント活動あり</p> <p>○地域活動支援センター事業 ・リユース食器レンタル ・居場所事業: 卓球、金曜サロン(歌 毎月第1・3金曜日)、DVD鑑賞会、オープンダイアローグ、お出かけ、お菓子作り、みんなの食堂・風車(お福分け券、ゼロ円ショップ) 家族交流会、農業、手芸、講演会</p> <p>○情報発信 ニュースレター 年3～4回(支える会会員、他 関係各所)、 風車だより 月1回(利用者)</p>		

<p style="text-align: center;">労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 (成田地域福祉事業所)</p>		対象者	(年齢)原則として、15歳から39歳 及び40歳代無業者 (地域)印旛、香取、海浜地区中心
		利用料	入会金 無料 月会費 無料
連絡先	住所: 〒286-0044 成田市不動ヶ岡1114 ストアハウス不動ヶ岡203	スタッフ	キャリア・コンサルタント 1名 産業カウンセラー 1名 公認心理師 3名 その他相談員 3名
	電話: 0476-37-6844		
	電話受付時間: 平日(月～金)10:00～17:00	協力 連携機関	学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク、 ジュブカフェちば 生活困窮者支援事業
	Eメール: jobchiba@roukyou.gr.jp		
ホームページ: 無			
設立趣旨	若者の就労支援(自立塾、職業訓練等)		
活動内容	<p>◆ちば北総地域若者サポートステーションの運営 (ホームページ: hyss://hokusou-saposute.jp.org/)</p> <p>○相談場所(サポステ) 成田市不動ヶ岡1113-1 成田市勤労会館2F 開設日: 平日(月～金)10:00～17:00</p> <p>○相談&居場所(成田市) 成田市不動ヶ岡1114ストアハウス不動ヶ岡202 開設日: 平日(月～金)10:00～17:00 (コミュニティー・スペース)</p> <p>特 徴: 利用者主体のプログラム(農業体験、クリスマス会 他)の実施 コミュニケーション講座、面接練習、PC教室、ペン字教室、「ホンキの就職」、職業人講話 などを実施 *「ホンキの就職」は株式会社リクルートホールディングスよりの提供プログラムです。</p> <p>参加人数: 6人以内</p> <p>○保護者会(サポステ) 実施日 不定期開催 場所 成田市不動ヶ岡1113-1 成田市勤労会館2F</p> <p>○就労体験場所(ワーカーズコープ芝山地域福祉事業所) 場所 山武郡芝山町岩山1110-1 BDF精製・販売事業・廃食油の回収作業</p> <p>○その他 ボランティア活動への参加、職場見学、職業体験、企業説明会等の実施</p>		

5 . 参考資料

掲載内容につきましては、各団体に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

インターネット上のトラブルで困った時の相談窓口

専門窓口

ホームページで対応内容を御確認の上、御利用ください。

相談窓口	対応内容	連絡先(ホームページアドレス)
違法・有害情報相談センター (業務委託元：総務省)	インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口(要登録)	https://www.ihaho.jp/
インターネット人権相談受付窓口 (法務省)	削除要請・助言	https://www.jinken.go.jp/
インターネット・ホットラインセンター (業務委託元：警察庁)	違法、有害情報の通報受付窓口	https://www.internethotline.jp/
セーフライン (一般社団法人セーフアインターネット協会)	リベンジポルノや誹謗中傷など、違法・有害情報の通報受付窓口	https://www.safe-line.jp/

その他の相談窓口

インターネットによるいじめや人権侵害、少年非行や犯罪等が疑われる場合には下記窓口への御相談も御検討ください。

相談窓口	相談内容	連絡先(対応時間)
ヤング・テレホン (千葉県警察)	非行、家庭内暴力、犯罪被害等の少年の健全育成相談	0120-783-497 なやみ よくなる (平日 9:00~17:00)
24時間子供 SOS ダイアル (文部科学省)	いじめやその他の SOS 相談	0120-0-78310 なやみいおう
子どもの人権 110 番 (法務局)	児童虐待 いじめ問題など	0120-007-110 (平日 8:30~17:15)

「インターネット適正利用啓発講演」のご案内

県では、インターネットの適正利用について啓発を行うため、学校、関係機関及び青少年育成団体等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者等が主催する研修会等に職員を派遣し、講演を実施しています。希望される場合には、まず下記までお電話ください。

千葉県環境生活部 県民生活課 子ども・若者育成支援室

電話：043-223-2291 (メール) seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenzenikusei/netkouen.html>

若者の自殺等相談窓口

過度のストレスが長く続くと心身に様々な影響を与え、本人が気づかないうちに、うつ状態になっている場合があります。

○主な相談窓口等

(1) 心の健康についての相談

元気が出ない、眠れない、イライラする、不安だ...、気になったら相談しましょう。

名称	主な内容	連絡先	受付時間
千葉県精神保健福祉センター	精神保健福祉全般に関する相談（こころの悩みや医療機関情報を知りたい、など）	043-263-3893 （一般相談）	月～金曜日 9：00～18：30 （祝日・年末年始除く） 千葉市在住の方は「千葉市こころの健康センター」へ
千葉市こころの健康センター （千葉市在住の方）	心の健康や精神障害、思春期等の精神保健福祉全般に関する相談 「こころの電話」は傾聴専用	043-204-1582 （精神保健福祉相談） 043-204-1583 （こころの電話）	月～金曜日 8：30～17：30 （祝日・年末年始除く） 「こころの電話」 月～金曜日 10：00～12：00 13：00～17：00 （祝日・年末年始除く）

(2) 千葉いのちの電話

相談方法	主な内容	連絡先	受付時間
電話相談	自殺をはじめとする精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている方を対象とした、電話相談及び対面相談（対面相談は要予約）	043-227-3900	365日 24時間 （受付時間を変更する場合がございますので、HPでご確認ください） https://www.chiba-inochi.jp
対面相談		043-222-4331 （予約受付）	電話予約受付 月～金 9：00～17：00 土曜日 12：00～14：30 （祝日・年末年始除く）
インターネットメール相談	誰にも話せない、相談できない、人と話すのが怖い...独りで抱えている思いをメールでお伝えください	https://www.chiba-inochi.jp/	受付随時

(3) 医療機関について知りたいとき

名称	主な内容	連絡先（問い合わせは各医療機関へ）
ちば医療なび	医療施設・医療機関情報提供サービス	http://www.iryu.pref.chiba.lg.jp/
千葉県精神神経科診療所協会	精神神経科の診療所及び初診優先枠の案内	https://capc.jp/

その他の相談窓口を探す場合

県では、うつ病などの精神疾患に関する情報や、相談窓口に関する情報を掲載した冊子「あなたのこころ元気ですか？」を作成しています。県ホームページから御覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kokoro/genki-booklet.html>

若者の犯罪被害に関する相談窓口

近年は、スマートフォンやインターネットを利用した SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用が浸透し、SNS 利用をきっかけに犯罪被害に遭うケースが発生しています。そのほかにも、深夜のはいかいによる犯罪被害や、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険も存在します。

子ども・若者が犯罪の被害に遭った場合の主な相談窓口については、次のとおりです。

主な相談窓口

分類	相談内容	相談窓口	受付時間	所在地 / 電話番号
児童虐待	児童虐待に関する相談、児童虐待の通告	居住地の市町村又は管轄の児童相談所	平日 9:00～17:00	各市町村又は管轄の児童相談所
			電話相談 (年中無休 24 時間)	千葉県中央児童相談所 電話：043-252-1152
				児童相談所全国共通ダイヤル 電話：189(いちはやく)
子ども・若者	ニート、ひきこもり、不登校等困難を有する概ね 39 歳までの子ども・若者及びその家族からの総合的な相談	千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」	電話相談 火～日曜 10:00～17:00 (月曜が祝日の場合は営業、翌火曜休) 面接相談(予約制) ・来所:週4日 ・オンライン:週2日	千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎 4 階 電話：043-420-8066 メール： lighthouse@abeam.ocn.ne.jp
少年問題	少年や保護者からの非行や犯罪に関する相談	千葉県警察少年センター	電話相談 平日 9:00～17:00 来所相談(予約制) 平日 8:30～17:00	千葉市稲毛区天台 6-5-2 ヤング・テレホン フリーダイヤル 電話：0120-783-497 (ヤミヨル)
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者の方が安心して相談できる、きめ細やかな支援(電話相談、面接相談、付添い支援など)を提供します。	NPO 法人千葉性暴力被害支援センター ちさと	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 緊急支援は 24 時間 365 日対応	ほっとこーる 電話：043-251-8500
		公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター	平日 10:00～16:00	千葉市中央区中央 3-9-16 大樹生命千葉中央ビル 7 階 性犯罪被害相談専用ダイヤル 電話：043-222-9977

若者の消費生活相談窓口

消費者トラブルによる悩みには、消費生活相談窓口を御利用ください。専門の消費生活相談員が相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行います。相談は無料で、秘密は守られます。

商品やサービスの契約、製品事故等、消費生活全般に関する相談・問い合わせがある場合に御利用いただけます。例えば、通信販売で購入した商品、身に覚えのない未納料金、インターネットゲームに関する相談について受け付けています。

1 行政機関

消費生活相談窓口は、消費者の利益の擁護・増進と消費者の権利の尊重を目的として地方公共団体が法律に基づいて設置している消費者のための相談機関です。

(1) 消費者ホットライン(全国共通の電話番号) 188(いやや)

相談料金	主な内容
無料	最寄りの消費生活相談窓口(お住いの市町村の消費生活センター等、千葉県消費者センター、独立行政法人国民生活センターのいずれか)に原則つながります。

消費者庁ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

(2) 千葉県消費者センター 消費生活相談専用電話 047-434-0999

所在地	相談方法	相談料金	受付日・時間
船橋市高瀬町66-18	電話 来所	無料	月～金曜日:午前9時～午後4時30分 土曜日:午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)

(3) 県内市町村の消費生活相談窓口

お住まいの市町村の消費生活相談窓口に直接相談することもできます。千葉県消費者センターホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/soudan/shichou.html>)で対応日時を御確認ください。

(4) 独立行政法人国民生活センター お昼の消費生活相談

電話番号	相談方法	相談料金	受付日・時間
03-3446-0999 (http://www.kokusen.go.jp/)	電話	無料	月曜日～金曜日 午前11時～午後1時 (祝日、年末年始を除く)

2 行政機関以外の相談窓口

土曜日、日曜日に電話相談のみ受け付けている消費者団体の窓口があります。

相談機関名	電話番号	相談料金	受付日・時間
公益社団法人全国消費生活 相談員協会 (http://www.zenso.or.jp/)	週末電話相談室 03-5614-0189	無料	土曜日・日曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 (年末年始を除く)
公益社団法人日本消費生活ア ドバイザ・コンサウト・相談員 協会(https://nacs.or.jp/)	ウィークエンド・ テレホン 03-6450-6631	無料	日曜日 午前11時～午後4時 (年末年始12月29日～1月4日 を除く)
一般財団法人日本消費者協会 (https://jca-home.jp/)	消費者相談室 03-5282-5319	無料	火曜日～金曜日 午前10時～正 午 午後1時～4時(祝日、年末年 始、相談員の研修日等を除く)

千葉県消費者センターでは、消費者被害防止のため、無料で県の消費生活相談員を派遣する消費者自立支援講座を実施しています(原則として20名以上のグループが対象)。千葉県ホームページや、消費者庁、独立行政法人国民生活センターのホームページには、消費者関連情報や各種パンフレットが掲載されていますので、関心のある方は御利用ください。

ひきこもり・不登校の若者支援にあたり、知っておきたい精神疾患 ～ 薬物療法や認知行動療法など医療的な関わりが有効なもの～

統合失調症・サイコース（早期の状態）

15歳～20代の発症が多く、罹患率は100人に1人と誰でもかかる可能性がある身近な病気です。治療は以前よりも良くなり、回復することもできます。誰かに見られている感覚、誰もいないのに声が聞こえ、盗聴や盗撮をされていると考えたりします（陽性症状）。一方で、ひきこもるだけという目立たない症状のみの方もいます。その場合には、会話がなくなり、趣味も簡単なものだけで不器用になり、できていたことが数年の間にできなくなっていくことがあります（陰性症状）。

参照HP：“イルボスコ”（東邦大学医療センター大森病院HP内）

特に発症の疑いや初期症状の情報

“みんなのメンタルヘルス”（厚生労働省HP内） 症状が明確で経過が長い状態の情報

気分障害（うつ病、躁うつ病、気分変調症など）

ひきこもりや不登校初期のストレスの高い時期に抑うつ状態となることがありますが、この状態が持続すると慢性のうつ病（気分変調症）となることがあります。うつ症状（気分の落ち込み、睡眠、食事への影響、楽しみの消失、朝の不調、体調不良など）の時期はイライラし、時に攻撃的になることもあるため、刺激を避け早めに休養を取ることが大切です。回復期では、軽く体を動かすなど行動活性化が必要な時期もあり、対処法への理解が必要です。

また若年者は、躁うつ病という気分の上下がある病気の、うつ時期であることがあり、この場合は治療法が大きく異なります。軽い躁状態の時は、個性により様々ですが、例えばおしゃべりで、社交的、根拠なく自信があったり、時に喧嘩っ早く、短時間睡眠で頑張れてしまったりします。過去に活動的な時期があった場合は医師に伝えて、判断してもらうことが重要です。

参照HP：“躁うつ病（双極性障害）と付き合うために”（日本うつ病学会HP内）

“みんなのメンタルヘルス”（厚生労働省HP内）

強迫性障害

考えたくないのにあることが頭から離れない、何度も同じ確認や行動をくりかえしてしまい、日常生活に支障が出ます。例えば、不潔に思えて過剰に手を洗う、戸締りなどを何度も確認せずにはいられないといったことがあります。不潔恐怖で触れないものが増えてしまうと、入浴やトイレも難しくなり、部屋の同じ場所で過ごしていることもあります。

参照HP：“みんなのメンタルヘルス”（厚生労働省HP内）

不安障害

状況に合わない強い不安を感じ生活に支障が出ます。外出すると事故に遭うのではないかと、家が火事になるのではないかと、病気をうつされるのではないかなど様々な不安で、日常の行動ができなくなります。不安は、動悸、息切れ、腹痛、下痢、頭痛、めまいなどの様々な身体症状を伴います。不安が強い場合は、死の恐怖を伴うようなパニック発作となります。内科を受診しても異常が見られず、ドクターショッピングにつながってしまうこともあります。

参照HP：“みんなのメンタルヘルス”(厚生労働省HP内)

依存症

ゲーム、ネット、買い物、アルコール、食物、薬物摂取など、何らかの行動を当初考えているよりもやり過ぎてしまい、止めたくても止められず生活に支障をきたし、人間関係や経済状況の悪化を招きます。時に発達障害、うつ病、不安障害などが合併することがあり薬物療法などの治療が必要となることがあります。診断により適切な支援や治療を受けることが重要です。

参照HP：“みんなのメンタルヘルス”(厚生労働省HP内)

トラウマ反応

不意に災害、犯罪、いじめ、虐待などの体験が思い出され、生々しい感覚を再体験(フラッシュバック)するため、その場に合わない激しい感情が生じます。このため、現在の人間関係に影響を及ぼしてしまふことがあります。思い出す状況を避ける(回避)、周囲に無関心(麻痺)、眠れない、イライラ、感情の起伏が激しく集中できない(過覚醒)などの症状が見られます。これらの症状が性格ではなく、症状であるという理解と安心できる環境、安定した人間関係の確保が最も大切であり、必要に応じて認知行動療法や薬物療法などを行います。

参照HP：“みんなのメンタルヘルス”(厚生労働省HP内)

摂食障害

自尊心の低下、極端に食べない、過食、嘔吐などの症状が見られ、頭の中が食べ物と体型のことでいっぱいになります。過食、嘔吐があり、体重が正常以上の場合には、苦痛が強くなるので受診に結びつきやすく、認知行動療法が有効とされています。低体重の場合には病気の認識が乏しく、受診が困難となることがあります。このような場合には、無月経や脈がゆっくりであること(徐脈)など身体の症状から検査が必要と説明し、まずは摂食障害に理解ある内科医や小児科医に受診し、そこから心療内科や精神科に紹介してもらうのも一つの方法です。うつ病などが伴えば薬物療法も行います。数年以上かけて良くなってゆきます。

参照HP： 摂食障害情報ポータルサイト(一般の方)

“みんなのメンタルヘルス”(厚生労働省HP内)

千葉県子ども・若者支援協議会 構成機関・団体

(令和5年3月時点)

構成機関・団体		分野
県機関	千葉県健康福祉部 健康福祉政策課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 健康福祉指導課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 児童家庭課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 障害福祉事業課	福祉・医療
	千葉県商工労働部 雇用労働課	雇用
	千葉県商工労働部 産業人材課	雇用
	千葉県教育庁 企画管理部 教育政策課	教育
	千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課	教育
	千葉県教育庁 教育振興部 児童生徒安全課	教育
	千葉県教育庁 教育振興部 特別支援教育課	教育
	千葉県警察本部 生活安全部少年課	矯正・更生・保護
	県支援機関	千葉県健康福祉センター(代表)
千葉県中核地域生活支援センター(代表)		福祉・医療
千葉県中央児童相談所		福祉・医療
千葉県精神保健福祉センター		福祉・医療
千葉県ひきこもり地域支援センター		福祉・医療
千葉県発達障害者支援センター(CAS)		福祉・医療
千葉県子ども・若者総合相談センター		総合相談
千葉若者キャリアセンター ジョブカフェちば		雇用
ちば地域若者サポートステーション		雇用
千葉県子どもと親のサポートセンター		教育
千葉県警察本部 生活安全部少年課 少年センター		矯正・更生・保護
国機関		千葉家庭裁判所
	千葉少年鑑別所	矯正・更生・保護
	千葉地方法務局	人権擁護等
	千葉保護観察所	矯正・更生・保護
民間団体	特定非営利活動法人 キャリアデザイン研究所	民間団体
	特定非営利活動法人 KHJ千葉県なの花会	民間団体
	特定非営利活動法人 セカンドスペース	民間団体
	特定非営利活動法人 ニュースタート事務局	民間団体
	特定非営利活動法人 ネモチば不登校・ひきこもりネットワーク	民間団体
	特定非営利活動法人 1-ス・ホート・センター・友懇塾	民間団体
	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	民間団体
	千葉県弁護士会社会福祉委員会	民間団体
市	千葉市こども未来局こども未来部健全育成課	オブザーバー
	松戸市子ども部子どもわかもの課	オブザーバー
	佐倉市こども支援部こども政策課	オブザーバー
	市原市教育委員会生涯学習課	オブザーバー
調整機関	千葉県環境生活部 県民生活課	総合

困難を有する子ども・若者の
相談・支援機関ガイドブック（セレクトシステム）

発行日 令和5年（2023年）3月

発行者 千葉県子ども・若者支援協議会

（事務局 千葉県環境生活部県民生活課）

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2291

FAX 043-221-5858

